

福井大学松岡キャンパス(附属病院を除く)

# 環境マネジメント マニュアル

管理番号：FMS101(9)

版数：第9版

制定日：2005年9月1日

改定日：2012年9月4日

福井大学

承認者	作成者
学長	松岡地区総括環境責任者
福田 優	田下 善則



## 制定／改定履歴

版数	制定／改定理由	内 容	改定 ページ	発行日／ 改定日
1	制 定			2005年 9月1日
第2版からの改定を記す(第2版 改定日:2005年12月27日)				
第3版からの改定を記す(第3版 改定日:2006年7月20日)				
第4版からの改定を記す(第4版 改定日:2007年9月5日)				
第5版からの改定を記す(第5版 改定日:2008年9月4日)				
第6版からの改定を記す(第6版 改定日:2009年8月27日)				
第7版からの改定を記す(第7版 改定日:2010年9月2日)				
第8版からの改定を記す(第8版 改定日:2011年9月9日)				
9	「はじめに」	マニュアル版数の変更 「第8版」→「第9版」	M-II	2012年 9月4日
	「計画」法的及びその 他の要求事項	9. PCB 「0.003mg/ℓ以下」 → 「検出されないこと」 15. 1・1-ジクロロエチレン 「0.2mg/ℓ以下」→「1mg/ℓ以下」 16. シス-1・2-ジクロロエチレン → 16. 1・2-ジクロロエチレン 追加 34. 塩化ビニルモノマー 「0.002mg/ℓ以下」 35. 1,4-ジオキサン 「0.05mg/ℓ以下」	M-17	
	「実施及び運用」資源 、役割、責任及び権限	組織図(つづき) ・「(調達各係は除く)」を削除 ・「(職員食堂)」→「(学生食堂)」	M-43 M-44	
	「点検」記録の管理	3.0 手順の項目(3)の後、「廃棄方法は、個人情報に記載されている場合は、シュレッター 処理をし、その他は資源リサイクルとして廃棄する。」の文を追加	M-72	
	(様式集)	環境影響登録簿の「【焼却設備】」の項目削除 教育実施報告書の「*コピー1部をユニット内で保管する」を削除	Y-33 Y-53	

	はじめに	
--	------	--

福井大学は全学で地球環境保全に取り組んでいるが、キャンパスが福井市文京地区と永平寺町松岡地区に離れており、各地区の実情に応じた環境保全活動を実施した方が効率的であるとの判断から、環境保全活動組織や活動マニュアルには、全学共通部分と個別部分が含まれることになった。

全学共通部分は、最高環境責任者及び環境方針、総括環境責任者、財務・施設委員会、環境保全等推進小委員会、環境保全等内部監査小委員会（以下、内部監査小委員会という）、及び環境内部監査責任者が含まれる。

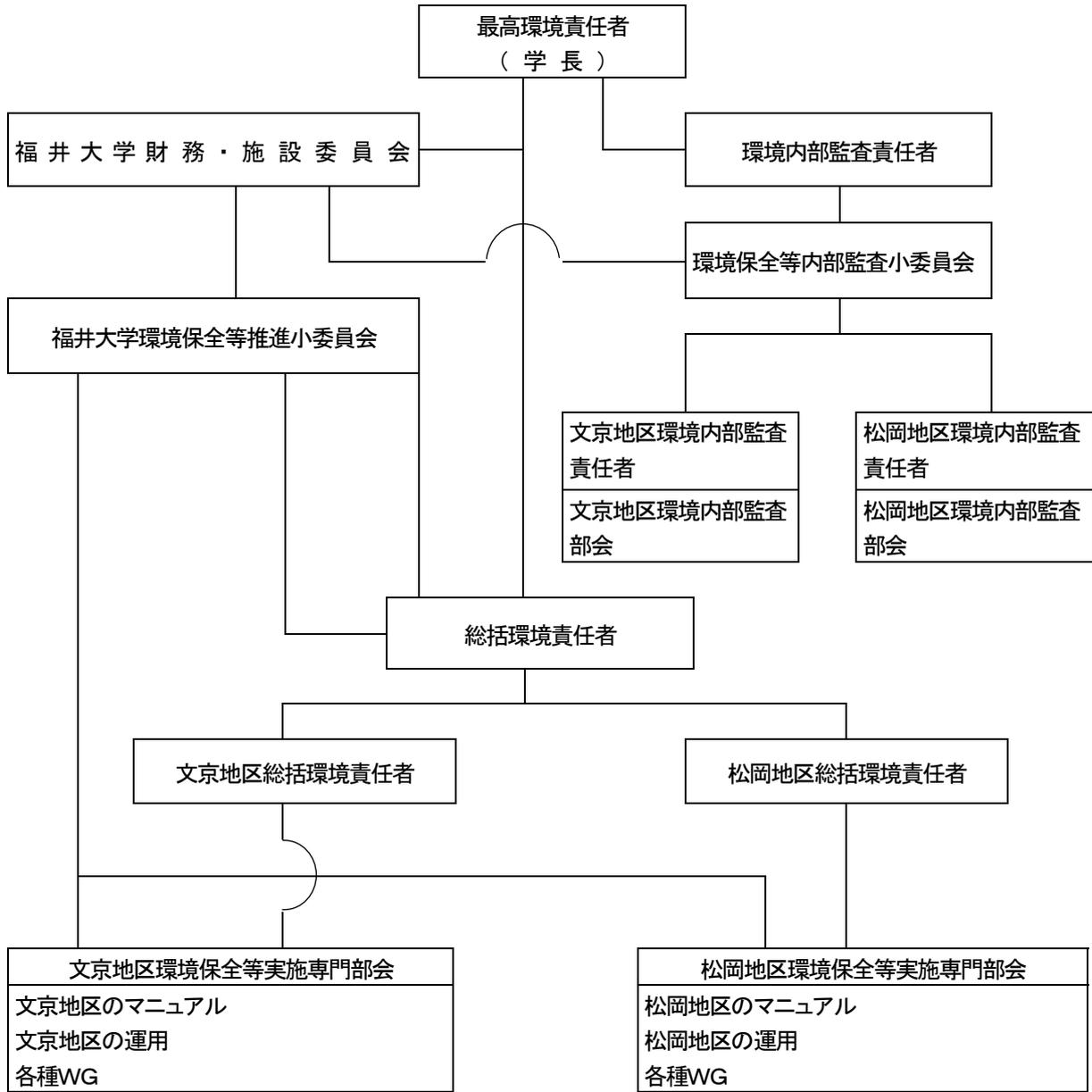
個別部分には、総括環境責任者及び環境内部監査責任者の下位に連なる地区別総括環境責任者や環境内部監査責任者及び各種専門部会等が含まれる。

活動マニュアル（運用マニュアル）は、各地区の実情に応じたものを作成し、独自に運用する。しかしながら、両地区の活動状況や上部委員会への審議依頼事項などを共通して理解するために、年に数回両地区総括環境責任者を交えた意見交換会を開催する。

このマニュアル（福井大学松岡キャンパス環境マネジメントマニュアル第9版）には、環境方針・全学共通委員会組織及び福井大学松岡地区における環境保全活動の手順が載せられている。環境方針とこのマニュアルは福井大学の公式ホームページ上で一般に公開される。

福井大学における ISO14001 の運用管理システム及び両キャンパスでの組織の関係を次ページに示す。

	<b>はじめに</b>	
--	-------------	--



福井大学環境保全等推進小委員会	総括環境責任者
	文京地区総括環境責任者
	松岡地区総括環境責任者
全学の総括環境責任者	文京地区総括環境責任者あるいは松岡地区総括環境責任者のどちらかと兼務
全学の内部監査責任者	文京地区内部監査責任者あるいは松岡地区内部監査責任者のどちらかと兼務

# 目次

	: ページ
1. 目的	M-1
2. 適用範囲	M-1
3. 適合規格及び用語の定義	M-1
4. 環境マネジメントシステム要求事項	M-3
4.1 一般要求事項	M-3
4.2 環境方針	M-4
4.3 計画	M-6
4.3.1 環境側面	M-6
4.3.2 法的及びその他の要求事項	M-11
4.3.3 目的, 目標及び実施計画	M-35
4.4 実施及び運用	M-41
4.4.1 資源, 役割, 責任及び権限	M-41
4.4.2 力量, 教育訓練及び自覚	M-48
4.4.3 コミュニケーション	M-51
4.4.4 文書類	M-53
4.4.5 文書管理	M-56
4.4.6 運用管理	M-59
4.4.7 緊急事態への準備及び対応	M-61
4.5 点検	M-63
4.5.1 監視及び測定	M-63
4.5.2 順守評価	M-67
4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置	M-70
4.5.4 記録の管理	M-72
4.5.5 内部監査	M-76
4.6 学長による見直し	M-81

	<b>目的・適用範囲・適合規格及び用語の定義</b>	
--	----------------------------	--

## 1. 目的

本マニュアルは、福井大学松岡キャンパス(附属病院を除く)の事業活動とサービスにおける、環境マネジメントシステムの運用・改善の手順を示し、環境保全活動の推進を図ることを目的とする。本マニュアルは、ISO 14001:2004 及び JIS Q 14001:2004 の要求事項に適合した環境マネジメントシステムの中心要素及びその相互関係を文書として体系化したものである。

## 2. 適用範囲

本マニュアルは、福井大学松岡キャンパス(以下、福井大学と略記する。)の環境側面に適用する。福井大学松岡キャンパスの定義は次の通りである。

### ○地理的区分

福井大学松岡キャンパス(附属病院を除く)

※配置図(資料Ⅰ)の網掛け部分

### ○機能的区分

全業務(例:教育・研究, 購買, 施設・設備保全, 総務, その他)

※組織図(資料Ⅱ)参照

### ○要員

・組織図に該当する医学部および事務局の教職員(P. M-42, M-43参照)

・影響を及ぼすことができる協力業者(以下、本学関係者という)

## 3. 適合規格及び用語の定義

### 3.1 適合規格

本マニュアルは ISO14001:2004 及び JIS Q 14001:2004 の規格に適合する。

### 3.2 用語の定義

本マニュアルにおける用語は原則として JIS Q 14001:2004(ISO14001:2004)で示された用語の定義に従う。ただし、福井大学で固有に使用している用語は以下に定義する。

	<b>目的・適用範囲・適合規格及び用語の定義</b>	
--	----------------------------	--

使用用語	規格用語	定義
著しい環境側面	著しい環境側面	改善, 維持管理, 予防・緩和のいずれかの活動が必要な環境側面
環境影響評価	—	改善, 維持管理, 予防・緩和すべき環境側面・環境影響を決定するプロセス
法律・条例	法的及びその他の要求事項 (これに類するものを含む)	福井大学の環境側面に適用される環境関連の法律, 条例等
目的	環境目的	—
目標	環境目標	—
総括環境責任者	管理責任者	本学におけるISO14001活動の現場責任者であり, 最高環境責任者を代行する
松岡地区総括環境責任者	—	松岡地区における総括環境責任者の職務を代行する
本学関係者(本学に 関係する事業者)	組織のために働く人々	—
テスト	テスト	緊急事態の予防・緩和の手順が有効か否かを定期的に検証するプロセス(実施可能な全部又は一部を検証する)
是正処置	是正処置	不適合発生時にとられる処置の一つで, 同じ不適合が二度と起こらないようにとられる措置
予防処置	予防処置	不適合発生時に採用される処置の一つで, 同様の不適合が発生する可能性(潜在的な不適合)を有するユニット・施設・作業等に実行される処置
最高環境責任者 (学長)	トップマネジメント	福井大学の環境マネジメントシステムにおける最高責任者であり, 環境保全活動全般を総括管理する.
約束	コミットメント	—
見直し	レビュー	—
福井大学	組織	—

	<b>環境マネジメントシステム要求事項</b> 一般的要求事項	
--	------------------------------------	--

#### 4. 環境マネジメントシステム要求事項

---

##### 4.1 一般要求事項

---

福井大学は環境マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持し、継続的に改善し、どのようにしてこれらの要求事項を満たすかを決定する。その環境マネジメントシステムの適用範囲を定め、文書化する。

	<b>環境マネジメントシステム要求事項</b>	
	環 境 方 針	

## 4.2 環境方針

### 1.0 目的

この手順は、地球環境・地域環境の現状を念頭に置き、福井大学が環境保全活動を推進していく上で、この原動力となる環境方針を定めるための責任と行動を明確にすることを目的とする。

### 2.0 環境方針の見直し時期

(1)見直し時期は定期と臨時に大別するものとし、それぞれ以下の通りである。

- ①定期：内部監査あるいは外部機関による審査後の学長によるシステムの見直し時
- ②臨時：適用範囲の大幅な変更が起こったとき等に学長が必要と認めた時

### 3.0 環境方針の策定手順

(1)学長は、次の点に留意しつつ環境方針を定め、定められた適用範囲の中で、福井大学の全環境保全活動を推進する。

- ①福井大学の長期的ビジョンを反映している。
- ②福井大学の事業活動、サービスの性質、規模及び環境影響を反映している。
- ③継続的改善及び汚染の予防に関する約束を含める。
- ④関連する環境の法規制、及び福井大学が同意するその他の要求事項を順守する約束を含める。
- ⑤環境目的及び目標を定め、見直しを行うことを含める。

### 4.0 学内への周知徹底

(1)総括環境責任者は、その責任において環境方針の意義・内容を研修・本マニュアル・ホームページ・掲示板・環境方針カード(ISOカード)により全教職員及び本学関係者に周知する。

(2)新採用教職員については、松岡地区環境保全等実施専門部会(以下、環境保全等実施専門部会)が環境方針の意義・内容を研修・本マニュアル・環境方針により周知する。

(3)学生については、ホームページ・掲示板・環境方針カード及び講義などにより、環境意識の高揚を促す。

### 5.0 学外への開示

(1)学外への開示については、ホームページ、環境方針カードにより、広く開示する。

	<b>環境マネジメントシステム要求事項</b> 環 境 方 針	
--	------------------------------------	--

## 福井大学環境方針

### 1. 基本理念

福井大学は、地球環境問題が現下の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、本学における教育・研究、及びそれに伴うあらゆる活動において、常に環境との調和と環境負荷の低減に努める。また、地域に根ざした大学として、地域環境の保全や改善に向けた教育・研究を積極的に展開する。

### 2. 基本方針

1. 本学における教育・研究を中心としたすべての活動から発生する地球環境に対する負荷の低減に努め、更に、それを通じて心身の健康を図る。
2. 地球環境や地域環境の保全・改善のための教育・研究を継続的に推進するとともに、地域社会との連携による環境保全・改善プログラムに積極的に参画する。
3. 環境関連法規、条例、協定、及び自主基準の要求事項を順守する。
4. この環境方針を達成するために、環境目的及び目標を設定し、教職員、学生、生徒、児童、園児及び福井大学生協同組合職員と協力してこれらの達成を図る。
5. 環境マネジメントシステムを確立するとともに、環境監査を実施し、これを定期的に見直し、継続的な改善を図る。

この方針は文書化し、すべての教職員及び生協職員が認識するとともに、学生・生徒・児童・園児及び本学関係者に対して周知させる。さらに文書及びインターネットのホームページを用いて、本学関係者以外にも広く開示する。

2007年 4月 1日

福井大学長 福 田 優

	計 画 環 境 側 面	
--	----------------	--

## 4.3 計画

### 4.3.1 環境側面

#### 1.0 目的

この手順は、福井大学が環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で管理できるもの、及び他組織(出入り業者等)による事業活動やサービスの環境側面の中で本学が影響を及ぼすことができるものを特定する。それらの中で、新規又は変更されたもの、著しい環境影響を与える、あるいは与える可能性がある環境側面(以下、著しい環境側面という)を決定する手順を整備し、運用するための責任及び行動を定める。環境目的、目標の設定に当たっては、これらの著しい環境側面の改善・推進を考慮する。

#### 2.0 環境影響評価の時期及び種類

環境影響評価の評価時期と分析方式は以下のとおりとする。

##### (1)評価時期

- ①環境影響評価は、環境マネジメントシステム導入時に実施する。
- ②導入後は、以下の事項が発生した時に財務・施設委員会又は環境保全等推進小委員会が環境影響評価を開始するか否かを検討し、必要と認めた場合、総括環境責任者を通じ松岡地区総括環境責任者に指示し、実施される。
  - ・法律・条例の新設・改廃
  - ・業務内容の変更
  - ・学長による見直し
  - ・利害関係者からの環境に関する要望・苦情
  - ・新規事業への着手・あるいは完成
  - ・新技術又は新装置の導入・廃棄等
  - ・ISO14001(JIS Q 14001)規格の変更

また、環境保全等実施専門部会は環境影響評価が福井大学の事業活動又はサービスについて、最新の状況に対応していることを確かめるため、上記事項の発生有無及び検討の実施について定例会議で随時確認し、重要な変更があった場合、環境保全等推進小委員会に報告する。

- ③環境保全等実施専門部会は、②に関わらず、毎年環境影響評価のための調査を行うことができる。

##### (2)分析方式

- ①「代表者分析」: 福井大学松岡キャンパス全体の環境を大局的に把握するために用いられる方式。実施組織は、松岡地区総括環境責任者の権限で発足し、有識者により構成される。

	計 画 環 境 側 面	
--	----------------	--

- ②「業務分析－内部用」:全ユニットに対して適用でき、ユニット固有の状況を把握するための方式。環境影響調査票が用いられる。
- ③「業務分析－外部用」:本学関係者に対して用いられ、本学関係者固有の状況を把握するための方式。間接影響調査票が用いられる。

### 3.0 環境影響識別項目

#### (1)環境影響

評価対象とすべき環境影響要素は、以下のように大別するものとする。

・大気、水、土壌、音、ユレ、におい、地盤、資源、廃棄物、気温、オゾン層、人体、景観、その他環境保全等実施専門部会が必要と認めた要素

※環境影響とは、環境影響要素に有益な、または有害な影響を与えた結果をいう

#### (2)状況

##### ①通常

事業活動が通常状態及び通常のメンテナンスが行われている時。

##### ②非通常

施設・設備の立ち上げ、シャットダウン時。

##### ③事故・緊急

爆発等の人災や地震・火災等の天災が起きた時。

### 4.0 手順

#### 4.1 環境側面及び環境影響の調査

##### (1)学内調査

- ①松岡地区総括環境責任者は、学内調査を実施するに当たり、調査の目的に合わせ、分析方式を選択し、実施を指示する。学内調査では「代表者分析」及び「業務分析－内部用」が適用でき、両方又は一方を選び適用することができる。

##### 《代表者分析》

- ・松岡地区総括環境責任者は、有識者により実施組織を組織し、自らも責任者として出席する
- ・実施組織は、環境影響識別項目に留意し、環境側面及び環境影響(候補)を拾い出し、環境影響登録簿に登録し、環境保全等実施専門部会に提出する

##### 《業務分析－内部用》

- ・松岡地区総括環境責任者は、環境影響識別項目に留意し、環境影響調査票を見直し、最適化を行う。

	計 画 環 境 側 面	
--	----------------	--

・松岡地区総括環境責任者は組織図等により、学内環境調査を行うユニットを選定し、調査の実施を各ユニット代表者に依頼する。

・各ユニット代表者は、関係する教職員にヒアリングあるいは環境影響調査票を配布し、その結果を環境保全等実施専門部会に報告する。(注)漏れがないように細心の注意を払うこと。

②環境保全等実施専門部会は、環境影響調査票を集約・調整し、福井大学の環境側面・環境影響を特定し、環境影響登録簿に追加登録後、松岡地区総括環境責任者に提出する。環境保全等実施専門部会は、必要に応じて、再調査や現物調査を行う。

③新規大型プロジェクトについては、大型機器導入・施設整備に関する事前環境影響評価表を参照する。

## (2) 本学関係者の調査

①松岡地区総括環境責任者は、本学に出入りする関係者の中から、本学の活動に大きく関係し、なおかつ環境影響が大きい業務(例: 建築・建設(元請け)、重油納入、灯油納入、液体窒素納入、ガスボンベ納入、高圧ガス納入、廃棄物搬出、学内清掃、ボイラー運転。)を行っていると思われる者を、本学関係者として選定し、調査対象本学関係者に登録する。

②松岡地区総括環境責任者は、本学関係者を対象に環境保全等実施専門部会に環境側面・環境影響の特定、並びに環境影響評価の実施を指示する。

③環境保全等実施専門部会は、調査対象本学関係者に記載された本学関係者に対し、調査を実施する。間接影響調査票を用いる場合、環境影響識別項目に留意し、最適化を行った後、松岡地区総括環境責任者の承認を得ること。

④環境保全等実施専門部会は、調査結果を基に、福井大学の環境側面・環境影響を特定し、環境影響登録簿に追加登録後、松岡地区総括環境責任者に提出する。

## 4.2 環境影響評価

①松岡地区総括環境責任者は、環境影響登録簿を確認し、環境影響評価の実施を環境保全等実施専門部会に指示する。環境影響登録簿は環境保全等実施専門部会で保管する。

②環境保全等実施専門部会は、以下の評価指針を基に、総体的に評価することで著しい環境側面を決定し、環境影響登録簿に追記し、松岡地区総括環境責任者に提出する。

### 《評価指針》

- ・環境影響の大きさ(有害性、影響の深刻さ、影響の持続性、発生の頻度など)
- ・法律・条例の有無
- ・社会・利害関係者(教職員等を含む)の関心事への配慮
- ・対コスト効果
- ・大学のビジョン(事業計画、方針など)

	計 画	
	環 境 側 面	

③総括環境責任者は、松岡地区総括環境責任者の報告を受け確認し、必要に応じて環境保全等推進小委員会に報告し、承認を得る。又松岡地区総括環境責任者は著しい環境側面を【著しい環境側面一覧】に登録する。

#### 4.3 著しい環境側面の取扱い

①著しい環境側面は、次のいずれかの方法により管理すること。尚、管理方法が決定した場合、松岡地区総括環境責任者は【著しい環境側面一覧】を必要に応じ更新すること。

・改善・調査活動(目的、目標及び実施計画を設定し、運用管理を行う)

→《目的、目標及び実施計画》《運用管理》

・維持管理活動(目的及び目標を定めず、その時点のパフォーマンスを維持又は活動の継続を目的とし、運用管理を行う)

→《運用管理》

・予防・緩和活動(目的及び目標を定めず、事故及び緊急事態の発生を予防するための手順並びにそれらによる環境影響を緩和するための手順を整備し、リスク管理を行う)

→《緊急事態への準備及び対応》

※運用管理:運用を確実にするための管理活動で、具体的には手順書を設定(必要に応じ)し、関係教職員に徹底すること、本学関係者においては購買時(契約を含む)の仕様に織り込むことや運転・施工・活動前に指導(要請及び依頼を含む)すること等がある

《管理マトリックス》 ◎必須事項 ○任意事項

		PLAN		DO		CHECK
規格	環境側面	目的、目標及び実施計画	運用管理	緊急事態への準備及び対応	監視及び測定	
関連事項	著しい環境側面	改善・調査活動	◎	○		◎
		維持管理活動		○(大学) ◎(本学関係者)		◎
		予防・緩和活動		○	◎	

#### 5.0 様式

- ・FMS431-1 : 環境影響調査票
- ・FMS431-2 : 環境影響登録簿
- ・FMS431-3 : 大型機器導入・施設整備に関する事前環境影響評価表
- ・FMS431-4 : 調査対象本学関係者
- ・FMS431-5 : 間接影響評価票(新規業者)
- ・FMS431-6 : 間接影響評価票(継続業者)

	<b>計 画</b>	
	環 境 側 面	

### 著しい環境側面一覽

【凡例： ● 環境に悪いこと ○環境に良いこと】

区分	環境側面 ☆:直接 ★:間接	環境影響											場面		活動区分			著しい環境側面管理番号	
		大気	水	土壌	音	ユレ	におい	地盤	資源	廃棄物	気	オゾン	人	景観	通常・非通常	事故・緊急	改善・調査活動		維持管理活動
全体	総エネルギーの消費	☆☆	●						●	●	●				●	●			1
	紙の消費	☆							●						●	●			2
	水の使用	☆							●						●	●			3
	生活排水の排出	☆☆		●											●	●			4
	事業系排水の排出	☆☆		●											●	●			5
	一般廃棄物の排出	☆☆								●					●	●			6
	分煙	☆	●												●	●			7
													○		○	○			8
	受動喫煙	☆	●				●						●		●	●			9
	緑地・植栽整備	☆☆	○									○		○	○	○			10
	ボイラーの運転	☆☆	●													●		●	11
	ボイラーの火災・爆発	☆☆	●	●			●									●		●	12
	発電機の運転	☆☆	●													●		●	13
	発電機の火災・爆発	☆☆	●	●												●		●	14
	冷温水発生機の運転	☆☆	●													●		●	15
	冷温水発生機の火災・爆発	☆☆	●	●			●									●		●	16
	実験排水処理	☆☆		●	●											●	●	●	17
	実験排水漏洩			●	●														
	空調機の運転	☆☆											●			●		●	18
フロン漏洩																			
地下タンクの危険物の貯蔵	☆			●											●		●	19	
個別	有害化学薬品の使用	☆	●	●			●		●	●	●	●		●	●			20	
	薬品の漏洩	☆		●	●							●			●	●	●	21	
	実験廃液の漏洩	☆		●	●							●			●	●	●	22	
	重油注入時の漏洩	☆		●	●							●			●		●	23	
	ポンベの爆発事故	☆	●									●			●		●	24	
	放射線の漏洩	☆										●			●		●	25	
	(削除)																		26
	(削除)																		27
	屋内の危険物の貯蔵	☆			●											●		●	28
	油類漏洩				●														
	厨房等の排水処理	☆			●											●		●	29
油水の漏洩				●															
PCBの漏洩	☆			●					●		●			●	●			30	

	<b>計 画</b> 法的及びその他の要求事項	
--	----------------------------	--

#### 4.3.2 法的及びその他の要求事項

##### 1.0 目的

この手順は、福井大学の事業活動、サービスの環境側面に適用可能な、環境に関する法的要求事項及び福井大学が同意するその他の要求事項(以下、法律・条例という)を特定し、参照するための責任及び行動を定めることを目的とする。

##### 2.0 法律・条例の特定の手順

###### (1)導入時

- ①松岡地区総括環境責任者は、法律・条例について、官報、環境六法・官公庁等のホームページにより調査し、環境影響調査票を見直し、最適化を行う。
- ②松岡地区総括環境責任者は組織図等により、学内環境調査を行うユニットを選定し、調査の実施を各ユニット代表者に依頼する。
- ③各ユニット代表者は、関係する教職員にヒアリングあるいは環境影響調査票を配布し、その結果を環境保全等実施専門部会に報告する。(注)漏れがないように細心の注意を払うこと。
- ④環境保全等実施専門部会は、環境影響調査票を集約・調整し、法規制を特定し、松岡地区総括環境責任者に報告する。環境保全等実施専門部会は、必要に応じて、再調査や現物調査を行う。
- ⑤松岡地区総括環境責任者は、報告内容を基に法規制の特定を行い、【法規制リスト】に登録する。

###### (2)定期(導入時を除く)

- ①法律・条例に関する新設・改廃等の情報の担当・問い合わせ先・タイミング・入手方法は、次の通りとする。必要に応じて、官報を参照する。

名 称	担 当	問 い 合 せ 先	タ イ ミ ン グ 入 手 方 法
法律・条例及び解説	環境保全等実施専門部会	環境ふくい推進協議会	常時

- ②環境保全等実施専門部会は、新設・改廃等があった場合、法律・条例調査報告書でもって松岡地区総括環境責任者に報告する。
- ③松岡地区総括環境責任者はその内容を確認し、速やかに、【法規制リスト】を更新し、必要な指示を行うこと。

	<b>計 画</b> 法的及びその他の要求事項	
--	----------------------------	--

(3)臨時

- ①環境保全等実施専門部会は、福井大学の事業活動、サービスの変更、新規設備の導入及び変更等があった場合、法的及びその他の要求事項の調査を行い、必要に応じて【法規制リスト】を更新する。
- ②大型新規プロジェクトが発足した時は、大型プロジェクト事前環境影響評価表に基づき法律および条例の調査を行う。

3.0 適用される法律・条例の取扱い

①法律・条例は、次のいずれかの方法により管理すること。

・改善・調査活動(目的、目標及び実施計画を設定し、運用管理を行う)

→《目的、目標及び実施計画》《運用管理》

・維持管理活動(目的及び目標を定めず、その時点のパフォーマンスを維持又は活動の継続を目的とし、運用管理を行う)

→《運用管理》

・予防・緩和活動(目的及び目標を定めず、事故及び緊急事態の発生を予防するための手順並びにそれらによる環境影響を緩和するための手順を整備し、リスク管理を行う)

※運用管理:運用を確実にするための管理活動で、具体的には手順書を設定(必要に応じ)し、関係教職員に徹底すること、本学関係者においては購買時(契約を含む)の仕様に織り込むことや運転・施工・活動前に指導(要請及び依頼を含む)すること等がある

《管理マトリックス》 ◎必須事項 ○任意事項

	PLAN		DO		CHECK	
規格	法的及びその他の要求事項	目的、目標及び実施計画	運用管理	緊急事態への準備及び対応	監視及び測定	順守評価
関連事項	法律・条例	改善・調査活動	◎	○	◎	◎
		維持管理活動		○(大学) ◎(本学関係者)	◎	
		予防・緩和活動		◎(本学関係者)	◎	

4.0 様式

・FMS432-1 : 法律・条例調査報告書

計 画	
法的及びその他の要求事項	

### 法規制リスト【環境関連法規制適用条件(A)および規制内容(B)】

地球温暖化対策推進法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①相当程度多い温室効果ガスの排出をする。	ボイラーの運転 発電機の運転 冷温水発生機の運転 (中央機械室) エネルギーの消費
《温室効果ガス》	
1. 二酸化炭素	
2. メタン	
3. 一酸化二窒素	
4. ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの	
5. パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの	
6. 六フッ化硫黄	
《特定排出者》	
・省エネ法に規定する第一種特定事業者又は省エネ法に規定する第二種特定事業者及び設置しているすべての工場・事業者の年間のエネルギー使用量の合計が、1,500kl(原油換算)以上の事業者	
・温室効果ガス種類ごとの温室効果ガスの排出量が二酸化炭素換算で3,000トン以上である(エネルギー起源二酸化炭素を除く)	
(B)規制内容	
規制内容	基準等
温室効果ガス算定排出量の集計①	(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 参照)
温室効果ガス算定排出量の報告①	(温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令 参照)
【第21条の2】	(温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令 参照)
	(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令 参照)
	《報告事項》
	・特定排出者(事業所)に関する情報
	・温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量に関する情報 ※エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスについての報告は、二酸化炭素換算で3,000トン以上である温室効果ガスについてのみ
	《算定排出量算定期間》
	・二酸化炭素, メタン, 一酸化二窒素 4月1日-翌年3月31日まで
	・ハイドロフルオロカーボン, パーフルオロカーボン, 六フッ化硫黄 1月1日-12月31日まで
	《報告の期限》
	・毎年度 6月末日まで
	《報告先》
	・特定排出者が行う事業を所管する一の大府
	・省エネ法の定期報告の提出先である事業所管大臣と同一
温室効果ガス排出抑制計画を作成・公表①	温室効果ガス排出の抑制等のための措置に関する計画を作成し公表するよう努める
【第22条】	

大気汚染防止法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①ばい煙発生施設を設置している又は設置計画がある	ボイラーの運転 発電機の運転 冷温水発生機の運転 (中央機械室)
《ばい煙発生施設》	
1. ボイラー(伝熱面積10m <sup>2</sup> 以上又はバーナーの燃焼能力重油換算50kg/h以上)	
13. 廃棄物焼却炉(火格子面積が2m <sup>2</sup> メートル以上又は焼却能力が200kg/h以上)	
30. ディーゼル機関(燃料の燃焼能力が重油換算50kg/h以上)	
32. ガソリン機関(燃料の燃焼能力が重油換算35kg/h以上)	
②特定物質発生施設を設置している又は設置計画がある	該当なし (大量に使用することはないため適用外)
《特定物質発生施設》 アンモニア, 弗化水素, シアン化水素等(他25物質)を発生する施設	

	<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項		

③特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業 <<特定建築材料>> ・吹き付け石綿 ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹き付け石綿を除く)	
---	--

**(B)規制内容**

規制内容	基準等																												
ばい煙発生施設の届出① 変更の届出①(★印が変わった場合) 変更の届出①(◆印が変わった場合、又 ばい煙施設の使用を廃止した場合) <b>【第6条、第8条、第9条、第10条、            第11条】</b>	<b>&lt;&lt;届出内容&gt;&gt;(大気汚染防止法施行規則第8・11・13条)</b> ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(◆) ②事業場の名称及び所在地(◆) ③ばい煙発生施設の種類 ④ばい煙発生施設の構造(★) ⑤ばい煙発生施設の使用の方法(★) ⑥ばい煙の処理方法(★)																												
	<<添付書類>>																												
	ばい煙濃度及びばい煙の排出の方法等を記載した書類																												
	※届出が受理されてから60日経過後に設置可能																												
	<b>&lt;&lt;排出基準&gt;&gt;(大気汚染防止法施行規則第3～5条)</b> (硫黄酸化物(Sox)) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 $許容排出量(Nm^3/h) = K \times 10^{-3} \times He^2$ 一般排出基準: K=3.0~17.5 特別排出基準: K=1.17~2.34																												
	(ばいじん) 施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04~0.7g/Nm <sup>3</sup> 特別排出基準: 0.03~0.2g/Nm <sup>3</sup>																												
	(窒素酸化物(NOx)) 施設・規模ごとの排出基準 新設: 60~400ppm      既設: 130~600ppm																												
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>硫黄酸化物(m<sup>3</sup>N/h)</th> <th>ばいじん (g/m<sup>3</sup>N)</th> <th>窒素酸化物(ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボイラーNo.1</td> <td>20</td> <td>0.3</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>ボイラーNo.2</td> <td>19</td> <td>0.3</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>ボイラーNo.3</td> <td>24</td> <td>0.3</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>発電機No.1</td> <td>21</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機No.2</td> <td>21</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温水発生機</td> <td>20</td> <td>0.3</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table>		硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	窒素酸化物(ppm)	ボイラーNo.1	20	0.3	180	ボイラーNo.2	19	0.3	180	ボイラーNo.3	24	0.3	180	発電機No.1	21	0.1		発電機No.2	21	0.1		冷温水発生機	20	0.3	180
		硫黄酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	窒素酸化物(ppm)																									
	ボイラーNo.1	20	0.3	180																									
ボイラーNo.2	19	0.3	180																										
ボイラーNo.3	24	0.3	180																										
発電機No.1	21	0.1																											
発電機No.2	21	0.1																											
冷温水発生機	20	0.3	180																										
ばい煙の排出制限① <b>【第13条】</b>	ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない																												
ばい煙量の測定① <b>【第16条】</b>	<b>&lt;&lt;測定頻度&gt;&gt;(大気汚染防止法施行規則第15条)</b> 硫黄酸化物量 : 排出量 10m <sup>3</sup> N/h 以上の特定工場等の場合 常時 排出量 10m <sup>3</sup> N/h 以上の特定工場等以外の場合 1回/2ヶ月以上 ばいじん濃度 : 排出ガス量 4万 10m <sup>3</sup> N/h未満の場合 年2回以上 窒素酸化物濃度 : 排出ガス量 4万 10m <sup>3</sup> N/h未満の場合 年2回以上																												
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>硫黄酸化物</th> <th>ばいじん</th> <th>窒素酸化物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボイラーNo.1</td> <td>規定なし</td> <td>年2回以上</td> <td>年2回以上</td> </tr> <tr> <td>ボイラーNo.2</td> <td>規定なし</td> <td>年2回以上</td> <td>年2回以上</td> </tr> <tr> <td>ボイラーNo.3</td> <td>規定なし</td> <td>年2回以上</td> <td>年2回以上</td> </tr> <tr> <td>冷温水発生機</td> <td>規定なし</td> <td>年2回以上</td> <td>年2回以上</td> </tr> </tbody> </table>		硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物	ボイラーNo.1	規定なし	年2回以上	年2回以上	ボイラーNo.2	規定なし	年2回以上	年2回以上	ボイラーNo.3	規定なし	年2回以上	年2回以上	冷温水発生機	規定なし	年2回以上	年2回以上								
	硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物																										
ボイラーNo.1	規定なし	年2回以上	年2回以上																										
ボイラーNo.2	規定なし	年2回以上	年2回以上																										
ボイラーNo.3	規定なし	年2回以上	年2回以上																										
冷温水発生機	規定なし	年2回以上	年2回以上																										
	※指定した測定方法により実施 ※測定結果は年月日、測定箇所、測定方法、施設の使用状況を明らかにし、3年間保存																												
事故時の対応・報告①② <b>【第17条】</b>	対応: 施設の故障・破損・事故により大量のばい煙や特定物質が排出されたときに応急処置と復旧作業に努めること 報告: 県知事に状況を通報																												

	<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項		

作業基準の順守義務③ 【第18条の14】 【第18条の17】	《揭示板の設置》
	表示内容:
	・届出年月日及び届出先, 届出者の情報
	・作業の実施期間, 方法, 現場責任者の氏名, 連絡場所 (大気汚染防止法施行規則第16条の4 参照)
作業実施の届出③ 【第18条の15】	《届出内容》
	・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては, その代表者の氏名
	・特定工事の場所, 作業の種類, 実施期間
	・対象建築物等の部分における特定建築材料の種類, その使用箇所及び使用面積
	・作業の方法
	《届出期日》
	・作業開始日の14日前まで
《届出先》	・県知事

ダイオキシン類特別措置法	
(A) 適用条件	
適用条件	環境側面
① 定施設を設置している又は設置計画がある 《特定施設》	該当なし
・大気系-5. 廃棄物焼却炉(火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が50kg/h以上)	
・水系-13. 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する次の施設及び廃棄物焼却炉から生ずる灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設	
(B) 規制内容	
規制内容	基準等
特定施設の届出① 変更の届出①(★印が変わった場合) 変更の届出①(◆印が変わった場合, 又はい煙施設の使用を廃止した場合) 【第12条, 第14条, 第17条, 第18条】	《届出内容》(ダイオキシン類特別措置法施行規則第4-6条) ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては, その代表者の氏名(◆) ②事業場の名称及び所在地(◆) ③特定発生施設の種類 ④特定発生施設の構造(★) ⑤特定発生施設の使用の方法(★) ⑥発生ガス, 汚水, 廃液の処理方法(★) 《添付書類》 特定施設の種類若しくは構造及びダイオキシン類の排出量等を記載した書類 ※届出が受理されてから60日経過後に設置可能
排出基準の順守① 【第8条】	《排出基準》(ダイオキシン類特別措置法施行規則第1条の2) 焼却炉 排ガス 10ng-TEQ/m <sup>3</sup> N(焼却能力:2000t/h未満)
事故時の対応・報告① 【第23条】	対応: 施設の故障・破損・事故により大量のダイオキシン類が排出されたときに応急処置と復旧作業に努めること 報告: 県知事に状況を通報
ばいじん, 焼却灰, 燃え殻の基準値内処理①【第24条】	《処理基準》(ダイオキシン類特別措置法施行規則第7条の2) ダイオキシン類 3ng/g
ダイオキシン類の測定・報告① 【第28条】	《測定方法》(ダイオキシン類特別措置法施行規則第2条 参照) 《測定頻度》(ダイオキシン類特別措置法施行令第4条, 施行規則第8-9条) 焼却炉 排出ガス, ばいじん, 焼却灰, 燃え殻 毎年1回以上 《測定報告》 県知事に報告

	<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項		

水質汚濁防止法	
(A) 適用条件	
適用条件	環境側面
①貯油施設を設置している又は設置計画がある 《貯油施設》 1. 原油, 重油, 潤滑油, 軽油, 灯油, 揮発油, 動植物油を貯蔵する施設	危険物の貯蔵(地下タンク) (50000ℓ×3基・1900ℓ×1基) 危険物の貯蔵(屋内貯蔵所) (第1石油類, 第2石油類, アルコール, 重油×2基)
2. 原油, 重油, 潤滑油, 軽油, 灯油, 揮発油, 動植物油を含む水を処理する油水分離施設	排水処理(油水分離槽) (中央機械室, 食堂)
②指定の有害物質または生活環境に係る項目を含む汚水や廃液を排出する特定施設を設置している又は設置計画がある 《特定施設》 1. 水道施設のうち, 浄水施設で次のもの 沈殿施設, ろ過施設	事業系排水の排出  該当なし
2. 共同調理場に設置される厨房施設(500m <sup>2</sup> 以上)	該当なし(面積が小さい)
3. 飲食店に設置される厨房施設(420m <sup>2</sup> 以上)	該当なし(面積が小さい)
4. 科学技術に関する研究, 試験, 検査又は専門教育を行う事業場に設置される次の施設 ・洗浄施設(機械, 器具, 検体等の洗浄を行う施設, 現像洗浄施設, 排ガス洗浄装置など) ・焼入れ施設	事業系排水の排出, スクラバー 該当なし
5. トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	該当なし
6. トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	該当なし
7. 排水処理施設	排水処理, 法医解剖排水処理, 病理解剖排水処理
(B) 規制内容	
規制内容	基準等
排水基準の順守①② 【第3条】	(排水基準を定める省令第1条 参照) 有害物質(27物質)の含有量の基準 生活環境に係る項目(15項目)の基準(一日平均排出量50m <sup>3</sup> 以上の事業場に適用)
測定及び記録①② 【第14条】	排出水の汚染状態を測定(水質汚濁防止法施行規則第9条) 測定記録保管期間: 3年
事故時の対応・報告①② 【第14条の2】	対応: 施設の破損・事故により油を含む水が公共用水域(河川, 湖沼など)に排出, または地下浸透による生活環境へ被害を生ずるおそれがあるときは, 応急処置に努めること 報告: 県知事に状況・処置の概要を通報

浄化槽法	
(A) 適用条件	
適用条件	環境側面
①浄化槽を設置している又は設置計画がある	汚水の浄化(浄化槽) (特高)
(B) 規制内容	
規制内容	基準等
保守点検の実施① 【第8条, 第10条】	保守点検の技術上の基準(環境省関係浄化槽施行規則第2条) 頻度: 1回/3ヶ月(環境省関係浄化槽法施行規則第5・6条) ※記録保管期間: 3年間
清掃の実施① 【第8条, 第10条】	清掃の技術上の基準(環境省関係浄化槽施行規則第3条) 頻度: 1回/年 ※記録保管期間: 3年間
浄化槽管理者の義務① 【第10条】	年1回の保守点検及び清掃を実施 ※許可業者へ保守点検及び清掃業務を委託ができる
水質検査の実施①【第11条】	頻度: 1回/年

	<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項		

下水道法, 五領川公共下水道事務組合下水道条例	
(A) 適用条件	
適用条件	環境側面
①下水道に1日50m <sup>3</sup> 以上の下水を流している, または基準以上の水質を流している/流す予定がある	事業系排水の排出 生活排水の排出
②水質汚濁防止法の規定する特定施設を設置している又は設置計画がある	事業系排水の排出
<<特定施設>>	
1. 水道施設のうち, 浄水施設で次のもの	該当なし
沈殿施設, ろ過施設	
2. 共同調理場に設置される厨房施設(500m <sup>2</sup> 以上)	該当なし(面積が小さい)
3. 飲食店に設置される厨房施設(420m <sup>2</sup> 以上)	該当なし(面積が小さい)
4. 科学技術に関する研究, 試験, 検査又は専門教育を行う事業場に設置される次の施設	
・洗浄施設(機械, 器具, 検体等の洗浄を行う施設, 現像洗浄施設, 排ガス洗浄装置など)	事業系排水の排出, スクラバー
・焼入れ施設	該当なし
5. トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	該当なし
6. トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	該当なし
7. 排水処理施設	排水処理, 法医解剖排水処理, 病理解剖排水処理
(B) 規制内容	
規制内容	基準等
使用開始の届出, 変更の届出① 【第11条の2】	届出先: 公共下水道管理者 ※所定の様式により実施(下水道法施行規則第6条)
排水基準に適合しない下水排出の禁止 ②【第12条の2】	<<排水基準-有害物質(国)>>(下水道法施行令第9条の4)
	1. カドミウム及びその化合物 0. 1mg/ℓ以下
	2. シアン化合物 1mg/ℓ以下
	3. 有機リン化合物 1mg/ℓ以下
	4. 鉛及びその化合物 0. 1mg/ℓ以下
	5. 六価クロム化合物 0. 5mg/ℓ以下
	6. 砒素及びその化合物 0. 1mg/ℓ以下
	7. 水銀及びアルキル水銀化合物 0. 005mg/ℓ以下
	8. アルキル水銀化合物 検出されないこと
	9. PCB 検出されないこと
	10. トリクロロエチレン 0. 3mg/ℓ以下
	11. テトラクロロエチレン 0. 1mg/ℓ以下
	12. ジクロロメタン 0. 2mg/ℓ以下
	13. 四塩化炭素 0. 02mg/ℓ以下
	14. 1・2-ジクロロエタン 0. 04mg/ℓ以下
	15. 1・1-ジクロロエチレン 1mg/ℓ以下
	16. 1・2-ジクロロエチレン 0. 4mg/ℓ以下
	17. 1・1・1-トリクロロエタン 3mg/ℓ以下
	18. 1・1・2-トリクロロエタン 0. 06mg/ℓ以下
	19. 1・3-ジクロロプロペン 0. 02mg/ℓ以下
	20. チウラム 0. 06mg/ℓ以下
	21. シマジン 0. 03mg/ℓ以下
	22. チオベンガルブ 0. 2mg/ℓ以下
	23. ベンゼン 0. 1mg/ℓ以下
	24. セレン及びその化合物 0. 1mg/ℓ以下
	25. ホウ素及びその化合物 10mg/ℓ以下
	26. フッ素及びその化合物 8mg/ℓ以下
	27. フェノール類 5mg/ℓ以下
	28. 銅及びその化合物 3mg/ℓ以下
	29. 亜鉛及びその化合物 2mg/ℓ以下
	30. 鉄及びその化合物 10mg/ℓ以下

<b>計 画</b>		
法的及びその他の要求事項		

	31. マンガン及びその化合物	10mg/ℓ以下
	32. クロム及びその化合物	2mg/ℓ以下
	33. ダイオキシン類	10pg/ℓ以下
	34. 塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
	35. 1・4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
	《排水基準—生活環境項目(国)》(下水道法施行令第9条の5)	
	1. アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素含有量	380mg/ℓ未満
	2. 水素イオン濃度(PH)	5~9未満
	3. 生物化学酸素要求量(BOD)	600mg/ℓ未満(5日間)
	4. 浮遊物質(SS)	600mg/ℓ未満
	5. ノルマルヘキサン抽出物質—鉱油類	5mg/ℓ以下
	ノルマルヘキサン抽出物質—動植物油	30mg/ℓ以下
	6. 窒素含有量	240mg/ℓ未満
	7. リン含有量	32mg/ℓ未満
特定施設の届出② 変更の届出②(★印が変わった場合) 変更の届出②(◆印が変わった場合, 又特定施設の使用を廃止した場合) 【第12条の3, 第12条の4, 第12条の6, 第12条の7】	《届出内容》(下水道法施行規則第8・9・10・12・14条)	
	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては, その代表者の氏名(◆)	
	②事業場の名称及び所在地(◆)	
	③特定施設の種類の	
	④特定施設の構造(★)	
	⑤特定施設の使用の方法(★)	
	⑥特定施設から排出される汚水の処理方法(★)	
	⑦公共用下水道に排出される下水量及び水質, 用水及び排水の系統(★)	
	※届出が受理されてから60日経過後に設置可能	
	届出先: 公共下水道管理者	
排水の測定・記録② 【第12条の12】	《測定方法》(下水の水質の検定方法等に関する省令 参照)	
	《測定頻度》(下水道法施行規則第15条)	
	温度及びPH:1回/日以上	
	BOD:1回/14日以上	
	その他:1回/7日以上(該当なし)	
	※その他の項目については,	
	自主的な測定: 酸素消費量, COD, 濁度及び排出基準★印について月2回(1回につき2回)	
	下水道管理者からの要請による測定: 酸素消費量, ホルムアルデヒド, 排水基準★印について1回/月	
	※測定記録は5年間保管	
	《測定箇所》	
	試料は下水に入る直前で採取(自主的な測定については, 排水処理施設出口で測定)	
除害施設の設置届出② 【第12条の11】	届出先: 下水道管理者	
	※設置完了後, 5日以内に届出	
	※設置完了後, 14日以内に除外施設等管理責任者の選任(7日以内に届出)	
事故時の対応・報告② 【第12条の9】	対応: 特定物質又は油が公共下水道に流水する事故が発生したときは, 応急処置に努めること	
	報告: 公共下水道管理者に状況・処置の概要を届出	

<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項	

土壤汚染対策法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①特定施設から有害物質を土壤に浸透させているか 《特定施設》	該当なし
1. 水道施設のうち、浄水施設で次のもの ・沈殿施設 ・ろ過施設	
2. 共同調理場に設置される厨房施設(500m <sup>2</sup> 以上)	
3. 飲食店に設置される厨房施設(420m <sup>2</sup> 以上)	
4. 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置される次の施設 ・洗浄施設(機械、器具、検体等の洗浄を行う施設、現像洗浄施設、排ガス洗浄装置など) ・焼入れ施設	
5. トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	
6. トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	
7. 排水処理施設	

廃棄物処理法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①一般廃棄物を排出している	一般廃棄物の排出
②産業廃棄物を排出し、自ら収集運搬・処分(以下、処理という)している	該当なし
③産業廃棄物を排出し、処理を委託している	産業廃棄物の排出
④特別管理産業廃棄物を排出し、自ら処理している	該当なし
⑤特別管理産業廃棄物を排出し、処理を委託している	特別管理産業廃棄物の排出 (感染性廃棄物、濃厚廃液、動物の検体)
(B)規制内容	
規制内容	基準等
廃棄物の適正処理① 【第6条の2、第12条】	《委託基準》 許可を取得している収集運搬・処分業者に委託 一般廃棄物(廃棄物処理法施行令第4条の4)
許可業者への委託③⑤ 委託基準の順守③⑤ 【第12条】【第12条の2】	《委託基準》 (廃棄物処理法施行令第6条の2・6、施行規則第8条の4～4の4・14～16の4) 1. 委託する産業廃棄物が許可項目の範囲に含まれていること 2. 委託契約は書面によって行い、次の項目を含むこと ・委託する産業廃棄物の種類及び数量 ・運搬の最終目的地(運搬委託の場合) ・処分又は再生能力(処分又は再生委託の場合) ・最終処分の場所、所在地、方法、能力(処分委託の場合) ・契約の有効期間、処理料金、委託業者の事業範囲、適正処理に係る事項など ・添付書面(運搬業、処分及び再生に係る許可証や認定証などの写し) 3. 特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の委託基準に加えて次の項目が追加 ・特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状などを処理業者に通知すること 4. 委託契約書の保存期間:5年間
最終処分が適正に終わるまでの措置③⑤ 【第12条、第12条の2】	

	<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項		

<b>特別管理産業廃棄物処理基準の順守④</b> <b>【第12条の2】</b>	≪特別管理産業廃棄物処理基準≫(廃棄物処理法施行令第6条の5) 処分:焼却(環境大臣の定める方法により処分)(廃棄物処理法施行規則第1条の7) 1. 空気取入口と煙突の先端以外に空気の取入口がないこと、燃焼室内のガスが800度以上の状態で廃棄物を焼却できること 2. 燃焼に必要な通風が出来ること 3. 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を投入できるものであること(除外規定) 4. 燃焼ガスの温度測定装置が付いていること 5. 燃焼室内を一定温度に保つための助燃装置が付いていること 処分までの保管基準 1. 焼却をする上で、適切な期間以上の保管禁止 2. 保管量が焼却能力の14倍を超えない量であること
<b>産業廃棄物保管基準の順守③</b> <b>【第12条】</b>	≪産業廃棄物保管基準≫(廃棄物処理法施行規則第8条) 保管基準: 1. 囲いがあること 2. 掲示板が設けられていること(縦横60cm) <掲示内容> ・産業廃棄物保管場所である旨 ・保管する産業廃棄物の種類(石綿含有廃棄物を含む場合はその旨を含む) ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 3. 産業廃棄物が飛散、流出、地下に浸透し、悪臭が生じない措置 ・汚水が生じる場合、排水溝などを設け、底面を不透水性の材料で覆うこと ・屋外にて容器を用いずに保管する場合、一定の高さ以上積み上げないこと 4. ねずみ、蚊、はえ、その他害虫が発生しないようにすること 5. 石綿含有産業廃棄物においてはその他のものと混合しないよう仕切り、覆いを設ける、梱包するなど飛散防止の措置をすること
<b>特別管理産業廃棄物保管基準の順守⑤</b> <b>【第12条の2】</b>	≪特別管理産業廃棄物保管基準≫(廃棄物処理法施行規則第8条の13) 産業廃棄物保管基準1～4に加えて次の項目が追加 1. 特別管理産業廃棄物に他のものが混入しないよう仕切りを設けること 2. 廃油:容器に入れ密封、高温にさらさない 3. 廃酸・アルカリ:容器に入れ密封、腐食を防止するための措置をすること 4. ポリ塩化ビフェル汚染物、ポリ塩化ビフェル処理物:腐食防止の措置 5. 廃石綿等:梱包するなど飛散防止の措置 6. 腐敗のおそれがある特別管理産業廃棄物:容器に入れ密封し腐敗防止の措置
<b>特別管理産業廃棄物管理責任者の設置⑤</b> <b>【第12条の2】</b>	≪責任者の資格≫(廃棄物処理法施行規則第8条の17) 1. 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
<b>産業廃棄物管理票の管理③⑤</b> <b>【第12条の3】</b>	≪管理方法≫(産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の両方に適用) (廃棄物処理法施行規則第8条の20、26～29) 1. 産業廃棄物管理表(マニフェスト)A票に必要事項を記入し、交付((特別管理)産業廃棄物の引渡し時) 2. 収集運搬、処分終了の確認(B2票・D票・E票の返却時)、B2票・D票・E票は5年保管 3. 実績報告書の作成(前年度実績を毎年6月30日までに県知事へ) 4. 処理状況の把握・適切な処置(マニフェストの未送付時、虚偽内容のマニフェストを受け取ったとき、規定事項が記載されていないとき)

	<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項		

PCB特別措置法		
<b>(A) 適用条件</b>		
	適用条件	環境側面
①PCB廃棄物(PCBが塗付・染込み・付着・封入したものを含む)を保管しているか		PCB 使用機器の保管
<b>(B) 規制内容</b>		
	規制内容	基準等
保管等の届出、公表①	保管及び処理状況を届出(PCB 特別措置法施行規則第5条)	
<b>【第8条】</b>	毎年度、当該年度6月30日までに県知事へ届出	
期間内の処分① <b>【第10条】</b>	施行日から15年	

家電リサイクル法		
<b>(A) 適用条件</b>		
	適用条件	環境側面
①特定家庭用機器を排出する予定がある		一般廃棄物の排出
<<特定家庭用機器>> 1ユニット型エアコンディショナー(ウインド型エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け型若しくは床置き型であるセパレート型エアコンディショナーに限る。) 2テレビジョン受信機のうち、次ぎに掲げるもののイ ブラウン管式のもの ロ 液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの 3電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 4電気洗濯機及び衣類乾燥機		
<b>(B) 規制内容</b>		
	規制内容	基準等
適正な処理①	廃棄物を排出する場合は、再商品化等を行う者へ引き渡し、引き取り料金の支払いに依ること	
<b>【第6条】</b>		

容器包装リサイクル法		
<b>(A) 適用条件</b>		
	適用条件	環境側面
①容器包装廃棄物を排出する		一般廃棄物の排出
<b>(B) 規制内容</b>		
	規制内容	基準等
容器包装廃棄物の分別・排出① <b>【第10条】</b>	市町村に分別基準がある場合は、分別排出すること	

食品リサイクル法		
<b>(A) 適用条件</b>		
	適用条件	環境側面
①食品廃棄物等を排出している		該当なし (廃棄物処理も業者委託のため適用外)
<<食品廃棄物等>>		
1. 食品が食用に提供された後又は提供されずに廃棄したもの		
2. 食品の製造、加工又は調理の課程において副次的な物のうち食用に提供できないもの		
<<食品関連事業者>>		
食品の製造、加工、卸売り又は小売を業として行うもの、または飲食店業を行うもの		
	規制内容	基準等
廃棄物発生抑制① <b>【第4条】</b>	食品の購入または調理方法の改善により抑制に努めること	

建設リサイクル法		
<b>(A) 適用条件</b>		
	適用条件	環境側面
①特定建設資材を使用した次の対象建設工事の計画がある		産業廃棄物の排出 (建設工事に伴うもの)
<<対象建設工事>>		
1. 床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上のもの(解体工事の場合)		
2. 床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上のもの(新築又は増築工事の場合)		
3. 請負代金の額が1億円以上のもの(新築工事等であり新築又は増築工事の床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上のもの以外の場合)		
4. 請負代金の額が500万円以上のもの(建築物以外で解体又は新築工事等の場合)		
<<特定建築資材>>		
コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート		

<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項	

<b>(B)規制内容</b>	
規制内容	基準等
対象建設工事の届出① 【第10条】	時期・期限: 工事着手の7日前まで
	届出先: 県知事
	《届出内容》
	1. 解体する建築物等の構造(解体工事の場合)
	2. 使用する特定建設資材の種類(新築工事等の場合)
	3. 工期・工程の概要
	4. 分別解体等の計画
請負契約の締結① 【第13条】	5. 解体による建設資材の見込み量(解体工事の場合)
	6. その他(工事名称・場所, 工事の種類, 工事の規模など)
	※届出内容を変更する場合, 7日前までに実施
	通常の記載項目に加え, 次の項目を記載すること
	1. 分別解体等の方法
再資源化が適正に行われなかった場合の 申告・措置①【第18条】	2. 解体工事に要する費用
	3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
	4. 再資源化に要する費用
	申告先: 県知事

<b>自動車リサイクル法</b>	
<b>(A)適用条件</b>	
適用条件	環境側面
①自動車を所有している	産業廃棄物の排出
<b>(B)規制内容</b>	
規制内容	基準等
引渡義務①【第8条】	廃棄する場合は引取業者に引き渡す
リサイクル料金の適切な負担① 【第73条】	最初の登録, 車検証の交付, 車両番号の指定を受けるときまでに相当する額のリサイクル料金を負担
預託証明書類の提示①【第74条】	登録又は車検証の交付時に提示

<b>フロン回収破壊法</b>	
<b>(A)適用条件</b>	
適用条件	環境側面
①第一種特定製品を設置している/設置計画がある	産業廃棄物の排出
《第1種特定製品》	
フロン類(CFC, HCFCなど)が充填されている, 次の業務用機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器以外)	
・エアコン ・冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍機能を有する自動販売機を含む)	
②第二種特定製品を所有している/購入計画がある	産業廃棄物の排出
《第二種特定製品》 自動車に搭載された冷媒にフロン類が充填されているエアコンディショナー	
<b>(B)規制内容</b>	
規制内容	基準等
第一種フロン類の引渡義務① 【第19条】	第一種特定製品廃棄する場合, 自ら又は他の者に委託して第一種フロン類回収業者に対し引き渡す
第二種フロン類の引渡義務② 【第41条】	第二種特定製品の回収及び破壊については, 自動車リサイクル法による
フロン類の大气放出の禁止①② 【第38条】	

<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項	

資源有効利用促進法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①特定再資源化製品を設置している 《特定再資源化製品》	産業廃棄物の排出
・デスクトップパソコン本体	
・ディスプレイ(ブラウン管式又は液晶式)	
・ノートブックパソコン	
(B)規制内容	
規制内容	基準等
販売業者への引渡し① 【第4条】	メーカー等の行う回収・リサイクルへの協力 ・リサイクル料金の適切な負担、使用済み製品の引き渡し等

グリーン購入法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①独立行政法人等である	設備、機器、備品の購入、事務用品の購入
(B)規制内容	
規制内容	基準等
環境物品等の調達方針の作成①	《調達方針記載事項》 1. 国が重点的に調達を推進すべき物品に関わる調達目標 2. 上記以外の物品に関わる調達目標 3. 調達推進に関する事項
調達方針の公表①	
調達方針に基づく物品等の調達① 【第7条】	
調達実績の取りまとめ・公表・通知① 【第8条】	時期: 毎会計年度又は毎事業年度の終了後 通知先: 環境大臣(主務大臣経由)

騒音規制法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①指定地域内で特定施設を設置している/設置計画がある 《指定地域》 県知事が指定する地域 : 第2種区域 《特定施設》 空気圧縮機及び送風機(原動機 定格出力7.5kw以上のもの)等	空気圧縮機, 送風機
②指定地域内で特定建設工事を施工している/施工計画がある	
	該当なし
(B)規制内容	
規制内容	基準等
規制基準の順守① 【第5条】	《規制基準》 第2種区域での規制基準は次のとおり 午前6時から午前8時まで : 50デシベル 午前8時から午後7時まで : 60デシベル 午後7時から午後10時まで : 50デシベル 午後10時から翌日午前6時まで : 45デシベル
特定施設の設置届出① 【第6条】	工事開始日の30日前までに、市町村長に届出 《記載内容》 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名 2. 事業場の名称及び所在地 3. 特定施設の種類ごとの数、騒音防止の方法 4. 事業内容、常時使用する従業員数 5. 特定施設の型式、公称能力 6. 特定施設の種類ごとの通常日における使用開始および終了時刻 ※ 添付書類: 特定施設の配置図、特定工場等及びその附近見取り図

	<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項		

<b>特定施設の変更届出①</b> <b>【第8条】</b>	次の変更による届出 ・特定施設の種類ごとの数、騒音防止の方法 ※数を減少する場合、届け出た数の二倍以内に増加する場合又は騒音の大きさが増加しない場合は該当しない 工事開始日の30日前までに、市町村長に届出
<b>氏名変更、特定施設廃止の届出①</b> <b>【第10条】</b>	次の変更または使用廃止の届出 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名、 ・事業場の名称及び所在地 工事開始日の30日前までに、市町村長に届出
<b>特定建設工事の届出②</b> <b>【第14条】</b>	開始日の7日前までに、市町村長に届出 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 2. 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 3. 特定建設作業の場所及び実施の期間 4. 騒音防止の方法 5. 建設工事の名称並びに発注者氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名 6. 特定建設作業の種類 7. 規定とされる機械の名称、型式及び仕様 8. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名(下請負人が作業する場合) 9. 届出をする現場責任者又は下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ※ 添付書類: 附近見取り図及び工事工程表

<b>振動規制法</b>	
<b>(A) 適用条件</b>	
適用条件	環境側面
① 指定地域内で特定施設を設置している/設置計画がある	圧縮機
<< 指定地域 >>	
県知事が指定する地域：第1種区域	
<< 特定施設 >>	
圧縮機(原動機 定格出力7.5kw以上のもの)等	
② 指定地域内で特定建設工事を施工している/施工計画がある	該当なし
<b>(B) 規制内容</b>	
規制内容	基準等
<b>規制基準の順守①</b> <b>【第5条】</b>	<< 規制基準 >> 第2種区域での規制基準は次のとおり 午前6時から午後10時まで：60デシベル 午後10時から翌日午前6時まで：55デシベル
<b>特定施設の設置届出①</b> <b>【第6条】</b>	工事開始日の30日前までに、市町村長に届出 << 記載内容 >> 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名 2. 事業場の名称及び所在地 3. 特定施設の種類及び能力ごとの数、振動防止の方法 4. 特定施設の使用の方法 5. 事業内容、常時使用する従業員数 6. 特定施設の型式 ※ 添付書類: 特定施設の配置図、特定工場等及びその附近見取り図
<b>特定施設の変更届出①</b> <b>【第8条】</b>	次の変更による届出 ・特定施設の種類及び能力ごとの数、振動防止の方法 ※種類及び能力の数が増加しない場合は該当しない 工事開始日の30日前までに、市町村長に届出
<b>氏名変更、特定施設廃止の届出①</b> <b>【第10条】</b>	次の変更または使用廃止の届出 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名、 ・事業場の名称及び所在地 工事開始日の30日前までに、市町村長に届出

	<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項		

特定建設工事の届出② <b>【第14条】</b>	開始日の7日前までに、市町村長に届出
	1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
	2. 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
	3. 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
	4. 振動防止の方法
	5. 建設工事の名称並びに発注者氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
	7. 規定とされる機械の名称、型式及び仕様
	8. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名(下請負人が作業する場合)
	9. 届出をする現場責任者又は下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
	※ 添付書類: 附近見取り図及び工事工程表

悪臭防止法		
(A) 適用条件		
適用条件	環境側面	
① 規制地域内で特定悪臭物質を使用している/使用する計画がある	薬品の使用	
<< 規制区域 >>		
県知事が規制する区域 : A 区域		
<< 特定悪臭物質 >>		
アンモニア、メチルメルカプタンその他不快な臭いの原因となる物質(全22物質)		
(B) 規制内容		
規制内容	基準等	
規制基準の順守① <b>【第4条】</b>	<< 規制基準 >>	
	特定悪臭物質の許容限度(A 区域 大気中の含有率 : X/100万 敷地境界線上)	
	アンモニア 1	イソバレルアルデヒド 0.003
	メチルメルカプタン 0.002	イソブタノール 0.9
	硫化水素 0.02	酢酸エチル 3
	硫化メチル 0.01	メチルイソブチルケトン 1
	二硫化メチル 0.009	トルエン 10
	トリメチルアミン 0.005	スチレン 0.4
	アセトアルデヒド 0.05	キシレン 1
	プロピオンアルデヒド 0.05	プロピオン酸 0.03
	ノルマルブチルアルデヒド 0.009	ノルマル酪酸 0.001
	イソブチルアルデヒド 0.02	ノルマル吉草酸 0.0009
	ノルマルバレールアルデヒド 0.009	イソ吉草酸 0.001
事故時の措置 <b>【第10条】</b>	事故が発生し悪臭原因物質の排出が基準値に適合しない又は適合しないおそれが生じた時は、応急処置及び復旧し、事故状況を市町村長に通報すること	

省エネ法	
(A) 適用条件	
適用条件	環境側面
① 第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場である。	エネルギーの消費
<< 第一種エネルギー管理指定工場 >>	
燃料、熱及び電気の使用量をそれぞれ原油数量換算した量を合算した量が 3,000kl 以上の工場	
<< 第二種エネルギー管理指定工場 >>	
第一種エネルギー管理指定工場以外の工場で、燃料、熱及び電気の使用量をそれぞれ原油数量換算した量を合算した量が 1,500kl 以上の工場	
② 特定事業者	該当なし
設置しているすべての工場・事業場の年間のエネルギー使用量の合計が 1,500kl(原油換算)以上の事業者	
③ 特定建築物の建築を計画している	
<< 特定建築物 >>	
面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上の新築・増改築及び大規模修繕等の建築物延べ床	

<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項	

(B)規制内容	
規制内容	基準等
事業者の判断基準の順守① 計画的な取組① 【第5条】	(工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 参照) エネルギーの使用に係る設備に関する基準を順守し、エネルギーの使用の合理化の適切な実施を図ること ・燃料、燃焼の合理化 ・加熱、冷却、伝熱の合理化 ・廃熱の回収利用 ・熱の動力等への変換の合理化 ・放射、伝導、抵抗等によるエネルギー損失防止 ・電気、熱等への変換の合理化 エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上の低減を目標とした実現に努める 1.エネルギー消費設備等に関する事項 2.その他エネルギーの使用の合理化に関する事項
エネルギー管理者の選任① エネルギー管理者の選任・死亡・解任時の届出① 【第8条】	《選任基準》(省エネ法施行規則第8・9条) 1. エネルギー管理士であること 2. 他の指定工場でのエネルギー管理者又はエネルギー管理員以外のもの ※消費設備の維持、改善及び修繕など業務管理に支障がないと認められている場合は、エネルギー管理員が兼任することができる
エネルギー管理者の職務① 【第11条】	《職務》(省エネ法施行規則第10条) 1. エネルギーの使用の合理化に関する設備維持 2. 定期報告書の作成及び立入調査に係る報告書の作成 ※職務を誠実にすること ※事業者はエネルギー管理員の意見を尊重 ※従業員はエネルギー管理員の指示に従うこと
エネルギー管理員の選任① エネルギー管理員の選任・死亡・解任時の届出① 【第13条】	《選任要件》(省エネ法施行規則第11条) 1. 経済産業省又は指定講習機関の行う講習過程を終了した者 2. エネルギー管理士である者 ※3年に一度、指定の講習を受講していること 3. 他の指定工場でのエネルギー管理者又はエネルギー管理員以外のもの ※消費設備の維持、改善及び修繕など業務管理に支障がないと認められている場合は、エネルギー管理員が兼任することができる
エネルギー管理員の職務① 【第13条】	《職務》(省エネ法施行規則第14条) 1. エネルギーの使用の合理化に関する設備維持 2. 定期報告書の作成及び立入調査に係る報告書の作成 ※職務を誠実にすること ※事業者はエネルギー管理員の意見を尊重 ※従業員はエネルギー管理員の指示に従うこと
中長期計画の作成・提出① 【第14条】	エネルギーの使用の合理化に関する基準項目の目標を達成するための計画を作成(省エネ法施行規則第15条) ※ エネルギー管理員を参画 提出期限：毎年度 6月末日 提出先：主務大臣
定期の報告① 【第15条】	《報告内容》(省エネ法施行規則第10・11条) 1. エネルギーの種類別の使用量及び販売副生エネルギー等の量並びに合計量 2. エネルギーを消費する設備の新設、改造または撤去の状況及び稼働状況 3. エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況 4. エネルギーの使用の合理化に関する基準の順守状況、実施した措置 5. 生産数量又は建築床面積その他エネルギーの使用量に係る値 6. エネルギー使用の効率 7. エネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出量

<b>計 画</b>		
法的及びその他の要求事項		

特定建築物の届出, 定期報告② 【第75条】	建築物の設計及び施工に係る事項の省エネ措置(省エネ法施行令第15～19条) (省エネ法第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令 参照)
	届出時期 : 着手予定日の21日前
	届出先 : 県知事に届出
	定期報告 : 当該特定建築物の維持保全状況を報告
	報告時期 : 届出日の属する年度末日から起算して3年毎を区分した期間ごとの最終年度内
	報告先 : 県知事

電気事業法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①事業用電気工作物を有しているか 《事業用電気工作物》 電気事業者から高圧以上の電圧で受電する自家用電気工作物	電力
(B)規制内容	
規制内容	基準等
事業用電気工作物の技術基準への適合 【第39条】	《技術基準》 ①電気設備に関する技術基準を定める省令 ②発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
保安規程の設置・届出・順守 【第42条】	設置・届出時期: 事業用電気工作物の使用開始前 内容: 電気事業法施行規則第50条 届出先: 経済産業大臣(電気事業法施行規則第51条) ※保安規程を変更した際も届出が必要
主任技術者の選任・届出 【第43条】	《主任技術者の要件》 主任技術者免状を取得している者(電気事業法施行規則第52条) 届出先: 経済産業大臣 ※解任した際も届出が必要
主任技術者の職務遂行 【第43条】	※主任技術者は保安監督業務を誠実にすること ※事業用電気工作物の工事, 維持又は運用に従事する者は主任技術者の指示に従うこと

農薬取締法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①農薬を使用している	農薬散布
(B)規制条件	
規制内容	基準等
表示のある農薬, 特定農薬以外の使用禁止① 【第11条】	《表示内容》 1. 登録番号 2. 登録に係る農薬の種類, 名称, 物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量 3. 内容量 4. 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法 5. 人畜に有毒な農薬については, その旨及び解毒方法 6. 貯蔵上又は使用上の注意事項 7. 製造場の名称及び所在地 8. 最終有効年月 9. その他 特定農薬: 人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの

<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項	

化審法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①新規化学物質を製造又は輸入しようとしている(但し, 試験研究用は除かれる)	該当なし
②第1種特定化学物質を製造又は輸入しようとしている(但し, 試験研究用は除かれる)	該当なし
③第1～3種監視化学物質を製造又は輸入しようとしている(但し, 試験研究用は除かれる)	該当なし
④第2種特定化学物質の製造又は輸入しようとしている(但し, 試験研究用は除かれる)	該当なし

消防法, 永平寺町火災予防条例	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①建物の用途が防火対象物である 《防火対象物》 大学	施設
②指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱っている 1. 第1種: 50kg～1,000kg 2. 第2種: 100kg～1,000kg 3. 第3種: 10kg～100kg 4. 第4類: 特殊引火物: 50kg, 第1石油類: 200～400kg, 第2石油類: 1,000kg～2,000kg 第3石油類: 2,000～4,000kg, 第4石油類: 6,000kg, 動植物油類: 10,000kg 5. 第5類: 10kg～100kg 6. 第6類: 300kg	危険物の貯蔵 (地下タンク(3基)) (屋内貯蔵所(2室)) (中央機械室(ボイラー・冷凍機))(1箇所) (薬品庫)
③指定数量未満の危険物(少量危険物)を指定数量の1/5以上貯蔵・取り扱っている	危険物の貯蔵 地下タンク(1箇所) 屋内貯蔵所(2箇所)

(B)規制条件	
規制内容	基準等
防災・防火管理者の選任・解任時の届出 ① 防災・防火管理者の業務① 【第8条】	《防災・防火管理上の業務》 消防・防災計画の作成, 当該消防計画に基づく消火, 通報及び避難の訓練の実施, 消防・防災の用に供する設備, 消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備, 火気の使用又は取扱いに関する監督, 避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理および自衛消防隊組織の総括 届出先: 所轄消防長又は消防署長
施設の管理① 【第8条の2の4】	《管理内容》 廊下, 階段, 避難口など避難上必要な施設は, 避難の支障になる物件が放置又は存置されないように管理し, 防火戸は閉鎖の支障になる物件が放置又は存置されないようにすること
貯蔵, 取り扱いの制限② 【第10条】	貯蔵所以外での貯蔵禁止(例外有) 製造所, 貯蔵所, 取扱所以外での取り扱い禁止(例外有)
許可の取得② 【第11条】	申請先: 町長 (危険物の規制に関する政令第6-7条, 規則第4-5条参照)
町長の完成検査を受けること(製造所, 貯蔵所, 取扱所の設置時, 変更時)② 【第11条】	検査時期: 製造所, 貯蔵所, 取扱所の使用前 ※検査合格の後, 使用すること (危険物の規制に関する政令第8条, 規則第6条参照)
町長の完成検査前検査を受けること対象 工事に限る)② 【第11条の2】	《対象工事》 液体の危険物を貯蔵・取り扱っているタンク ※完成検査前検査に合格しなければ, 完成検査を受けることができない (危険物の規制に関する政令第8条の2, 規則第6条の4-5参照)
指定数量変更の届出(変更時に限る)② 【第11条の4】	時期: 変更の10日前 届出先: 町長 (危険物の規制に関する規則第7条の3参照)

<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項	

技術上の基準適合の維持② 【第12条】	《技術上の基準—屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準》 (危険物の規制に関する政令第10条参照)
	《技術上の基準—地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準》 (危険物の規制に関する政令第13条参照)
	《技術上の基準—一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準》 (危険物の規制に関する政令第19条参照)
用途廃止の届出② 【第12条の6】	(危険物の規制に関する規則第8条参照)
危険物保安監督者の設置・届出② 【第13条】	届出先: 町長
	《監督者の職務》
	1. 技術上の基準を順守 2. 危険物の保安の確保について細心の注意を払う
	(危険物の規制に関する政令第31条・31条の2参照) (危険物の規制に関する規則第48条・48条の2・48条の3参照)
危険物取扱の制限② 【第13条】	甲種危険物取扱責任者又は乙種危険物取扱責任者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない
危険物保安講習の受講② 【第13条の23】	危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は取扱作業の保安に関する講習を受講
定期点検の実施② 【第14条の3の2】	対象施設: 地下タンク貯蔵所, 地下タンクを有する一般取扱所
	頻度: 1回/年以上
	《記載内容》
	1. 点検をした製造所等の名称
	2. 点検の方法及び結果
	3. 点検年月日
	4. 点検を行った危険物取扱者若しくは危険物施設保安員又は点検に立会った危険物取扱者の氏名
※記録の保管は3年 (危険物の規制に関する規則第62条の4・5の2・6・7・8参照)	
危険物の運搬基準の順守② 【第16条】	《技術上の基準》
	※運搬容器(危険物の規制に関する政令第28条, 規則第41~43条)
	・運搬容器の材質は、鋼板、アルミニウム板、プリキ板、ガラス、金属板、紙、プラスチック、ファイバー板、ゴム類、合成繊維、麻、木又は陶磁器とする
	・運搬容器は堅固で容易に破損、漏れるおそれがないもの
	・腐食、損傷等異常がないこと
	※積載・収納方法(危険物の規制に関する政令第29条, 規則第43の3~46の2条)
	・基準の運搬容器に収納して積載すること
	・静電気による災害のおそれがある危険物の収納又は排出は、発生防止の措置を講じること
	・液体の危険物を収納する場合、55度の温度における蒸気圧が130kpa以下のものとする
	・温度変化等による漏れがないように運搬容器を密封して収納すること
	・危険反応を起こさない性質に適した材質の運搬容器に収納すること
	・液体の危険物は、運搬容器の内容積の98%以下の収納率で、55度における温度で漏れないような空間容積を有して収納すること
	・運搬容器の外部に、品名、数量等を表示して積載すること ※第四類の危険物は「火気厳禁」を表示
	・転落又は落下、転倒若しくは破損しないように積載すること
	・収納口を上方に向けて積載すること
	・日光の直射又は雨水の浸透を防ぐため有効に被覆する等、性質に応じて措置を講じて積載すること
・類を異にするその他の危険物又は災害を発生させるおそれのある物品と混載しないこと	
・危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合においては、3m以下で積載	
事故時の措置・通報② 【第16条の3】	通報先: 消防署, 市町村長の指定した場所, 警察署又は海上警備救難機関

<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項	

高圧ガス保安法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①1日当たりの処理能力が100m <sup>3</sup> 以上の設備で高圧ガスを製造している／製造する計画がある	該当なし
②1日当たりの冷凍能力が20トン以上の設備で高圧ガスを製造している／製造する計画がある	該当なし
③次に定める高圧ガスを使用している ※ 可燃性ガス、毒性ガス、酸素ガス、炭酸ガス、空気	教育・研究材料の購入
④高圧ガスの容器を所有している/する予定がある	該当なし
(B)規制条件	
規制内容	基準等
許可の取得② 変更許可の取得(変更時) 【第5条, 第14条】	申請先: 県知事 ※変更許可は軽微なものが除かれる, 但し届出が必要 (一般高圧ガス保安規則第3・14・15条参照)
技術上の基準への適合② 【第11条, 第13条】	<p>≪技術上の基準≫(一般高圧ガス保安規則第6～8条参照)</p> <p>①圧縮機, 油分離器, 凝縮器及び受液器並びこの間の配管は, 引火性又は発火性の物をたし積した場所及び火気の付近にないこと</p> <p>②製造施設には, 外部から見やすいように警戒標を掲げること</p> <p>③圧縮機, 油分離器, 凝縮器, 受液器又はこの間の配管を設置する室は, 冷媒ガスが漏れい時に滞留しないような構造とすること(可燃性ガス又は毒性ガスの製造設備以外)</p> <p>④製造設備は, 振動, 衝撃, 腐食等により冷媒ガスが漏れないものであること</p> <p>⑤冷媒設備は, 許容圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について, 許容圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体の使用が困難である場合は, 許容圧力の1.25倍以上の圧力で空気, 窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)又は同等以上と認められた高圧ガス保安協会が行う試験に合格したものであること</p> <p>⑥冷媒設備には, 圧力計を設けること(圧縮機の油圧系統を含む)</p> <p>⑦冷媒設備には, 当該設備内の冷媒ガスの圧力が許容圧力を超えた場合, 許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること</p> <p>⑧安全装置のうち安全弁又は破裂板には, 放出管を設けること. この場合, 放出管の開口部の位置は, 放出する冷媒ガスの性質に応じた適切な位置であること</p> <p>⑨受液器にガラス管液面計を設ける場合, 破損による漏れいを防止のための措置を講ずること</p> <p>⑩製造設備に設けたバルブ又はコックには, 作業員が適切に操作することができるような措置を講ずること</p> <p>≪製造の基準≫</p> <p>1. 安全弁に付帯して設けた止め弁は, 常に全開しておくこと.(安全弁の修理又は清掃の場合以外)</p> <p>2. 高圧ガスの製造は, ガスの種類及び製造設備の態様に応じ, 一日一回以上の異常の有無を点検し, 異常のあるときは補修等, 危険を防止する措置を講ずること</p> <p>3. 冷媒設備の修理等及びその修理等をした後の高圧ガスの製造は, 次の基準により保安上支障のない状態で行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修理等をする場合, 作業計画及び責任者を定め, 作業計画に従い責任者の監視の下に行うこと又は異常があった場合は責任者に通報し措置を講ずること</li> <li>・ 冷媒設備を開放して修理等をする場合, 開放する部分に他の部分からガスが漏れいを防止するための措置を講ずること</li> <li>・ 修理等が終了した場合, 作動を確認した後でなければ製造をしないこと.</li> </ul> <p>4. 製造設備に設けたバルブを操作する場合, バルブの材質, 構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう措置を講ずること</p> <p>≪その他≫</p> <p>1. 製造設備の設置又は変更工事を完成した場合, 酸素以外のガスを使用する試運転又は許容圧力以上の圧力で行う気密試験を行った後でなければ製造をしないこと</p>

	<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項		

知事の行う完成検査を受けること② (設置工事, 変更工事の完成時) 【第20条】	(一般高圧ガス保安規則第31条参照)※除外規定あり
製造開始・廃止の届出② 【第21条】	(一般高圧ガス保安規則第42条参照)
危害予防規定の設定・届出・順守② 【第26条】	≪記載内容≫(一般高圧ガス保安規則第63条参照)
	1. 製造の施設及び方法に係る技術上の基準に関すること
	2. 保安管理体制及び冷凍保安責任者の職務範囲に関すること
	3. 安全な運転及び操作に関すること(技術上の基準以外)
	4. 保安に係る巡視及び点検に関すること(技術上の基準以外)
	5. 増設工事及び修理作業の管理に関すること(技術上の基準以外)
	6. 危険時の措置及びその訓練方法に関すること
	7. 協力会社の作業の管理に関すること
	8. 従業者への危害予防規程の周知方法及び違反した者に対する措置に関すること
	9. 保安に係る記録に関すること
	10. 危害予防規程の作成及び変更の手続に関すること
	11. 災害発生防止のために必要な事項に関すること
12. その他	
保安教育計画の設定, 教育実施② 【第27条】	保安教育計画に基づき教育を実施 ※参考資料:協会の定める保安教育計画
冷凍保安責任者の選任② 【第27条の4, 第32条】	選任・解任の際は, 県知事に届け出ること ※要件:製造保安責任者免状を受けていること ※冷凍保安責任者は, 高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する ※冷凍保安責任者は, その職務を誠実にを行うこと ※高圧ガスの製造に関わるものは, 冷凍保安責任者の指示に従うこと
冷凍保安責任者の代理者選任② 【第33条】	選任・解任の際は, 県知事に届け出ること ※要件:製造保安責任者免状を受けていること
製造施設の保安検査の受検② 【第35条】	検査基準 : 製造施設に係る技術上の基準に適合
	実施者 : 県知事
	保安検査申請書提出 (一般高圧ガス保安規則第79条参照)
	完成検査証交付日又は前回保安検査証交付日から2年11月を超えない日までに事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出 頻度:1回/年
定期自主検査の実施 【第35条の2】	検査記録を作成し保管する
	≪検査基準≫(一般高圧ガス保安規則第83条参照)
	製造施設又は消費施設に係る技術上の基準に適合
	※保安責任者の監督下にて実施
	≪記録内容≫
	1. 検査をした製造施設
	2. 検査をした製造施設の設備ごとの検査方法及び結果
3. 検査年月日	
4. 検査の実施について監督を行った者の氏名	
頻度:1回/年以上	
危険時の措置・届出 【第36条】	≪措置内容≫(一般高圧ガス保安規則第84条参照) 応急措置を行い, 製造又は消費の作業を中止, 冷媒設備内のガスを安全な場所に移動又は大気中に安全に放出, 作業員を退避させること 上記措置ができない場合, 従業者又は必要に応じ付近住民に退避警告すること 届出先:都道府県知事又は警察官, 消防吏員又は消防団員, 海上保安官
火気等の制限 【第37条】	周辺での火気使用禁止, 発火物の持込の禁止
消費の技術上の基準順守 【第24条の5】	≪技術上の基準≫(一般高圧ガス保安規則条例60条参照)
	1. 充てん容器等, バルブ又は配管に係る基準
	2. 消費設備のバルブ又はコックに係る基準
	3. 可燃ガス, 毒性ガス又は酸素及び空気の消費に係る基準

<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項	

PRTR 法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①常時使用する従業員の数が21人以上で、対象業種(高等教育機関など)であり、次のいずれかに該当する	該当なし
・第1種指定化学物質を年間1トン以上取り扱う(特定第1種指定化学物質については0.5t)	
・ダイオキシン類特別措置法に規定する特定施設を設置(焼却炉など)	該当なし
(B)規制条件	
規制内容	基準等
大気・廃棄物への排出・移動量の把握・届出① 【第5条】	対象物質:ダイオキシン類
	頻度:毎年
	届出先:主務大臣(県知事経由)
	(PRTR法施行規則第2~6条参照)

公害防止整備法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業であり、公害発生施設を設置している工場	該当なし (対象外の業種)

工場立地法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業であり、敷地面積が9000m <sup>2</sup> 以上又は建築面積が3000m <sup>2</sup> 以上の新設、又は施設の用途変更を計画している	該当なし (対象外の業種)

ビル用水法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①指定地域内で揚水設備を設置している/設置計画がある	該当なし (福井県は指定地域の指定ない)

工業用水法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①指定地域内で揚水設備により地下水を採取して工業のように供している	該当なし (福井県は指定地域の指定がない、用途も異なる)

電波法	
(A)適用条件	
適用条件	環境側面
①高周波利用設備を所有している/設置しようとしている(総務大臣指定の設備は除外)	該当なし
《高周波利用設備》	
1. 電線路に10キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる次の設備	
・電信、電話、その他通話設備	
2. 無線設備及び1以外の次の設備	該当なし
・医療用設備(高周波エネルギーを発生させ、50w以上の高周波出力を持つもの)	
・その他設備(50ワットを超える高周波出力を使用するもの、電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器は除く)	
②伝搬障害防止区域内で31メートル以上の建築物の新築、増築、移築、改築、修繕又は模様替えを計画している	

<b>計 画</b>	
法的及びその他の要求事項	

環境配慮促進法	
<b>(A) 適用条件</b>	
適用条件	環境側面
①次の法人のいずれかであること	(側面の特定はできず)
・独立行政法人	
・国立大学法人	
・その他	
<b>(B) 規制内容</b>	
規制内容	基準等
事業年度毎に環境報告書を作成し、公表 ① 【第9条】	<<記載事項>> 1. 事業活動に係る環境配慮の方針等 2. 主要な事業内容、対象とする事業年度等 3. 事業活動に係る環境配慮の計画、取組体制等、取組状況等、その他 (環境報告書の記載事項等の手引きについて参照)

環境保全活動・環境教育推進法	
<b>(A) 適用条件</b>	
適用条件	環境側面
①全ての事業者が対象	環境教育
<b>(B) 規制内容</b>	
規制内容	基準等
環境保全の意欲増進、環境教育の実施① 【第10条】	

福井県公害防止条例	
<b>(A) 適用条件</b>	
適用条件	環境側面
①排水量が3,000m <sup>3</sup> /日以上、又は燃料使用量(重油換算)600kg/h以上である	該当なし (生活廃水の排出、事業系排水の排出、燃料の使用)
②特定施設を所有している/計画がある	
<<特定施設>>	該当あり ボイラー及び発電機のばい煙設備による。
・焼却炉(火格子面積2m <sup>2</sup> 以上、又は焼却能力200kg以上のもの)	
・発電設備(燃烧能力50リットル/時以上のもの)	
・有害物質を使用・排出する次の施設	
<<特定施設>>	
・反応施設	
・分離施設	
・混合施設	
・精製施設	
・蒸留施設	
・脱水施設	
・ろ過施設	
・成型施設	
・薬品処理施設	
・エッチング施設	
・めっき施設	
・廃ガス洗浄施設	
・洗浄施設	
<<有害物質>>	
・カドミウムおよびその化合物	
・シアン化合物	
・有機燐化合物	
・鉛およびその化合物	
・六価クロム化合物	
・砒素およびその化合物	
・水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	
・PCB	
・トリクロロエチレン	
・テトラクロロエチレン	
・ジクロロメタン	
・四塩化炭素	
※水質汚濁防止法による届出をした施設を除く	
③吐出口の面積が19.6 cm <sup>2</sup> 以上の揚水施設を設置している	地下水の汲み上げ

<b>計 画</b>		
法的及びその他の要求事項		

<b>(B)規制内容</b>	
規制内容	基準等
地下水採取の届出③ 【第35条】	《記載内容》 1. 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代理者の氏名 2. 工場等の名称および所在地 3. 特定揚水施設の設置場所 4. 特定揚水施設の揚水機の前動機定格出力および揚水機の揚水能力 5. 特定揚水施設のストレーナーの位置および揚水機の吐出口の断面図 6. 特定揚水施設の揚水量 7. 地下水の揚水量 8. その他規則で定める事項 届出先: 県知事

<b>健康増進法</b>	
<b>(A)適用条件</b>	
適用条件	環境側面
①学校、病院における喫煙	分煙、受動喫煙
<b>(B)規制内容</b>	
規制内容	基準等
受動喫煙の防止① 【第25条】	多数の者が利用する施設を管理する者は、利用者に対する受動喫煙防止のための措置に努める

<b>環境配慮契約法</b>	
<b>(A)適用条件</b>	
適用条件	環境側面
①次のいずれかに該当 ・国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人	
<b>(B)規制内容</b>	
規制内容	基準等
排出削減に配慮した契約措置① 【第6条】	基本方針に基づく温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に努めること
締結実績の概要の公表、通知① 【第8条】	≪公表、通知内容≫ 契約の締結実績の概要 ≪公表、通知時期≫ 毎会計年度又は毎事業年度の終了後 ≪通知先≫ 環境大臣または独立行政法人等の主務大臣

	<b>計 画</b> 目的、目標及び実施計画	
--	---------------------------	--

#### 4.3.3 目的、目標及び実施計画

##### 1.0 目的

この手順は、福井大学の関連する部門及び階層において文書化された目的、目標及び実施計画を設定するための責任と行動を定めることを目的とする。

##### 2.0 目的及び目標の設定

目的及び目標は、可能な限り測定し、法的要求事項や福井大学の環境方針に整合するものを設定する。

##### 2.1 目的及び目標の設定・見直し時期

(1)目的及び目標の設定・見直しは次のような時に、松岡地区総括環境責任者の判断により実施する。

- ①学長による見直しの結果、変更の必要が発生した時
- ②著しい環境側面の設定・変更時
- ③法律・条例の変更時
- ④不適合の発生により、目的及び目標の変更を迫られた場合
- ⑤その他、松岡地区総括環境責任者が必要と認めた時

##### 2.2 目的及び目標の設定・見直し

(1)環境保全等実施専門部会は、次の項目に配慮しつつ目的及び目標の立案を行い、松岡地区総括環境責任者に提出する。

- ①法律・条例
- ②著しい環境側面
- ③技術上の選択肢
- ④財政上、運用上及び事業上の要求事項
- ⑤利害関係者の見解
- ⑥汚染の予防
- ⑦環境方針

(2)総括環境責任者は、松岡地区総括環境責任者の報告を受けた後、妥当性を判断し、適切な調整等を行い、必要に応じて環境保全等推進小委員会の承認を受けた後、学長に提出する

(3)学長は目的及び目標の承認を行い、総括環境責任者に伝達する。又、総括環境責任者は松岡地区総括環境責任者にそれを伝達する。

<b>計 画</b>		
目的, 目標及び実施計画		

(4)松岡地区総括環境責任者は、承認された目的及び目標を【目的・目標一覧】に登録する。

(5)松岡地区総括環境責任者は【目的・目標一覧】をユニット代表者および部局環境責任者に提示する。

## 目的・目標一覧

環境方針	目的	目標	著しい環境側面管理番号
地球環境負荷の低減	総エネルギー使用量の削減(電気・重油)	前年度比1%以上の削減 <sup>(*)</sup>	1
	紙使用量の削減	前年度使用量以下に削減	2
	水道水使用量の削減	前年度使用量以下に削減	3
	廃棄物排出量の削減	一般廃棄物排出量(附属病院を除く)を基準年度(平成19年度)以下とする	
心身の健康	学内環境美化	指定外場所へのゴミ投棄量をゼロに近づける	6
		タバコのポイ捨てゼロを目指す	
	受動喫煙を防止する	分煙を徹底する	7, 8, 9
	緑に対する関心を高め、学習環境や療養環境の環境整備	植栽を管理する	10
		植栽面積を増やすことを検討する	
花・緑に関心を持ち、楽しむボランティア活動を支援する			
花壇面積を増やすことを検討する			
周辺地域と調和した療養環境のあり方を検討する			
の関連法規・自主基準の順守	水質汚濁の防止	排水基準の順守	4, 5, 19
	産業廃棄物排出に関する法律順守	有害化学薬品廃液の完全回収	20, 21, 22, 30

(\*) 比較する基準を本学から発生する総熱量を総床面積で除した値とする。

	<b>計 画</b> 目的, 目標及び実施計画	
--	----------------------------	--

### 2.3 目的及び目標の実現

(1)各ユニットは、環境保全等実施専門部会の指示により、当該ユニットに係る目的及び目標の実現を目指すこと

### 3.0 目的, 目標の実施計画

この手順は福井大学において設定した目的及び目標を達成するための実施計画を策定し、維持するための責任と行動を定めることを目的とする。

#### 3.1 目的, 目標の実施計画の設定・見直し時期

(1)実施計画の設定・見直しは次のような時に、松岡地区総括環境責任者の判断により実施する。

- ①学長による見直しにより、変更の必要が発生した時
- ②部局環境責任者から見直し要求があった時
- ③目的及び目標の設定・変更時
- ④不適合の発生により、変更を迫られた場合
- ⑤大規模プロジェクトが発生した時
- ⑥大規模な設備増強・改善に伴い、変更を余儀なくされた場合
- ⑦その他、松岡地区総括環境責任者が必要と認めた時

#### 3.2 目的, 目標の実施計画の設定・見直し

(1)環境保全等実施専門部会は、次の事項に漏れがないように実施計画の立案を行い、松岡地区総括環境責任者に提出する。

- ①責任者
- ②手段(実施内容)
- ③タイムスケジュール(時期又は期限)

(2)環境保全等実施専門部会は【実施計画(案)】を作成する。

(3)総括環境責任者は、松岡地区総括環境責任者を通じて必要な学内調整を行い、学長に提出する。

(4)学長は実施計画の承認を行い、総括環境責任者に伝達する。又、総括環境責任者は松岡地区総括環境責任者にこれを伝達する。

(5)松岡地区総括環境責任者は、承認された実施計画をマニュアルの【実施計画一覧】に登録する。

	<b>計 画</b> 目的、目標及び実施計画	
--	---------------------------	--

### 3.3 目的、目標の実施計画の実施

- (1)各ユニットは、目的及び目標実現のため、当該ユニットに定められた実施計画を確実に実施すること  
※実施計画を実施するにあたり、協力業者の協力が必要な場合は、運用管理 3.2 協力業者への依頼に基づくこと
- (2)各ユニットは、各実施計画完了後、実施報告書を環境保全等実施専門部会に提出すること

### 3.4 様式

- FMS433-1 : 実施報告書

	<b>計 画</b>	
目的, 目標及び実施計画		

### 実施計画一覧

(専門部会とは環境保全等実施専門部会を指す)

目 標	実施計画	期限/時期	実施者	責任者	運用手順書
前年度比1%以上の削減 (総エネルギー)	ホームページ等により毎月のエネルギー使用量を棟別に公表し, 省エネを呼びかける	1回/月	環境整備課 全ユニット	専門部会部会長	学内広報手順書 エネルギー削減手順書
	自動消灯装置の導入を図る	都度	環境整備課	環境整備課長	設備新設・改善手順書
	ホームページ等によりエレベータの上2階, 下3階へは階段利用での励行を呼びかける	1回/月	環境整備課 全ユニット	専門部会部会長	学内広報手順書
	グリーン購入の促進	1回/年	財務課 全ユニット	財務課長	学内広報手順書
	ホームページ等により夏季の冷房温度を28℃以上, 冬季の暖房温度を20℃以下とするよう呼びかける.	6月と12月	環境整備課 全ユニット	専門部会部会長	学内広報手順書 エネルギー削減手順書
前年度使用量以下に削減 (紙)	学内広報による紙削減の呼びかけ	1回/月	環境整備課 全ユニット	専門部会部会長	学内広報手順書 紙使用量削減手順書
	両面プリンターの導入促進要請	1回/年	環境整備課 全ユニット	専門部会部会長	学内広報手順書 紙使用量削減手順書
	学内連絡・会議用事前配付資料をメールで配信し, ペーパーレス化促進要請	1回/年	環境整備課 全ユニット	専門部会部会長	学内広報手順書 紙使用量削減手順書
	保存文書の電子化の要請	1回/年	環境整備課 全ユニット	専門部会部会長	学内広報手順書 紙使用量削減手順書
前年度使用量以下に削減 (水道水)	学内広報による節水の呼びかけ	6月と10月	環境整備課 全ユニット	専門部会部会長	学内広報手順書 実験器材洗浄手順書
	実験用吸引, 冷却水の循環冷却装置の導入を図る	都度(立案)	関連ユニット	財務課長	設備新設・改善手順書
一般廃棄物排出量 (附属病院を除く)を 基準年度(平成19年度) 以下とする	廃棄物を分別して回収する.	都度	全ユニット	専門部会部会長	廃棄物排出管理手順書
	メールによりリサイクルを推進し, 不要物品を学内で再利用する	都度	財務課 環境整備課 全ユニット	財務課長 環境整備課長	学内リサイクル手順書
指定外場所へのゴミ 投棄量をゼロに近づける	学内一斉清掃を実施する	4回/年	全ユニット	専門部会部会長 学務室長	指定外投棄ゴミ量減少 手順書
	ゴミやタバコのポイ捨て禁止を啓発する活動を実施する	1回/年	全ユニット	専門部会部会長	指定外投棄ゴミ量減少 手順書
	オリエンテーション等でマナー教育を実施する	1回/年	全ユニット	専門部会部会長 学務室長	

	<b>計 画</b>	
目的, 目標及び実施計画		

### 実施計画一覧(つづき)

目 標	実施計画	期限/時期	実施者	責任者	運用手順書
タバコのポイ捨てゼロを目指す	喫煙者にゴミ(吸い殻)拾いの参加を呼びかける	年4回	環境保全専門部会・全ユニット	環境保全専門部会長	
	ポイ捨て禁止の明示をする	年1回	人事労務課(安全衛生係)	総括安全衛生管理者(医学部長)	
分煙を徹底する	受動喫煙の害について広報する	年1回	人事労務課(安全衛生係) 松岡キャンパス学務室(保健管理センター)	総括安全衛生管理者(医学部長) 保健管理センター 一副所長	
	喫煙場所の整備の検討	随時	人事労務課(安全衛生係)	総括安全衛生管理者(医学部長)	
植栽を管理する	本学関係業者の手で剪定する	随時	環境整備課	専門部会部会長	
植栽面積を増やすことを検討する	学内諸機関, 構成員からアイデアを募る	随時	環境整備課	専門部会部会長	学内広報手順書
花・緑に関心を持ち, 楽しむボランティア活動を支援する	学内外からなるボランティア組織に補助を検討する	随時	環境整備課	専門部会部会長	学内広報手順書
花壇面積を増やすことを検討する	学内諸機関, 構成員からアイデアを募る	随時	環境整備課	専門部会部会長	学内広報手順書
周辺地域と調和した療養環境のあり方を検討する	学内諸機関, 構成員からアイデアを募る	随時	環境整備課	専門部会部会長	学内広報手順書
排水基準の順守	有害化学薬品の回収を徹底する	都度	関連ユニット	専門部会部会長	濃厚実験廃液排出手順書
	排水処理施設の適正管理	都度	環境整備課	環境整備課長	
有害化学薬品廃液の完全回収	大学院生, 研究生に教育を行い実験による環境汚染の防止を徹底する	都度	関連ユニット	専門部会部会長	濃厚実験廃液排出手順書

	<b>実施及び運用</b> 資源, 役割, 責任及び権限	
--	---------------------------------	--

---

## 4.4 実施及び運用

---

### 4.4.1 資源, 役割, 責任及び権限

#### 1.0 目的

福井大学の環境マネジメントを確立し, 実施し, 維持し, 改善するため, 役割, 責任及び権限を定めることを目的とする。

#### 2.0 体制

(1)福井大学は, 環境マネジメントを実施するための組織を最高環境責任者(学長), 財務・施設委員会, 環境保全等推進小委員会, 総括環境責任者, 松岡地区総括環境責任者, 各部局, ユニットで構成するものとする。各部局には部局環境責任者, ユニットにはユニット代表者を置く。システム運用に関する作業部会として環境保全等実施専門部会を設置する。内部監査のための環境保全等内部監査小委員会を置き, その責任者(環境内部監査責任者(以下内部監査責任者)及び松岡地区内部監査責任者)は学長が任命する。

#### 3.0 職務

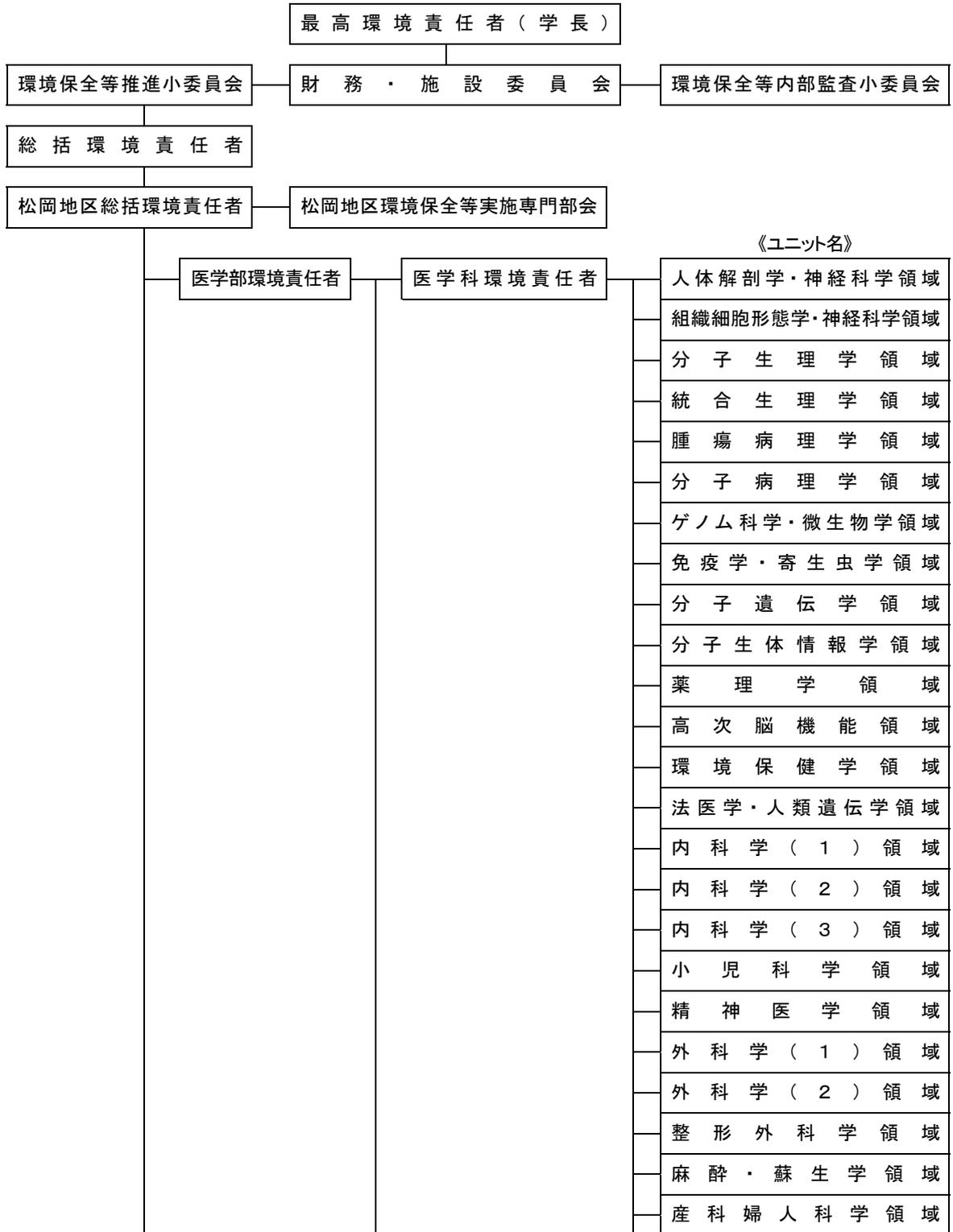
最高環境責任者(学長), 財務・施設委員会, 環境保全等推進小委員会, 環境保全等実施専門部会, 総括環境責任者, 部局環境責任者, 松岡地区総括環境責任者, ユニット代表者, 内部監査責任者, 松岡地区内部監査責任者の職務範囲及び権限は, 職務権限表に記すとおり。

#### 3.1 職務の伝達

- (1)各組織の役割, 責任及び権限は, 伝達の方法に関しては, 文書・電子メール, 又は掲示板にて行う。
- (2)最高環境責任者, 財務・施設委員会, 環境保全等推進小委員会, 環境保全等実施専門部会, 総括環境責任者, 松岡地区総括環境責任者, 及び内部監査責任者, 松岡地区内部監査責任者の役割については学内規程での定めに従う。

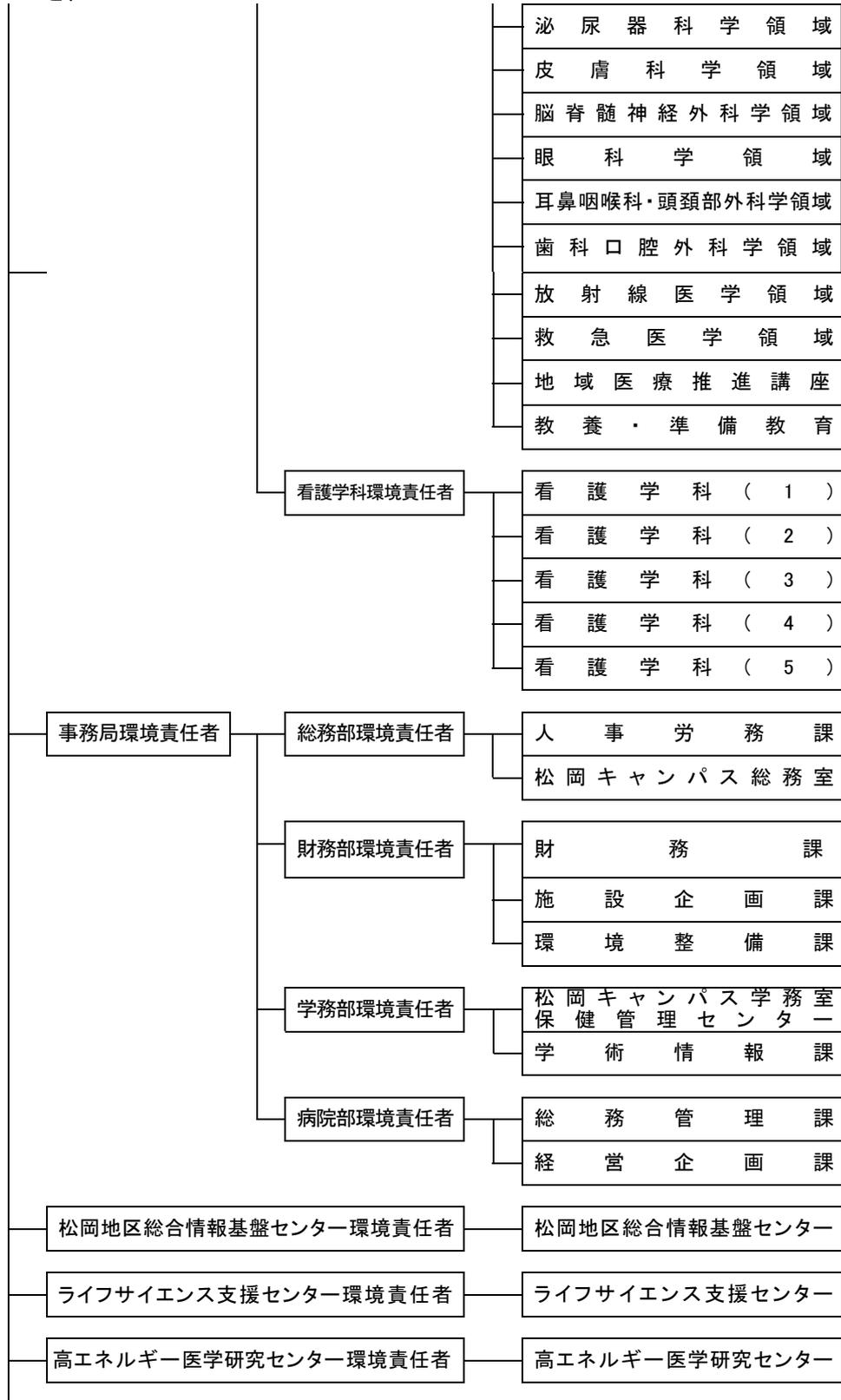
	<b>実施及び運用</b> 資源, 役割, 責任及び権限	
--	---------------------------------	--

**組 織 図(平成24年4月1日現在)**



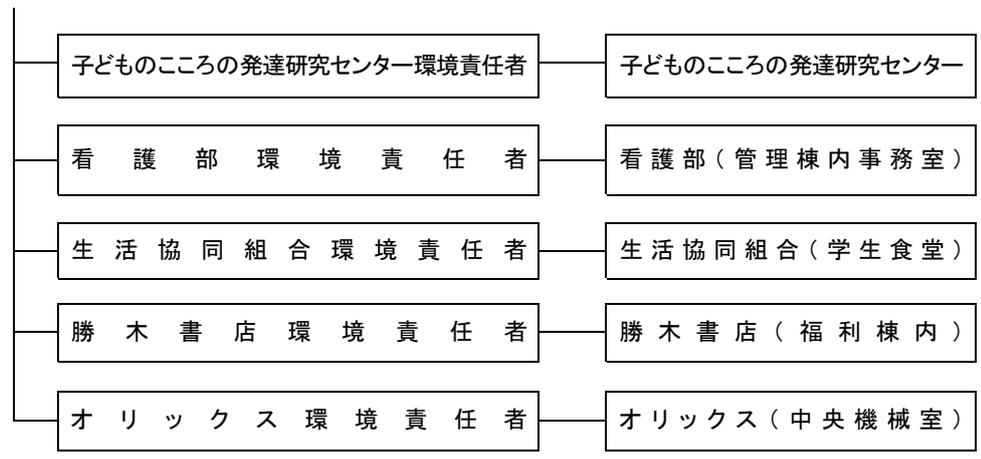
<b>実施及び運用</b>		
資源, 役割, 責任及び権限		

**組織図(つづき)**



	<b>実施及び運用</b> 資源, 役割, 責任及び権限	
--	---------------------------------	--

組織図(つづき)



	<b>実施及び運用</b> 資源、役割、責任及び権限	
--	-------------------------------	--

## 職務権限表

組織体制	主要な業務
学 長	<p>【本学の環境マネジメントシステムに関する最高責任者】</p> <p>①環境マネジメントシステムの実施及び管理に不可欠な資源の提供(資源には、人的資源及び専門的な技能、インフラストラクチャー、技術並びに資金を含む。)</p> <p>②環境方針の策定</p> <p>③目的及び目標の策定に際しての承認</p> <p>(1)環境マネジメントマニュアルの承認</p> <p>(2)コミュニケーション及びシステム文書の作成、見直し、廃止における重要事項についての承認</p> <p>(3)内部監査責任者の選任</p> <p>(4)監査計画及び監査報告書類の承認</p> <p>(5)環境マネジメントシステムの見直し</p> <p>(6)環境保全等推進小委員会主査への学長の業務の一部委任。</p> <p>④総括環境責任者(環境保全等推進小委員会主査)、松岡地区総括環境責任者の任命</p>
環境保全等内部監査小委員会	<p>【環境監査の実施】</p> <p>①環境マネジメントシステム監査の計画</p> <p>②環境マネジメントシステム監査の実施</p> <p>③環境マネジメントシステム監査の学長への報告及び再発防止の要請</p>
環境内部監査責任者	<p>【環境監査の実施における責任者】</p> <p>①上記内部監査小委員会の業務に関する責任者</p> <p>②文京地区と松岡地区の全体調整</p>
松岡地区内部監査責任者	<p>【松岡地区における環境監査の実施における責任者】</p> <p>①上記内部監査小委員会の業務に関する責任者(※1)</p>
財務・施設委員会	<p>【環境マネジメントに関する重要な事項についての審議】</p> <p>①環境方針、目的及び目標等の環境マネジメントシステムに関する事項の審議・報告</p> <p>②学長への報告、学長からの指示を必要とする場合、事前に環境保全等推進小委員会との調整を行う。</p> <p>③学長の指示により、本委員会の承認を持って、学長の承認とみなす場合もある。</p>
環境保全等推進小委員会	<p>①本学へ環境マネジメントに関する重要事項を立案し、財務・施設委員会へ提案する。</p> <p>②本委員会の決定を持って、財務・施設委員会の決定とする場合もある。</p>

	<b>実施及び運用</b> 資源, 役割, 責任及び権限	
--	---------------------------------	--

## 職務権限表(つづき)

総括環境責任者	<p>【環境保全等推進小委員会主査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 審議機関としての環境保全等推進小委員会の主査(委員長)</li> <li>② 環境マネジメントシステム運用における文京地区と松岡地区の全体調整</li> <li>③ 経営資源(人的・技術的・資金等)の投入の立案</li> <li>④ 環境マネジメントシステム上の最高責任者である学長の業務の補佐及び代行</li> <li>⑤ 環境マネジメントシステム運用状況, 提案事項の学長への報告</li> <li>⑥ 学長による環境マネジメントシステム見直しの補佐</li> </ul>
松岡地区総括環境責任者	<p>【環境保全等実施専門部会部会長・環境保全等推進小委員会委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 松岡地区における経営資源(人的・技術的・資金等)の投入の立案(※2)</li> <li>② 松岡地区における環境マネジメントシステム上の最高責任者である学長の業務の補佐及び代行(※2)</li> <li>③ 環境保全等実施専門部会に対するバックアップ</li> </ul> <p>【環境マネジメントシステムに関する管理責任者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ JIS Q 14001:2004(ISO14001:2004)に従って環境マネジメントシステムの要求事項を確立し, 実施し, 維持する</li> <li>⑤ 松岡地区における環境マネジメントシステム運用状況, 提案事項の学長への報告(※2)</li> <li>⑥ 環境方針の策定の補佐及び環境方針の周知(※2)</li> <li>⑦ 環境影響評価の実施及び環境影響登録簿の作成</li> <li>⑧ 法規制等の調査及び特定並びに法規制登録簿の作成</li> <li>⑨ 環境目的及び目標の作成</li> <li>⑩ 教育計画の承認及び実施状況の管理</li> <li>⑪ 内外のコミュニケーションの報告を受け, 追加対応の必要性を判断</li> <li>⑫ システム文書の確立, 維持及び文書管理の主管</li> <li>⑬ 監視及び測定並びに運用管理における実行管理</li> <li>⑭ 緊急事態識別, 緊急事態への準備, 対応の実行管理及び対応手順の見直し</li> <li>⑮ 不適合事項の調査と是正及び予防措置の実行管理</li> <li>⑯ 環境マネジメント監査結果のフォローアップ</li> <li>⑰ 松岡地区における学長による環境マネジメントシステム見直しの補佐(※2)</li> </ul>

※1 印は内部監査責任者を通じて実施すること

※2 印は総括環境責任者を通じて実施すること

<b>実施及び運用</b>	
資源, 役割, 責任及び権限	

### 職務権限表(つづき)

環境保全等実施 専門部会 *	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育計画の作成と実施及び松岡地区総括環境責任者への実施報告</li> <li>②環境マネジメントシステム文書の識別及び保管・回収・廃棄</li> <li>③手順書の作成及びその順守状況の監視・測定</li> <li>④保管担当になっている記録の保管管理</li> <li>⑤環境情報の第三者への公表の実施及び報告</li> <li>⑥所管業務に関する環境保全活動の実施</li> <li>⑦環境影響評価の実施・見直し</li> <li>⑧環境影響評価の全体調整</li> <li>⑨内部環境関連情報の収集及び松岡地区総括環境責任者への報告</li> <li>⑩外部環境関連情報の対応</li> <li>⑪本学関係者, 協力業者への要求文書の伝達と回答收受と松岡地区総括環境責任者への報告</li> <li>⑫所管業務に関する環境保全活動の実施</li> <li>⑬福井大学中期目標に掲げられたISO関連業務の遂行</li> </ul>
部局環境責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境保全等実施専門部会と協力し, 各部局における環境推進活動を支援する</li> <li>②各部局における実施計画, 手順順守状況等の監視測定に対する支援</li> <li>③各部局における教育実施サポート</li> <li>④その他実施計画運用上の各部責任者のサポート</li> <li>⑤環境保全推進プロジェクト, 松岡地区総括環境責任者との連絡・報告・相談窓口</li> </ul>
ユニット代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所管業務に関する環境保全・推進活動の実施, 及び報告の責任者</li> <li>②環境保全等実施専門部会からの指示に従って, ユニットにおける実施計画, 手順順守状況等の監視測定の実施</li> <li>③ユニットにおける教育責任者</li> <li>④その他実施計画運用上の各ユニットの役割に対する責任者</li> </ul>

\* 上記, 環境保全等実施専門部会内にEMS推進作業部会を置き, 各業務の企画・立案・実行に携わる。

<b>実施及び運用</b>		
力量, 教育訓練及び自覚		

#### 4.4.2 力量, 教育訓練及び自覚

##### 1.0 目的

この手順は福井大学の全教職員及び本学関係者に対して、環境に関する教育を行う上で必要な責任と行動を定めることを目的とする。また、本学の組織のために働く人々への周知も併せて行うものとする。

##### 2.0 職務及び作業の力量, その他

(1)福井大学が環境マネジメントを実施するに当たり、各職務及び作業に要求される力量及びその他の要件は以下の通りである。

職務及び作業の種類	対象者	力量	研修名	研修実施責任者	時期
一般作業	ユニット代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境方針・関連文書並びに環境マネジメントシステムの要求事項 (ISO14001 (JISQ14001)) に適合することの重要性</li> <li>・著しい環境側面と顕在／潜在的な著しい環境影響の自覚と目的及び目標・実施計画・手順書等の理解, 及び実現・実施することによる作業改善のメリットと実現・実施しないことのデメリットの理解と自覚</li> <li>・環境マネジメントシステムの運用, 環境保全活動の実施における各教職員の役割及び責任の自覚</li> </ul>	基本研修	松岡地区総括環境責任者	年1回, その他必要に応じて
	ユニット内教職員			ユニット代表者	年1回, その他必要に応じて
	全教職員			松岡地区総括環境責任者	必要に応じて
専門作業	関係教職員及び本学関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎一般作業に加え, 次の内容を付加する</li> <li>・専門的知識の理解</li> <li>・専門的な技能の習得</li> <li>・許可及び資格の取得</li> </ul>	責任者研修	環境保全等実施専門部会	必要に応じて
システム管理	環境保全等実施専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001 (JISQ14001) の理解</li> <li>・福井大学の環境マネジメントシステムの理解</li> </ul>	システム研修	松岡地区総括環境責任者	年度始め, その他必要に応じて
内部監査	内部監査員 (候補者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001 (JISQ14001) の理解</li> <li>・福井大学の環境マネジメントシステムの理解</li> <li>・監査技法の習得</li> </ul>	監査研修	松岡地区内部監査責任者又は松岡地区総括環境責任者	内部監査1～2ヶ月前

※専門作業とは、危険物, 高圧ガス, 特別管理産業廃棄物, エネルギー管理等, pHメータの監視等をいう

	<b>実施及び運用</b> 力量, 教育訓練及び自覚	
--	-------------------------------	--

### 3.0 教育研修の実施

(1)教育研修は, 力量評価, 教育計画, 教育研修の順で実施される.

#### 3.1 学内対象者教育研修

(1)教育を実施するに当たり, 松岡地区総括環境責任者及び松岡地区内部監査責任者は, 学長による見直し時に対象者の力量を総体的に評価し, 報告する.

(2)松岡地区総括環境責任者及び松岡地区内部監査責任者は, (1)の結果及び次の事項を考慮し当該年度の教育研修の計画を立案し, 総括環境責任者, 内部監査責任者及び環境保全等実施専門部会経由で学長に提出する. 対象者全員が力量を保有していると判断できる場合, 教育を実施しなくてもよい.

①【著しい環境側面一覧】

②【法規制リスト】

③その他, 松岡地区総括環境責任者及び松岡地区内部監査責任者が必要と判断したもの.

(3)学長は教育研修の計画を承認し, 総括環境責任者及び松岡地区総括環境責任者にその旨を伝える.

(4)総括環境責任者及び松岡地区総括環境責任者は, 教育研修の計画を作成し, 年度計画に含め, 学長に提出し, 許可を得る.

(5)研修実施責任者は, 教育研修実施計画に基づき, 教育の効率及び効果等を考慮し, 研修内容の特定, 研修単位の編成, 並びに研修実施者の決定(自らも実施可)等を行い, 教育を実施する.(※事前に教育研修対象者に連絡すること)

(6)研修実施責任者は, 必要に応じて外部機関に委託して研修を実施することができる.

(7)研修実施責任者は, 教育研修の実施後, 出席者の欠席者の特定を行い, 再研修等(少数の場合は, メールにより趣旨を説明し返答を得るでも良い)の然るべき措置を実施すること.

(8)研修実施責任者は, 対象者全員が受講したのを確認した後, 教育実施の終了報告(日時, 内容, 参加者などの記述があること)を, 松岡地区総括環境責任者に提出する. 松岡地区総括環境責任者は報告を教育実施報告書に記載する. 但し, 外部機関にて研修を行った場合は, 当該受講者が作成し, 研修実施責任者の確認後, 松岡地区総括環境責任者に提出すること.

(9)松岡地区総括環境責任者は, 全ての教育研修の実施状況を把握し, 管理する. 又内部監査研修の受講者を内部監査員登録リストに登録する.

	<b>実施及び運用</b> 力量, 教育訓練及び自覚	
--	-------------------------------	--

### 3.2 本学関係者教育研修

- (1)本学関係者の所管ユニットは, 要求すべき力量を具体的にし, 発注又は契約時に仕様又は条件として織り込む.
- (2)所管ユニットは, 仕様を記した注文書, 条件を記した契約書(複写でも可, これに類するものでもよい)を記録として保管する.

### 4.0 様式

- ・FMS442-1 : 教育実施報告書
- ・FMS442-2 : 内部監査員登録リスト

	<b>実施及び運用</b> コミュニケーション	
--	----------------------------	--

#### 4.4.3 コミュニケーション

##### 1.0 目的

この手順は福井大学の内部及び外部の利害関係者からの情報等に対応するための責任と行動を定めることを目的とする。

ここでいう「情報等」とは、福井大学の事業活動、サービスに対する環境に関する要望、意見、提案、質問、並びに苦情をいい、また情報の入手先及び発信者が学内又は学外で内部コミュニケーションと外部コミュニケーションとに大別する。

##### 2.0 コミュニケーション

###### 2.1 内部コミュニケーション

教職員における情報等の発信・受信手順は、以下の通りである。

- (1)学長、総括環境責任者、松岡地区総括環境責任者並びに環境保全等実施専門部会が環境マネジメントシステムに関して発する情報等は、部局環境責任者又はユニット代表者を通じて関係教職員に連絡する。
- (2)松岡地区総括環境責任者は、重要な情報等を入手した際、総括環境責任者を通じて学長への情報等の報告を行う。
- (3)教職員からの情報等(教授会での発言を含む)は、環境保全等実施専門部会に報告する。
- (4)環境保全等実施専門部会は、処置内容を検討・実施し、一連の内容を内部コミュニケーション記録書に記録し、松岡地区総括環境責任者及び情報等を提出した教職員に回答を行う。
- (5)情報の伝達は、口頭、書類、メールにより行うこと

###### 2.2 外部コミュニケーション

学外から寄せられる情報等の手順、並びに学外に対する情報等の発信については、以下の通りとする。

- (1)情報等を受け付けた者は、環境保全等実施専門部会にその旨を連絡する。
- (2)環境保全等実施専門部会は、その内容を評価し学内における処置内容を関連ユニットに指示する。又学外からの連絡者には文書により処置内容を説明する。その後、一連の内容を外部コミュニケーション記録書に記録し、松岡地区総括環境責任者に報告する。

	<b>実施及び運用</b> コミュニケーション	
--	----------------------------	--

(3)福井大学の環境マネジメントシステムに関する情報、並びに福井大学の知りうる環境関連の情報については、インフラの整備状況を考慮し、広報及びホームページ等により、外部に対して積極的に発信する。

- ①本学の環境マネジメントにおける著しい環境側面に対する取り組み状況については年1回公表する。
- ②発信する情報の内容・方法については、毎年環境保全等実施専門部会が審議し、松岡地区総括環境責任者及び総括環境責任者の確認後、学長により承認される。

### 3.0 様式

- ・FMS443-1 : 内部コミュニケーション記録書
- ・FMS443-2 : 外部コミュニケーション記録書

	<b>実施及び運用</b> 文 書 類	
--	------------------------	--

#### 4.4.4 文書類

##### 1.0 目的

環境マネジメントシステムを効果的に運用するために、システムの各要素及び体系を明確にすることを目的にする。

##### 2.0 文書の定義

###### 2.1 環境マネジメントマニュアル

ISO14001(JIS Q 14001)の要求事項に沿った環境マネジメントシステムを包括的かつ具体的に記載したものであり、福井大学が環境保全活動を実施するに当たっての最上位文書である。

###### 2.2 手順書等

各ユニット等で環境マネジメントを実施していくに当たり、業務の手順等を記載したもの。

###### 2.3 様式

環境マネジメントシステムの運用及び環境保全活動の結果を、記録するための書式。

##### 3.0 文書類

環境マネジメントシステムで管理される文書の体系は【文書類体系一覧】に記載の通りとする。

	<b>実施及び運用</b>	
	文書類	

### 文書類体系一覧

環境マネジメント マニュアル	手順書等	様式	文書管理 番号	学内の関連規程
4.1 一般要求事項				
環境方針				
4.3.1 環境側面		環境影響調査票	FMS431-1	
		環境影響登録簿	FMS431-2	
4.3.2 法的及びその他の 要求事項		法律・条例調査報告書	FMS432-1	
4.3.3 目的、目標及び 実施計画		実施報告書	FMS433-1	
4.4.1 資源、役割、責 任及び権限				○福井大学委員会規程 (財務・施設委員会) ○環境保全等推進小委 員会規程 ○最高環境責任者等の 設置に関する要項 ○松岡地区環境保全等 実施専門部会要項 ○環境保全等内部監査 小委員会 ○松岡地区環境内部監 査部会
4.4.2 力量、教育訓練 及び自覚		教育実施報告書	FMS442-1	
		内部監査員登録リスト	FMS442-2	
4.4.3 コミュニケーショ ン		内部コミュニケーション 記録書	FMS443-1	
		外部コミュニケーション 記録書	FMS443-2	
4.4.4 文書類				
4.4.5 文書管理				
4.4.6 運用管理	学内広報手順書		FMS201	○電気工作物保安規程 ○松岡地区廃棄物及び 廃水等取扱規程
	設備新設・改善手順書		FMS202	
	紙使用量削減手順書		FMS203	
	廃棄物排出量削減手順書		FMS204	
	学内リサイクル手順書		FMS205	
	指定外投棄ゴミ量削減手順書		FMS206	
	実験器材洗浄手順書		FMS207	
	濃厚実験廃液排出手順書		FMS208	
	エネルギー削減手順書		FMS209	
		大型機器導入・施設整 備に関する事前環境影 響評価表	FMS431-3	

	<b>実施及び運用</b>	
	文書類	

### 文書類体系一覧(つづき)

環境マネジメント マニュアル	手 順 書 等	様 式	文書管理 番号	学内の関連規程
4.4.7 緊急事態への準備及び対応	ボイラー運転時の火災・爆発時による対応手順書		FMS220	○防火・防災管理規程 ○危機管理規則 ○電気工作物保安規程
	発電機運転中の火災・爆発時による対応手順書		FMS221	
	冷温水発生器の運転時の火災・爆発時による対応手順書		FMS222	
	実験排水処理施設の排水漏洩による対応手順書		FMS223	
	空調機のフロン漏洩による対応手順書		FMS224	
	地下タンク重油漏洩対応手順書		FMS225	
	薬品の漏洩による対応手順書		FMS226	
	実験廃液の漏洩による対応手順書		FMS227	
	重油注入時に漏洩が起きた場合の対応手順書		FMS228	
	ポンベの爆発による対応手順書		FMS229	
	放射線の漏洩による対応手順書		FMS230	
	焼却施設の火災、爆発による対応手順書		FMS231	
	屋内貯蔵の危険物からの漏洩による対応手順書		FMS232	
	厨房排水の油水漏れによる対応手順書		FMS233	
	PCBの安全管理と早期処理に関する手順書		FMS234	
	緊急事態テスト結果報告書	FMS447-1		
4.5.1 監視及び測定		監視・測定報告書		
4.5.2 順守評価		順守評価報告書	FMS452-1	
4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置		不適合事項是正及び予防報告書	FMS453-1	
4.5.4 記録の管理				
4.5.5 内部監査		内部監査計画書	FMS455-1	
		内部監査スケジュール	FMS455-2	
		内部監査チェックリスト	FMS455-3	
		是正処置要求書・回答書	FMS455-5	
		内部監査報告書	FMS455-4	
		最高環境責任者向け内部監査報告書	FMS455-6	
4.6 マネジメントレビュー		学長による見直し記録	FMS460-1	

	<b>実施及び運用</b> 文 書 管 理	
--	--------------------------	--

#### 4.4.5 文書管理

##### 1.0 目的

この手順は、環境マネジメントシステムの全ての文書を4.5.4に規定する要求事項に従って、適切に管理するために必要な責任と行動を定めるものとする。

##### 2.0 文書の識別

(1)文書の識別を行うために、次の内容を全文書に記載する。

- 1 管理番号
- 2 文書名
- 3 ページ数

(2)管理番号は次の要素で構成し、この基準に従い作成及び改定者が付番する。

①FMS(福井大学松岡キャンパスを表す)

②環境マネジメントマニュアル:101

手順書:20X(Xは手順書の種類を表す数字であり、各手順書により異なる)

様式:40Y(Yは様式の種類を表す数字であり、各様式により異なる)

③版数:Z(Zは版数を表す数字であり、改定の都度更新される。尚、版数は( )の中に記す

例)環境マネジメントマニュアル(第1版) FMS101(1)

○○手順書      FMS210

△△様式        FMS422

	<b>実施及び運用</b> <b>文 書 管 理</b>	
--	---------------------------------	--

### 3.0 文書の管理

#### 3.1 責任者

(1)松岡地区総括環境責任者は、福井大学の環境マネジメントシステムに関する文書の見直し、作成（変更）、審議、承認、配付の各責任者を定め、【文書一覧】に登録し、最新版を維持する。必要に応じて、部局環境責任者を通じて該当者に連絡すること。

#### 3.2 見直しの時期

(1)文書の見直しは次に定める時期に行うこと

- ①環境マネジメントマニュアル：年1回（その他、松岡地区総括環境責任者が必要と判断したとき）
- ②手順書：年1回（その他、松岡地区総括環境責任者が必要と判断したとき）
- ③様式：随時

#### 3.3 文書配布先

(1)松岡地区総括環境責任者は、文書が必要とされるユニット等を【文書配布一覧】に記載し、最新版を維持する。

#### 3.4 管理手順

(1)見直しの担当者は、定められた時期あるいは松岡地区総括環境責任者が必要と認めた時期に文書を見直し、変更の必要性を判断する。

(2)変更が必要と判断された場合、作成(変更)の担当者は、原案を作成する。

(3)環境保全等実施専門部会は原案の審議を行い、承認を得る。

(4)配付担当者は、【文書配布一覧】に基づき、最新版を配布する。その際、旧版は確実に廃棄されるようにすること。又原本(旧版、最新版)は松岡地区総括環境責任者が保管するものとし、旧版の保管期間は次の通りとする。

- ①環境マネジメントマニュアル：10年

	<b>実施及び運用</b>	
	文 書 管 理	

## 文書一覧及び配布先一覧

### 文書一覧

文書名	見直し	作成(改定)	審議	承認	保管	配付
環境マネジメント マニュアル(本冊)	松岡地区総括 環境責任者	松岡地区総括 環境責任者	環境保全等実 施専門部会	学 長 (注1・2)	配付文書は配 布先にて行う	部局環境責任者 等
(手順書)	環境保全等実 施専門部会	環境保全等実 施専門部会	環境保全等実 施専門部会	松岡地区総括 環境責任者	配付文書は配 布先にて行う	部局環境責任者 等
(様式)	環境保全等実 施専門部会	環境保全等実 施専門部会	環境保全等実 施専門部会	松岡地区総括 環境責任者	配付文書は配 布先にて行う	部局環境責任者 等

注1: 軽微な変更したマニュアルの承認は、学長の意を受けて、総括環境責任者の承認でもって、学長の承認とみなす。

注2: 学長による承認は総括環境責任者が確認した後、実施する。

### 配付先一覧(関連文書を含む)

文 書 名	配 付 先	
	原 本	写 し の 配 付 先
環境マネジメント マニュアル(本冊)	松岡地区総括環境責任者	学長, 財務・施設委員会, 環境保全等推進小委員会, 環境保全等 内部監査小委員会, 総括環境責任者, 環境保全等実施専門部会, 環境内部監査部会, 部局環境責任者, ユニット代表者, 内部監査 員
環境方針(ISO)カード		全教職員, 全学生
手順書	松岡地区総括環境責任者	関連ユニット
様式	松岡地区総括環境責任者	該当者

	<b>実施及び運用</b> <b>運用管理</b>	
--	------------------------------	--

#### 4.4.6 運用管理

##### 1.0 目的

この手順は福井大学の環境方針、著しい環境側面、目的及び目標に関連する運用及び活動(以下、運用及び活動という)をそれぞれのユニットにおいて確実に実行するために、必要な作業手順を特定し作成するための責任と行動(以下;手順管理という)を定めることを目的とする。また、福井大学が環境マネジメントを実施するに当たり、協力が必要とされる本学関係者への著しい環境側面に関する手順、及び要求事項の伝達手順を定めることを目的とする。

##### 2.0 手順管理

(1)運用及び活動とは次の通りとする。

- ①目標達成のための運用及び活動
- ②現状を維持するための運用及び活動(法的及びその他の要求事項を順守するための運用及び活動、維持管理を行う著しい環境側面に関連する運用及び活動)

(2)松岡地区総括環境責任者は、上記運用及び活動を実施するに当たり、必要に応じて、環境保全等実施専門部会に手順書作成の検討を指示する。

(3)環境保全等実施専門部会は、関連部局環境責任者、関連ユニットと協議を行い必要な手順書を決定する。

※次の事項に配慮すること

- ①確実に目標達成ができるか否か
- ②確実に現状が維持できるか否か
- ③運用及び活動に従事する担当者が交代しても、早期のノウハウ移管ができる
- ④規制・規則等により文書化が要求されているか否か
- ⑤運用及び活動を委託業者が行っており、福井大学の手順を順守させる必要があるか否か
- ⑥その他

(4)松岡地区総括環境責任者は、環境保全等実施専門部会に必要な手順書の作成を指示する。ただし、既存の学内規程等がある場合はそれを適用してよい。

(5)必要に応じて、関連ユニット等に手順書の作成を依頼することができる。

(6)手順書が作成された運用及び活動を行う教職員は、手順書を順守すること。

	<b>実施及び運用</b> 運 用 管 理	
--	--------------------------	--

### 3.0 業者との協力

#### 3.1 本学関係者の管理

(1)松岡地区総括環境責任者は、環境保全等実施専門部会又は所管ユニットに本学関係者へ協力依頼をするよう指示する。

(2)環境保全等実施専門部会又は所管ユニットは、本学関係者について、次のように管理を行う。

※力量、教育訓練及び自覚 3.2 本学関係者教育研修の続き

①注文書及び契約書(これに類する書類を含む)に基づき、業務を行うよう伝達する。

※追加要求がある場合、この時点で伝達してもよい

②必要に応じ、指導内容への履行状況を確認し、指導する。

③業務終了報告の際、指導内容への履行状況を確認し、業務完了手続きに入る。不履行の際は、適切な処置をとる。

#### 3.2 協力業者への依頼

※目的、目標及び実施計画 3.3 目的、目標の実施計画の実施の続き

(1)ユニット代表者は、環境保全活動(実施計画等)を進める上で協力が必要となる運用及び活動を特定し、協力業者に依頼を行う。

### 4.0 記録

・なし

### 5.0 様式

・なし

	<b>実施及び運用</b> 緊急事態への準備及び対応	
--	-------------------------------	--

#### 4.4.7 緊急事態への準備及び対応

##### 1.0 目的

この手順は、福井大学における事業活動及びサービスで起こりうる事故時及び緊急時を特定するための責任と行動を定めることを目的とする。又それらに伴う環境影響(緊急事態)を予防し、緩和するための責任と行動を定めることを目的とする。

##### 2.0 緊急事態の特定

緊急事態の特定の手順については、4.3.1 環境側面に準拠する。又特定された緊急事態については、4.3.1 環境側面【著しい環境側面一覧】の予防・緩和活動の項に取り上げられたものとする。

##### 3.0 緊急事態の予防、緩和

- (1)総括環境責任者は、環境保全等実施専門部会に緊急事態を予防して緩和するための手順書(緊急事態対応手順書)の作成を指示する。
- (2)環境保全等実施専門部会は関連ユニットと協議しつつ、各緊急事態について、緊急事態対応手順書を作成する。
- (3)環境保全等実施専門部会は、事前準備として次の事項を実施する。
  - ①教職員及び本学関係者への手順の伝達・指導(例:緊急事態対応手順書の伝達・指導)  
(→力量, 教育訓練及び自覚 3.1 学内対象者教育研修・3.2 本学関係者教育研修参照, 運用管理 3.1 本学関係者の管理)
  - ②協力業者への依頼(例:緊急事態対応への協力)  
(→運用管理 3.2 協力業者への依頼)
  - ③緊急事態対応手順書の設置, 緊急事態対応備品の設置など
  - ④その他必要に応じ事前準備を行う
- (4)全教職員及び本学関係者は、緊急事態が発生した場合に緊急事態対応手順書に従い処置を行う。
- (5)防災・火災については本学危機管理規定及び防火管理規程に、重油タンクの破損については地下タンク重油漏洩対応手順書に、重油の注入時大量流出については重油注入時の大量流出が起きた場合の対処法の手順書に従って環境汚染回避に努める。

	<b>実施及び運用</b> 緊急事態への準備及び対応	
--	-------------------------------	--

### 3.2 緊急事態対応手順書の見直し

- (1)環境保全等実施専門部会は、事故又は緊急事態の発生後に緊急事態対応手順書を見直し、不具合・効果等の有無について確認を行う。不具合がある又は効果がない場合、松岡地区総括環境責任者は、関連ユニットに見直しを指示する。
- (2)関連ユニットは、不備の原因を調査し、文書管理に従い緊急事態対応手順書を改定する。その後、一連の流れを松岡地区総括環境責任者に報告する。
- (3)見直しの結果については、環境保全等実施専門部会において検討し、松岡地区総括環境責任者が承認する。

### 3.3 緊急事態対応手順のテスト

- (1)時期:松岡地区総括環境責任者が必要と認めた場合、指定する。
- (2)松岡地区総括環境責任者は、緊急事態対応手順書のテストを行うに当たり、関連ユニットを特定し、その趣旨を伝える。
- (3)関連ユニットは、緊急事態テストを行い、手順書の有効性を評価する。尚、評価の結果、手順書に不備が発見された場合は、文書管理に従い、緊急事態対応手順書を改定する。その後、緊急事態テスト概要、評価結果等、一連の経過を緊急事態テスト結果報告書に記入し、松岡地区総括環境責任者に提出する。
- (4)緊急事態テスト結果について、環境保全等実施専門部会で検討し、松岡地区総括環境責任者が確認する。

### 4.0 様式

- ・FMS447-1 : 緊急事態テスト結果報告書

	<b>点 検</b> 監 視 及 び 測 定	
--	---------------------------	--

---

## 4.5 点検

---

### 4.5.1 監視及び測定

#### 1.0 目的

この手順は、目標、運用管理等の状況を定期的に監視及び測定することにより、環境マネジメントが適切かつ確実に運用されていること、評価することを目的とする。

#### 2.0 監視及び測定項目

(1)環境保全等実施専門部会は、著しい環境側面及び実施計画に関連する運用及び活動として、次に掲げる事項を参考に、監視及び測定が必要と認められる項目及び頻度について定める。

- ・目標の進捗状況
- ・上記の事項について、監視及び測定が困難な場合は状況を代表する特性
- ・その他必要と認められたもの

(2)松岡地区総括環境責任者は、特定された監視及び測定項目を承認し、監視及び測定項目並びに頻度を【監視及び測定項目一覧】に登録する。

#### 3.0 監視及び測定の実施

(1)環境保全等実施専門部会は、【監視及び測定項目一覧】に掲げる項目の監視及び測定を行うに当たり、必要な情報を部局環境責任者又はユニット代表者に依頼して入手する。

(2)環境保全等実施専門部会は、報告月に近づいたときに、担当部署に報告を求めることができる。

(3)環境保全等実施専門部会は、収集した情報や実施計画完了時の実施報告書を用い、【監視及び測定項目一覧】に記載の個別の項目について、監視及び測定を行う。

(4)監視及び測定の際に使用する監視及び測定機器については、常に校正された又は検証されたものを使用するものとし、その機器は各管理ユニットにて年に一度校正又は検証すること。

(5)環境保全等実施専門部会は、必要に応じて、監視、情報収集のための現場視察を行うことができる。

	<b>点 検</b> 監視及び測定	
--	----------------------	--

#### 4.0 監視及び測定結果の評価

- (1)環境保全等実施専門部会は、監視及び測定の結果を目標、運用管理(状況代表特性についてはその特性に関する決定事項等)と比較し、評価を行い、松岡地区総括環境責任者へ報告する。
- (2)報告の有無及び内容の適正さ、機器の校正又は検証の結果についても報告する。
- (3)松岡地区総括環境責任者は、評価結果を確認する。
- (4)環境保全等実施専門部会は、【監視及び測定項目一覧】に記載された各項目に、基になる情報とその評価結果を監視状況記録に記録する。尚、コピー等による情報は監視状況記録に添付すること
- (5)報告に疑義があった場合、報告に対する評価が不適合に相当する場合は、環境保全等実施専門部会は、そのことに対する処置を記録に残すこと。

#### 5.0 様式

・なし

	<b>点 検</b>	
	監視及び測定	

### 監視及び測定項目一覧

目 標	実施計画	点検頻度及び方法
前年度比1%以上の削減 (総エネルギー)	ホームページ等により毎月のエネルギー使用量を棟別に公表し、省エネを呼びかける。	1回/月 エネルギーの使用量
	自動消灯装置の導入を図る。	毎年度始め
	ホームページ等によりエレベータの上2階、下3階へは階段利用での励行を呼びかける。	1回/月
	グリーン購入の促進	毎年度始め
	ホームページ等により夏季の冷房温度を28℃以上、冬季の暖房温度を20℃以下とするよう呼びかける。	6月と12月
前年度使用量以下に削減 (紙)	学内広報による紙削減の呼びかけ	1回/年 紙の購入量を記録監視する
	両面プリンターの導入促進要請	1回/年 コピー・印刷機のうち両面プリンターの占める比率
	学内連絡・会議用事前配付資料をメールで配信し、ペーパーレス化促進要請	2回/年 広報の実施
	保存文書の電子化の要請	2回/年 広報の実施
前年度使用量以下に削減(水道水)	学内広報による節水呼びかけ	年2回の広報, 1回/1月 水道の使用量
	実験用吸引, 冷却水の循環冷却装置の導入	毎年度はじめ
一般廃棄物排出量 (附属病院を除く)を基準年度(平成19年度)以下とする	廃棄物を分別して回収する	1回/年 一般廃棄物の排出量の測定
		1回/年 古紙回収量の測定
	メールによりリサイクルを推進	1回/年 実施の有無
指定外場所へのゴミ 投棄量をゼロに近づける	学内一斉清掃の実施	4回/年 実施の有無, 参加者数の測定
		4回/年 投棄ゴミ量の測定(可燃・不燃ゴミ別)
	ゴミやタバコのポイ捨て禁止の啓発活動を実施する	1回/年 広報の実施
	オリエンテーション等でのマナー教育の実施	1回/年

	<b>点 検</b>	
	監視及び測定	

### 監視及び測定項目一覧(つづき)

目 標	実施計画	点検頻度及び方法
タバコのポイ捨てゼロを目指す	喫煙者にゴミ(吸い殻)拾いの参加を呼びかける	1回/年
	ポイ捨て禁止の明示をする	1回/年
分煙を徹底する	受動喫煙の害について広報する	1回/年
	喫煙場所の整備の検討	1回/年
植栽を管理する	本学関係業者の手で剪定する	1回/年
植栽面積を増やすことを検討する	学内諸機関, 構成員からアイデアを募る	1回/年
花・緑に関心を持ち, 楽しむボランティア活動を支援する	学内外からなるボランティア組織に物的および心的補助を検討する	1回/年
花壇面積を増やすことを検討する	学内諸機関, 構成員からアイデアを募る	1回/年
周辺地域と調和した療養環境のあり方を検討する	学内諸機関, 構成員からアイデアを募る	1回/年
排水基準の順守		実施中, 運用管理
		排水水質の測定, 1回/年
	有害化学薬品廃水の回収マニュアルの作成	年度末
有害化学薬品廃液の完全回収	廃水処理施設の点検	実施中, 運用管理, 1回/年
		実施中, 運用管理
		集荷 1回/年
	大学院生, 研究生への教育	学期始め

目標に展開しない環境側面については, 内部監査時に監視すると同時に専門部会で常時状況を確認する

	<b>点 検</b> <b>順 守 評 価</b>	
--	------------------------------	--

#### 4.5.2 順守評価

##### 1.0 目的

この手順は、法的及びその他要求事項を定期的に評価することにより、環境マネジメントシステムが適切かつ確実に運用されていることを評価することを目的とする。

##### 2.0 評価項目

- (1)環境保全等実施専門部会は、環境側面に適用可能な法的及びその他要求事項及び評価の頻度について定める。
- (2)松岡地区総括環境責任者は、特定された評価項目を承認し、評価項目並びに頻度を【評価項目一覧】に登録する。

##### 3.0 評価の実施

- (1)環境保全等実施専門部会は、【評価項目一覧】に掲げる項目の評価を行うに当たり、必要な情報を部局環境責任者又はユニット代表者に依頼して入手する。
- (2)環境保全等実施専門部会は、【評価項目一覧】に記載された評価月に近づいたときに、担当部署に報告を求めることができる。
- (3)環境保全等実施専門部会は、収集した情報や実施計画完了時の実施報告書を用い、【評価項目一覧】に記載の個別の項目について、評価を行う。
- (4)環境保全等実施専門部会は、必要に応じて、評価、情報収集のための現場視察を行うことができる。
- (5)環境保全等実施専門部会は、評価の有無及び内容の適正さ及び評価の結果を松岡地区総括環境責任者へ報告する。
- (6)松岡地区総括環境責任者は、評価結果を確認する。
- (7)報告に疑義があった場合、報告に対する評価が不適合に相当する場合は、環境保全等実施専門部会は、そのことに対する処置を記録に残すこと。

##### 4.0 様式

- FMS452-1 : 順守評価報告書

	<b>点 検</b>	
	順 守 評 価	

### 評価項目一覧

法的及びその他の要求事項	評価項目	点検頻度
地球温暖化対策推進法	温室効果ガス算定排出量の報告	1回／年
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置の届出(変更を含む)	1回／年
	ばい煙濃度の測定と測定結果	1回／6月
浄化槽法	保守点検, 清掃	1回／年
	水質検査	1回／年
下水道法(五領川公共下水道事務組合下水道条例を含む)	使用開始の届出	運用開始時1回／月
	特定施設設置の届出(変更を含む)	1回／年
	排水の測定と測定結果	1回／6月
	除外施設の設置届出	運用開始時1回／月
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	産業廃棄物保管基準の順守状況	1回／年
	(特管)産業廃棄物保管基準の順守状況	1回／年
	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	1回／年
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付, 送付, 確認, 保管	都度
	(特管)産業廃棄物の排出量の実績報告	1回／年
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	家電6品目の排出方法	1回／年
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	容器包装廃棄物の分別・廃棄方法	1回／年
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	対象建設工事の届出	1回／年
	契約状況	1回／年
使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	登録業者への引渡し	1回／年
	リサイクル料金の預託状況と証明書	1回／年
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律	登録業者への引渡し	1回／年
資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	パソコンの廃棄方法	1回／年
国等による環境物品等の調達等に関する法律(グリーン購入法)	国への実績報告	1回／年
	環境物品等の調査方針の作成と実施状況	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、(PCB 特措法)	保管等に関する事項を記した書面を県知事へ届出	1回／年

	<b>点 検</b>	
	順守評価	

**評価項目一覧(つづき)**

法的及びその他の要求事項	評価項目	点検頻度
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	エネルギー使用状況の届出	1回/年
	エネルギー管理員の選任, 届出, 講習の受講	1回/年
	エネルギー管理員の職務履行状況	1回/年
	中期計画の作成・提出	1回/年
電気事業法	技術基準の順守状況	1回/年
	事業用電気工作物の設置及び保安規程の届出	1回/年
	主任技術者の選任・届出状況	1回/年
	主任技術者の職務履行状況	1回/年
農薬取締法	使用している農薬の種類, 表示の有無	1回/年
消防法(永平寺町火災予防条例を含む)	防災・防火管理者選任(解任)届出	1回/年
	製造所等の設置・変更の許可	1回/年
	揭示版	1回/年
	危険物保安監督者の選任, 届出, 講習の受講	1回/年
	製造所等の定期点検	1回/年
	技術上の基準の順守状況	1回/年
高圧ガス保安法	ポンペ使用における技術上の基準順守状況	1回/年
PRTR法	ダイオキシン類の排出・移動量の把握・届出状況	1回/年
環境配慮促進法	環境報告書の作成	1回/年
環境保全活動・環境教育推進法	環境教育の実施状況	1回/年
福井県公害防止条例	地下水採取の届出(変更を含む)	1回/年
健康増進法	分煙状況	1回/年

	<b>点 検</b> 不適合並びに是正処置及び予防処置	
--	--------------------------------	--

#### 4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置

##### 1.0 目的

この手順は、不適合が発見された場合、あるいは不適合の発生が予想される場合に対応するための並びに是正処置及び予防処置をとるための手順を、次に掲げる事項を参考に確立し、実施し、維持することを目的とする。とられた是正処置及び予防処置は、問題の大きさ及び生じた環境影響に見合ったものとする。

- ・不適合を特定し、修正し、それらの環境影響を緩和するための処置をとる。
- ・不適合を調査し、原因を特定し、再発を防ぐための処置をとる。
- ・不適合を予防するための処置の必要性を評価し、発生を防ぐために立案された適切な処置を実施する。
- ・とられた是正処置及び予防処置の結果を記録する。
- ・とられた是正処置及び予防処置の有効性をレビューする。

##### 2.0 不適合事項の発見要因

(1)不適合事項の要因は以下の通りとする。

要 因	具 体 例
監視及び測定の評価結果	・法的及びその他の要求事項が守られていない場合 (排出基準の超過, 未届出, 届出未更新, 未報告, 未記録)
	・目標がその理由に関らず未達成である場合
	・実施計画が実施されていない場合
	・運用管理の手順書が守られていない場合

##### 3.0 不適合の区分

(1)発見された不適合は、以下の通りに大別する。

区 分	具 体 例
甚大な不適合	・法的及びその他の要求事項による排出基準値が守られていない、管理責任者等が定められていない又は然るべき講習等を受講していない場合等
	・同じ様な甚大又は軽微な不適合が繰り返し発生する場合
軽微な不適合	・法的及びその他の要求事項による届出がされていない、報告がされていない、記録がされていない場合等
	・目標が未達成である場合
	・実施計画が実施されていない場合
	・運用管理の手順書が守られていない場合

	<b>点 検</b> 不適合並びに是正処置及び予防処置	
--	--------------------------------	--

#### 4.0 是正処置及び予防処置

##### 4.1 甚大な不適合

- (1)松岡地区総括環境責任者は、甚大な不適合を発見した場合、環境保全等実施専門部会に是正及び予防策の立案を指示する。
- (2)環境保全等実施専門部会は、是正及び予防策を検討・立案し、松岡地区総括環境責任者及び総括環境責任者経由で学長に提出すること。尚、必要な場合は、関連ユニットに相談できる。
- (3)学長は、是正及び予防策の妥当性を確認し、松岡地区総括環境責任者に指示をする。
- (4)松岡地区総括環境責任者は、環境保全等実施専門部会に是正及び予防策の実施を指示する。
- (5)環境保全等実施専門部会は、必要な場合、関連部局・ユニットと協力し、是正及び予防策を実施する。
- (6)環境保全等実施専門部会は、一連の事項を不適合事項是正及び予防報告書に記入し、松岡地区総括環境責任者に提出する。

##### 4.2 軽微な不適合

- (1)環境保全等実施専門部会は、軽微な不適合を発見した場合、是正及び予防策を検討・決定・実施すること。尚、必要な場合は、関連部局・ユニットに相談できる。
- (2)環境保全等実施専門部会は、是正及び予防策の実施後、一連の事項を不適合事項是正及び予防報告書に記入し、松岡地区総括環境責任者に提出する。
- (3)軽微な不適合で、理由が明白であり、対処が容易な場合は、松岡地区総括環境責任者の判断で、処理することができる。この場合、直近の環境保全等実施専門部会で報告するものとする。

##### 4.3 悪化に対する予防

- (1)環境保全等実施専門部会は、監視項目において、不適合に至らないが、悪化していると判断した場合は、松岡地区総括環境責任者に対して、原因調査と改善を求めることができる。
- (2)松岡地区総括環境責任者は、関係ユニットに原因調査と改善を求め、その報告を求めることができる。

#### 5.0 様式

- ・FMS453-1 : 不適合事項是正及び予防報告書

	<b>点 検</b> 記録の管理	
--	---------------------	--

#### 4.5.4 記録の管理

##### 1.0 目的

この手順は、福井大学が環境マネジメントシステム及びこの規格の要求事項への適合並びに達成した結果を検証するのに必要な記録を作成し、維持することの責任及び行動について定めるものとする。手順は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄についての事項を含むものとする。

##### 2.0 記録の種類

- (1)福井大学が環境マネジメントシステムを運用した結果として、管理する記録は次の通りとする。
  - ①本マニュアルに記載された様式に必要事項を記入したもの
  - ②法的要求事項により、保管を義務付けられたもの及び届出等の実施を裏付けるもの
- (2)環境保全等実施専門部会は、上記記録を識別し、名称、責任者、保存年数を【記録一覧】に登録する。

##### 3.0 手順

- (1)記録は、読みやすく、どの業務に係る記録であるかわかるように記載すること
- (2)記録は容易に識別でき、かつ損傷、劣化又は紛失を防止するようにラベルを貼り付けたファイルで保管すること。但し、他の目的で使用される記録については、コピーで代替してもよい。
- (3)記録は責任者が識別、管理し、保管期間を超えたものは廃棄する。廃棄方法は、個人情報に記載されている場合は、シュレッター処理をし、その他は資源リサイクルとして廃棄する。
- (4)その他の記録については、環境保全等実施専門部会の指示に従うものとする。

	<b>点 検</b> 記録の管理	
--	---------------------	--

## 記録一覧

### 【マニュアルに記載されるもの】

文書名	文書番号	保管場所	保管責任者	保管年数
環境マネジメントマニュアル (原本)	FMS101	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	10年

### 【マニュアルにより要求されるもの】

文書名	文書番号	保管場所	保管責任者	保管年数
環境影響調査票	FMS431-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
環境影響登録簿	FMS431-2	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
法律・条例調査報告書	FMS432-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
実施報告書	FMS433-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
教育実施報告書	FMS442-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
内部監査員登録リスト	FMS442-2	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
内部コミュニケーション記録書	FMS443-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
外部コミュニケーション記録書	FMS443-2	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
緊急事態テスト結果報告書	FMS447-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
順守評価報告書	FMS452-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
不適合事項是正及び予防報告書	FMS453-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
内部監査計画書	FMS455-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
内部監査スケジュール	FMS455-2	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
内部監査チェックリスト	FMS455-3	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
内部監査報告書	FMS455-4	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
是正処置要求書・回答書	FMS455-5	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
最高環境責任者向け内部監査報告書	FMS455-6	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
学長による見直し	FMS460-1	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
大型プロジェクト事前環境評価表	FMS431-3	環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年
議事録(汎用)		環境保全等実施専門部会	松岡地区総括環境責任者	5年

	<b>点 検</b> 記録の管理	
--	---------------------	--

## 記録一覧(つづき)

### 【法令による届出・記録等の管理及び保管場所】

関連法規制	内 容	保管場所・保管責任者	保管年数
地球温暖化対策推進法	温室効果ガス算定排出量の報告	環境整備課・環境整備課長	※
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	変更届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	ばい煙測定結果	環境整備課・環境整備課長	3年
浄化槽法	保守点検, 清掃実施記録	環境整備課・環境整備課長	3年
下水道法, 五領川公共下水道組合下水道条例	使用開始前の届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	特定施設の届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	変更届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	排水の測定記録	環境整備課・環境整備課長	5年
	除外施設の設置届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	実験廃水処理施設 県外産業廃棄物搬入実績報告書	環境整備課・環境整備課長	※
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	〈一般廃棄物委託契約書〉	財務課	5年
	〈産業廃棄物委託契約書〉	財務課	5年
	〈特別管理産業廃棄物委託契約書〉	総務管理課	5年
	産業廃棄物管理票	環境整備課・環境整備課長	5年
	濃厚廃液処理施設 県外産業廃棄物搬入実績報告書	環境整備課・環境整備課長	※
	特別管理廃棄物管理票	環境整備課・環境整備課長	5年
建築工事に係る再資源化等に関する法律	工事通知書	環境整備課・環境整備課長	※
使用済み自動車の再資源化等に関する法律	引き取り業者の登録書 管理票	財務課	※
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	燃料・電力使用状況届出	環境整備課・環境整備課長	※
	エネルギー管理員選任届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	エネルギー管理指定工場の指定通知書	環境整備課・環境整備課長	※
	省エネルギー実態調査書	環境整備課・環境整備課長	※
電気事業法	保安規制の設置届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	主任技術者の選任届出書	環境整備課・環境整備課長	※
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、(PCB 特措法)	保管等の届出書	環境整備課・環境整備課長	※

	<b>点 検</b> 記録の管理	
--	---------------------	--

記録一覧(続き)

【法令による届出・記録等の管理及び保管場所】

関連法規制	内容	保管場所・保管責任者	保管年数
消防法(永平寺町火災予防条例を含む)	防災・防火管理者選任(解任)届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	危険物取扱者届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	危険物許可・検査証	環境整備課・環境整備課長	※
	危険物製造所等設置者の変更届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	危険物取扱書変更許可申請書	環境整備課・環境整備課長	※
	危険物取扱所完成検査申請書	環境整備課・環境整備課長	※
	少量危険物の貯蔵届出書	環境整備課・環境整備課長	※
	危険物保安監督者設置届出	環境整備課・環境整備課長	※
	定期点検記録	環境整備課・環境整備課長	3年
PRTR法	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書(ダイオキシン類)	環境整備課・環境整備課長	※
福井県公害防止条例	地下水採取の届出(変更を含む)	環境整備課・環境整備課長	※

※:保管年数は、学内文書管理規程に従う。

これらの書類はできるだけ写しを環境整備課環境ISO担当技術専門職員でも保管する事にする

	<b>点 検</b> <b>内 部 監 査</b>	
--	------------------------------	--

#### 4.5.5 内部監査

##### 1.0 目的

この手順は、福井大学の環境マネジメントシステム運用のために内部監査を実施し、監査の結果に関する情報を学長に報告するための、責任と行動を定める。内部監査の実施により、規格 ISO14001:2004 及び JIS Q 14001:2004 の要求事項を含めて、福井大学の環境マネジメントのために計画された取り決め事項に適合しているかどうか、福井大学の環境マネジメントシステムが適切に実施されており、維持されているかどうかを決定する。なお、監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。

##### 2.0 監査員の資格

- (1)内部監査員は、内部監査研修を受講した経験を持つ者とする。
- (2)最高環境責任者は ISO14001 環境マネジメントシステムについて経験を持つ者に資格を与えることができる。

##### 2.1 内部監査責任者の指名

- (1)学長は、内部監査責任者及び松岡地区内部監査責任者を指名する。

##### 2.2 主任監査員の指名

- (1)松岡地区内部監査責任者は、内部監査チームのリーダーとして主任監査員を指名する。

##### 2.3 監査員の指名

- (1)松岡地区内部監査責任者は、監査に先立ち、教育研修を受講し監査員としての能力がある者として内部監査員登録リストに登録されている者の中から、監査員を選任する。必要な場合、外部の専門家を指名することもできる。

##### 3.0 監査の種類

内部監査は、次のように定期的な監査と臨時的な監査とに区分する。

##### 3.1 定期的な内部監査

内部監査は、監査員によって重要監査項目を選び出し、サンプリング又は全学を対象に年1回以上実施する。

	<p><b>点 検</b></p> <p>内 部 監 査</p>	
--	----------------------------------	--

### 3.2 臨時的な内部監査

(1)次の事項が発生した場合、松岡地区内部監査責任者は内部監査の必要性を判断する。

- ①大規模な組織変更が行われた場合
- ②大規模な施設・設備の導入・改善が行われた場合
- ③不適合が多発している場合

(2)松岡地区内部監査責任者は、臨時の内部監査を行う場合、学長及び内部監査責任者にその旨を報告し、了承を得た後内部監査を実施する。又総括環境責任者及び松岡地区総括環境責任者にもその旨を連絡すること。

### 4.0 内部監査の手順

次の事項に対処する監査手順を確立し、実施し、維持すること。

- ・監査の計画及び実施、結果の報告、並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び要求事項
- ・監査基準、適用範囲、頻度及び方法の決定

### 4.1 内部監査計画

(1)松岡地区内部監査責任者は、内部監査計画書を作成し、内部監査責任者を經由し学長に提出する。内部監査計画書には、監査の対象とする項目やユニットについての大まかに記載があること。その際に、配慮すべき項目は次の通りである。

- ①環境上の重要性(著しい環境側面、不適合事項等)
- ②前回までの監査の結果(初回は除く)
- ③前回内部監査実施後の環境マネジメントシステムの変更点

(2)学長は、内部監査計画書を承認し、松岡地区内部監査責任者に返却する。

### 4.2 事前準備

(1)監査員は、内部監査の1ヶ月前までに詳細な日時・配員される監査員等を確定後、被監査部門毎に内部監査スケジュールを作成し、松岡地区内部監査責任者に提出する。被監査部門毎の監査員は2名以上とし、内部監査チームを編成すること。

(2)松岡地区内部監査責任者は、内部監査チームのリーダーとして主任監査員を指名した後、内部監査スケジュールの確認結果と合わせて、主任監査員に連絡する。

	<b>点 検</b> 内 部 監 査	
--	-----------------------	--

- (3)主任監査員は、松岡地区内部監査責任者の確認後、速やかに被監査部門に通知し、日時・被監査部門責任者・被監査部門対応者等の調整を行う。
- (4)主任監査員は、決定した内部監査スケジュールを松岡地区内部監査責任者に報告する。又、内部監査に備え、内部監査チェックリストを作成する。
- (5)内部監査チームは、内部監査に備え、事前に打ち合わせを行い、内部監査の効率化をはかる。

#### 4.3 内部監査の実施

- (1)主任監査員は、内部監査を実施するに当たり、簡単なオープニングミーティングを行い、被監査部門へ内部監査の目的・範囲・内部監査チームの紹介・日時等の確認等を行う。
- (2)内部監査チームは、内部監査スケジュール及び内部監査チェックリストに基づき、内部監査を実施する。監査時間については、松岡地区内部監査責任者と被監査部門の責任者と協議の上、決定するものとする。
- (3)内部監査チームは、被監査部門にて見聞した事項を内部監査チェックリストに記入すること。
- (4)不適合の判定については、主任監査員が行うものとし、その判定基準については不適合の判定基準に準じて行う。但し、最終決定は松岡地区内部監査責任者が行うものとする。

#### 4.4 内部監査結果の判定

- (1)内部監査終了後、松岡地区内部監査責任者、内部監査チームはミーティング等で協議し、内部監査チェックリスト、被監査部門にて見聞した事項をもとに、4.5 不適合の判定基準に従い不適合の判定を行う。
- (2)主任監査員は、内部監査報告書を作成し、松岡地区内部監査責任者に提出する。
- (3)松岡地区内部監査責任者は、主任監査員と協議し、内部監査の結果を評価し、内部監査責任者を通じ学長に報告する。

	<b>点 検</b> 内部監査	
--	--------------------	--

#### 4.5 不適合の判定基準

(1)不適合の判定基準は以下の通りである

区 分	内 容
甚大な不適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムがISO14001(JIS Q 14001)の要求事項から大きく乖離している</li> <li>・環境マネジメントシステムを実施する上で、重大な欠陥・欠落がある、又は環境マネジメントシステムが殆ど機能していない</li> <li>・不適合が著しい環境影響を招いている</li> <li>・不適合が法律・条例違反を招いている</li> </ul>
軽微な不適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムがISO14001(JIS Q 14001)の要求事項から一部乖離している</li> <li>・環境マネジメントシステムを実施する上で、一部欠陥・欠落がある、又は環境マネジメントシステムが一部機能していない</li> </ul>
観 察 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合ではないが、改善することが望ましい (システム運用が困難な場合、良い提案事項がある場合等)</li> </ul>

(2)不適合による是正処置・予防処置の期間は次の通りである。

区分	期間
甚大な不適合	内部監査結果の通知日より、60日以内とする
軽微な不適合	内部監査結果の通知日より、30日以内とする
観 察 事 項	なし

	<b>点 検</b> 内 部 監 査	
--	-----------------------	--

#### 4.6 内部監査結果の報告

- (1)松岡地区内部監査責任者は、内部監査責任者及び被監査部門責任者(ユニット代表者)に内部監査結果の評価を報告する。また、内部監査責任者はそれを学長に報告する。
- (2)松岡地区内部監査責任者は、内部監査報告書とその評価を学長、総括環境責任者、松岡地区総括環境責任者に提出する。

#### 4.7 内部監査のフォローアップ

(1)内部監査後のフォローアップは次の通り行うものとする。

区 分	時 期	担 当 者
甚 大 な 不 適 合	是正処置・予防処置実施の1ヵ月後	当該被監査部門を監査した内部監査チーム
軽 微 な 不 適 合	次回の内部監査	次回の内部監査チーム

- (2)不適合のみについて、松岡地区総括環境責任者は、是正処置要求書・回答書にフォローアップの結果を記録し、保管する。
- (3)松岡地区内部監査責任者は結果を確認し、内部監査責任者にその旨を報告する。また、内部監査責任者はそれを学長に報告する。

#### 5.0 様式

- FMS455-1 : 内部監査計画書
- FMS455-2 : 内部監査スケジュール
- FMS455-3 : 内部監査チェックリスト
- FMS455-4 : 内部監査報告書
- FMS455-5 : 是正処置要求書・回答書
- FMS455-6 : 最高環境責任者向け内部監査報告書

	学長による見直し	
--	----------	--

---

## 4.6 学長による見直し

---

### 1.0 目的

この手順は、福井大学の環境マネジメントシステムが引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、学長による見直しを実施するための責任及び行動を定めることを目的とする。

### 2.0 見直しの時期

(1)見直しは定期と臨時の2つに大別でき、それぞれ以下の通りである。

- ①定期 : マニュアル改定時
- ②臨時 : 学長が必要と判断したとき

### 3.0 見直しのための情報

(1)松岡地区総括環境責任者又は松岡地区内部監査責任者は、見直し時に次の情報・資料を提出し、概要を報告する。

- ①内部監査の結果、法的要求事項及び組織が同意するその他要求事項の順守評価の結果
- ②苦情を含む外部の利害関係者からのコミュニケーション
- ③組織の環境パフォーマンス
- ④目的及び目標が達成されている程度
- ⑤是正処置及び予防処置の状況
- ⑥前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- ⑦環境側面に関係した法的及びその他の要求事項の進展を含む、変化している周囲の状況
- ⑧改善のための提案
- ⑨教育研修の効果(総体的な教職員の力量評価を含む)
- ⑩その他、学長が必要と判断したもの

### 4.0 見直しの手順

(1)学長は、福井大学が継続的に環境保全活動を実施していくに当たり、次の事項を考慮し、環境方針、環境目的、及び目標を含む環境マネジメントシステムの改善の機会及び変更の必要性の評価に言及し、その旨を学長による見直し記録に記載し、総括環境責任者及び松岡地区総括環境責任者に伝達する。

- ①地球環境問題、地域環境問題
- ②利害関係者が福井大学に期待していること
- ③国・地方自治体の政策
- ④福井大学の現状

	学長による見直し	
--	----------	--

(2)松岡地区総括環境責任者は、学長による見直し記録に基づき、継続的改善へのコミットメントと首尾一貫させて、環境方針、目的、目標及びその他の環境マネジメントシステムの要求へ加え得る変更に関係する、あらゆる決定及び処置を含むしかるべき措置を行う。又学内広報等により見直しの結果を全教職員に伝達する。

## 5.0 様式

・FMS460-1 : 学長による見直し記録



# 手 順 書

# 目次

	: ページ
FMS201 学内広報手順書	T-1
FMS202 設備新設・改善手順書	T-2
FMS203 紙使用量削減手順書	T-3
FMS204 廃棄物排出量削減手順書	T-4
FMS205 学内リサイクル手順書	T-5
FMS206 指定外場所への投棄ゴミ量削減手順書	T-6
FMS207 実験器材洗浄手順書	T-7
FMS208 濃厚実験廃液排出手順書	T-8
FMS209 エネルギー削減手順書	T-9
FMS220 ボイラー運転時の火災・爆発時による対応手順書	T-10
FMS221 発電機運転中の火災・爆発時による対応手順書	T-11
FMS222 冷温水発生器の運転時の火災・爆発による対応手順書	T-12
FMS223 実験排水処理施設の排水漏洩による対応手順書	T-13
FMS224 空調機のフロン漏洩による対応手順書	T-14
FMS225 地下タンク重油漏洩対応手順書	T-15
FMS226 薬品の漏洩による対応手順書	T-16
FMS227 実験廃液の漏洩による対応手順書	T-17
FMS228 重油注入時に漏洩が起きた場合の対処法の手順書	T-18
FMS229 ポンベの爆発による対応手順書	T-19
FMS230 放射線の漏洩による対応手順書	T-20
FMS232 屋内貯蔵の危険物からの漏洩による対応手順書	T-21
FMS233 厨房排水の油水漏洩による対応手順書	T-22
FMS234 PCBの安全管理と早期処理に関する手順	T-23

## 学内広報手順書

### 1. 目的

環境に関する学内情報を発信し、共有すること

### 2. 適用範囲

松岡地区環境保全等実施専門部会が関与する学内環境関係広報

### 3. 実施責任者

松岡地区総括環境責任者

### 4. 手順

- (1) 学内環境情報を収集すること
- (2) ホームページの校正・編集を行う
- (3) 必要に応じて、ポスターを掲示すること

## 設備新設・改善手順書

### 1. 目的

環境マネジメントを実施するに当たり、特に大規模な予算を要する設備増強・改善を適切に実施することを目的とする

### 2. 適用範囲

松岡地区の実施計画における大規模設備増強・改善

### 3. 実施責任者

松岡地区総括環境責任者

### 4. 手順

- (1) 松岡地区環境保全等実施専門部会計画立案を行う。
- (2) 計画に従い、予算要求を行う。
- (3) 予算が示達された事業に対して、松岡地区環境保全等実施専門部会は、関連ユニットに実施事業を指示する。
- (4) 関連ユニットは、事業を実施し、完了後に松岡地区環境保全等実施専門部会へ報告する。

## 紙使用量削減手順書

### 1. 目的

省資源のため、用紙類の使用量を管理・削減するための手順を規定する。

### 2. 適用範囲

全てのユニット

### 3. 実施責任者

専門部会部会長

### 4. 手順

- (1) 必要性の低いコピーは行わず、両面コピーを推進する
- (2) 片面だけ使用された用紙(個人情報や機密文書等を除く)を専用ボックスに回収し裏面を再利用する。印刷機器が未整備の部署はそれらの用紙を利用可能な部署に持ち込む。
- (3) 紙使用量削減に関する Q&A コーナーを Web に設ける。削減のためのアイデアも Web 上に公開し、ノウハウの共有化を図る。

## 廃棄物排出量削減手順書

### 1. 目的

福井大学松岡キャンパスの事業活動に伴い発生する一般廃棄物の削減・分別およびリサイクルを推進するための手順を定める。

### 2. 適用範囲

全てのユニット

### 3. 実施責任者

専門部会部会長

### 4. 手順

- (1) 一般廃棄物の分別基準をポスターまたは掲示板等で構成員に周知させ、対応するゴミ袋に集めて指定された日時場所に排出する。
- (2) 使用済みの紙を一般ゴミに混在させない。古紙資源の分別基準をポスターまたは掲示板等により構成員に周知させ、指定された方法日時に多目的倉庫に搬入する。
- (3) 特別回収品(使用済電池等)や粗大ゴミを一般ゴミに混在させないで、それらの処理方法に関する学内規則を順守する。
- (4) 廃棄物排出量削減のためのQ&A、アイデアをWeb上に公開し、ノウハウの共有化を図る。

## 学内リサイクル手順書

### 1. 目的

各ユニットから廃棄物として排出される物品のうち、まだ使用が見込めるものを有効活用すること

### 2. 適用範囲

全てのユニット

### 3. 実施責任者

環境整備課

### 4. 手順

- (1) 各ユニットあるいは個人において不要であるが、使用可能と思われる物品について、次の事柄を環境整備課へ連絡する。  
備品番号、品名、型式、購入年、購入金額、性能、その他
- (2) 環境整備課は、上記の情報を全学に配信し、再利用者を求める。
- (3) 再利用者がある場合は、排出者と再利用者の間で移管の手続きを行う。
- (4) 情報を配信後、1ヶ月を経ても再利用者が現れない場合は、排出者が廃棄手続きを行う。
- (5) リサイクルを促進するために、環境保全等実施専門部会は、全学にこの方式を周知させ、事務担当者に処理をお願いする。

## 指定外場所への投棄ゴミ量削減手順書

### 1. 目的

福井大学松岡キャンパスにおける指定外場所に投棄されるゴミ・タバコの量をゼロに近づけるための手順を定める。

### 2. 適用範囲

全てのユニット

### 3. 実施責任者

環境整備課 学務室

### 4. 手順

- (1) 屋外にはゴミ箱を設置せず、環境美化・ゴミの持ち帰りについての協力要請を広報する。
- (2) Web 上に一斉清掃参加者が意見感想・アイデアを書き込む掲示板を設けて学内美化に対する意識の向上を図る。

## 実験器材洗浄手順書

### 1. 目的

水資源節約のため、実験器材の洗浄方法の手順を規定する。

### 2. 適応範囲

全てのユニット

### 3. 実施責任者

専門部会部会長

### 4. 手順

- (1) 「蛇口の開栓と水流」の表を、水使用量が多いシンク前に貼付する
- (2) 実験器材洗浄のための洗剤使用量は必要最小限にとどめる
- (3) 可能な限り実験器材は、一度にまとめて洗浄する
- (4) ビーカー、フラスコ、メスシリンダー等の濯ぎ時間は10分以内とする
- (5) ガラスピペットを超音波洗浄機能付きのピペット洗浄器で洗浄する場合、濯ぎ時間は1時間以下とする。
- (6) ガラスピペットを超音波洗浄機能のないピペット洗浄器で洗浄する場合、濯ぎ時間は3時間以下とする

## 濃厚実験廃液排出手順書

### 1. 目的

水質汚濁防止のため、濃厚実験廃液の排出手順を規定する

### 適応範囲

全てのユニット

### 3. 実施責任者

専門部会部会長

### 4. 手順

- (1) 「実験廃液回収についての注意」の表を実験室に貼付する
- (2) 実験室で発生する各種有害廃液は、「実験廃液回収についての注意」に掲示された分別貯留区分にしたがって貯留し、回収日に指定された方法で廃棄する
- (3) ガラス器具等に残留する少量の有害廃液は、実験系排水に廃棄する

## エネルギー削減手順書

### 1. 目的

総エネルギーの削減に向けた手順を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

全てのユニット

### 3. 実施責任

専門部会部会長

### 4. 手順

- (1) 毎月の総エネルギー(電気、重油)使用量を棟別に測定・集計し、グラフ化する。
- (2) メールによる使用量削減の呼びかけ、及びホームページに棟別の使用量を公表する。
- (3) 夏季或いは冬季に入る前に省エネ(福井大学エネルギー管理標準や福井大学地球温暖化対策推進計画に盛られている手法を参照する)をメール等により呼びかける。
- (4) 必要に応じて、パンフレットの配布或いはポスターを掲示する。

## ボイラー運転時の火災・爆発時による対応手順書

### 1. 目的

ボイラー運転時による火災・爆発の対応についての手順を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

中央機械室に設置されているボイラー設備

### 3. 実施責任

環境整備課長

### 4. 手順

- (1) ボイラーの運転を停止する。
  - ・本体手元スイッチで停止する。(但し, 近寄れる場合)
  - ・本体手元スイッチまで行けない場合は, ボイラー室動力盤内ブレーカースイッチで停止する。
  - ・ボイラー室に入れない場合は, 前室の緊急停止ボタンを押す。
- (2) ガスコックを閉じる。
  - ・本体手元コックで閉じる。(但し, 近寄れる場合)
  - ・本体手元コックまで行けない場合は, 1階南出入口付近に設置してある建物元コックで閉じる。
- (3) オイルバルブを閉じる。
  - ・本体手元バルブで閉じる。(但し, 近寄れる場合)
  - ・本体手元バルブまで行けない場合は, オイルサービスタンクのバルブを閉じる。
  - ・ボイラー室に入れない場合は, オイルギヤポンプ室でバルブ(GP-1 及び GP-3)を閉じる。
- (4) 人が居ないことを確認し, ボイラー室の扉を閉めハロン起動盤にてハロンの放出をする。  
(中央機械室運転監視員による消火)
- (5) 119番通報をする。
- (6) 福井大学防火管理規程および中央機械室緊急連絡体制による関係者に連絡する。

## 発電機運転中の火災・爆発時による対応手順書

### 1. 目的

発電機運転中の火災・爆発による対応についての手順を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

エネルギーセンターに設置されている発電機設備

### 3. 実施責任

環境整備課長

### 4. 手順

- (1) 発電機の運転を停止する。
- (2) サービスタンク遮断弁を手動で閉じる。(但し, 近づける場合)
- (3) 初期消火により消化しない場合は, 発電機室の扉を閉めハロン起動盤にてハロンの放出をする。
- (4) ギヤーポンプ室のバルブを閉じる。
- (5) 福井大学防火管理規程および中央機械室緊急連絡体制による関係者に連絡する。
- (6) 防災センターより, 119番通報をする。

## 冷温水発生器の運転時の火災・爆発時による対応手順書

### 1. 目的

冷温水器運転中の火災・爆発等による対応についての手順を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

中央機械室に設置されている冷温水発生器

### 3. 実施責任

環境整備課長

### 4. 手順

- (1) 冷温水発生器の運転を停止にする。
  - ・監視室内, 中央監視盤にて遠方停止する。
  - ・遠方が効かない場合は, 本体操作盤で停止する。(但し, 近寄れる場合)
  - ・本体操作盤まで行けない場合は, 電気室内開閉器盤で停止する。
- (2) オイルバルブを閉じる。
  - ・本体サービスタンクバルブを閉じる。
  - ・本体サービスタンクまで行けない場合は, オイルギアポンプ室でバルブ(GP-5 及び GP-6)を閉じる。
- (3) 人が居ないことを確認し, 冷凍機械室の扉を閉めハロン起動盤にてハロンの放出をする。
- (4) 119番通報をする。
- (5) 福井大学防火管理規程および中央機械室緊急連絡体制により関係者に連絡する。

## 実験排水処理施設の排水漏洩による対応手順書

### 1. 目的

排水処理の排水漏洩による対応についての手順を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

排水処理施設

### 3. 実施責任

環境整備課課長

### 4. 手順

- (1) 放送設備を使用して、実験排水を流さないように各部署へ連絡する。
- (2) 実験排水処理施設を停止し、修繕する。

## 空調機のフロン漏洩による対応手順書

### 1. 目的

屋内空調機のフロン漏洩を起こした場合の対応を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

空調機を運転している施設

### 3. 実施責任

その施設の長

### 4. 手順

- (1) フロンが漏れている場合は、空調機の運転を停止する。
- (2) 室内で漏れている場合は、窓を開け換気する。
- (3) フロン使用機器の廃棄時は業務用機器においてはフロン回収破壊法、家庭用機器においては家電リサイクル法に従うこと

## 地下タンク重油漏洩対応手順書

### 1. 目的

重油地下タンクの破損への対処のため、予防措置及び破損時の対応についての手順を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

本学の存在する重油地下タンク

### 3. 実施責任

環境整備課課長

### 4. 手順

- (1) 毎年1回以上油量計の点検, 油漏れ調査, 気密調査を行うこと.
- (2) 震度5以上の地震時にも油漏れ調査を行うこと.
- (3) 油漏れが判明した時は, 危険物取扱責任者へ連絡すること.
- (4) 可能な処置をしても油漏れが止まらない場合は, 貯油の汲み取りを行うこと.
- (5) 中央機械室緊急連絡体制により, 関係者に連絡する.

## 薬品の漏洩による対応手順書

### 1. 目的

何かの原因(災害その他の事故)により、薬品の漏洩を起こした場合の対応を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

毒物及び劇物を使用している施設

### 3. 実施責任

その施設の長

### 4. 手順

- (1) 国立大学法人福井大学毒物及び劇物管理規定の第 15 条による
- (2) 災害その他の事故により被害が発生し、又は発生するおそれのある状況を発見した者は、直ちに適切な処置を講じるとともに、緊急連絡網に従い、当該研究室等の取扱責任者及び管理責任者等に通報しなければならない。
- (3) 前項の通報を受けた取扱責任者及び管理責任者は、相互に連携し、応急の措置を講ずるとともに、管理責任者は、速やかに学外関係機関及び総括環境責任者に連絡し、指示を受けなければならない。
- (4) 総括管理責任者は、関係部署と連携して被害拡大防止及び再発防止に必要な措置を講じなければならない。

## 実験廃液の漏洩による対応手順書

### 1. 目的

実験廃液の漏洩を起こした場合の対応を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

実験廃液を排出する施設

### 3. 実施責任

その施設の長

### 4. 手順

- (1) 国立大学法人福井大学毒物及び劇物管理規定の第 15 条を準用する。

## 重油注入時に漏洩が起きた場合の対処法の手順書

### 1. 目的

重油タンクへの注入時に、何らかの理由により、多量に漏洩した場合、環境汚染を最小にとどめる。

### 2. 適用範囲

重油納入業者、及び本学立ち合い者

### 3. 実施責任者

危険物取扱責任者

### 4. 手順

- (1) タンクローリーの元栓を閉じる。
- (2) 排水溝へ流れ出た場合は、流出方向でパネル等を用いて流出を止め、オイル中和剤を散布する。
- (3) 排水溝に入った油を吸着マットで汲み取る。
- (4) 道路面に流れ出た油については、排水溝に流れないように砂袋で堰き止め、ウエス、吸着マット等で拭き取る。
- (5) 土壌にしみこんだ場合は、放水し、油を浮き上がらせ、吸着マットや新聞紙等で吸い取る。
- (6) 状況により、関係者(消防、警察)に連絡する。

## ボンベの爆発による対応手順書

### 1. 目的

ボンベの爆発を起こした場合の対応を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

爆発性の液体やボンベを使用している施設

### 3. 実施責任

その施設の長

### 4. 手順

- (1) 付近にいる人が被害を受けている可能性が大きいので、まず負傷者の救護を心がける。
- (2) 爆発を起こした装置を直ちに危険の無い状態にする。それが困難で引き続き爆発のおそれがある時は、速やかに避難する。
- (3) 爆風、飛散物により、付近で 2 次的な事故が起こるおそれがあるので、爆発した装置だけでなく、付近も忘れずに点検する。
- (4) 爆発によって火災が発生したときは、火災時発生への対応を行う(119番へ通報)。

## 放射線の漏洩による対応手順書

### 1. 目的

災害等により放射線が漏えいした場合の対応手順を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

放射線を使用している施設。

### 3. 実施責任

その施設の長

### 4. 手順

- 1) 放射性同位元素等に関し、地震、火災、その他の災害が起こったことにより放射線が漏洩し、又は放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じ、直ちに警察官及び主任者又は部門長に通報しなければならない。
    - (1) 施設に火災が起こり、又は延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防署に通報すること。
    - (2) 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、施設内にいる者及び付近にいる者に対し、避難するよう警告すること。
    - (3) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
    - (4) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、そのひろがりの防止及び除去を行うこと。
    - (5) 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じて安全な場所に移動し、その場所の周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
    - (6) その他放射線障害を防止するため必要な措置を講ずること。
  - 2) 前項の通報を受けた部門長又は主任者は、直ちに学長及び医学部長に報告しなければならない。
  - 3) 学長は、以上に記したほか放射性同位元素の盗取又は所在不明等の事故が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を書面をもって 10 日以内に文部科学大臣及び福井労働基準監督署長に報告しなければならない。
5. その他福井大学松岡キャンパス共同利用施設放射線障害予防規程第 44 条及び第 46 条を準用する。

## 屋内貯蔵の危険物からの漏洩による対応手順書

### 1. 目的

屋内に貯蔵している油漏れを起こした場合の対応を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

油を貯蔵している屋内の施設

### 3. 実施責任

その施設の長

### 4. 手順

- (1) 素早く油漏れの原因となるタンクなどの応急処置をして油漏れを防ぐ。
- (2) 引火性の高いガソリン等の場合は、近隣に火気のないことを確認する。

## 厨房排水の油水漏れによる対応手順書

### 1. 目的

厨房排水施設における油水漏れを起こした場合の対応を明らかにすることを目的とする。

### 2. 適用範囲

厨房施設

### 3. 実施責任

その施設の長

### 4. 手順

- (1) 厨房内のすべての給水を止め、油漏れの原因を探る。
- (2) 厨房での作業を中止し、修繕する。

## PCB の安全管理と早期処理に関する手順

### 1. 目的

本学に存在する PCB 含有機器および設備から PCB が漏洩することを防止するための管理手順を定める

### 2. 適用範囲

本学に存在する PCB 含有機器

### 3. 実施責任者

環境整備課長・総括環境責任者

### 4. 手順

- (1) 電気室等に存在する PCB を含む機器の調査
- (2) PCB を含む部材使用機器リストの作成
- (3) 該当機器に PCB 含有物質の旨を示すラベルの貼付および機器使用者へラベル記載事項の通告
- (4) 廃棄機器中の PCB の非漏洩処理

# 様式集

# 目次

	: ページ
FMS431-1 環境影響調査票	Y-1
FMS431-2 環境影響登録簿	Y-31
FMS431-3 大型機器導入・施設整備に関する事前環境影響評価表	Y-35
FMS431-4 調査対象本学関係者	Y-37
FMS431-5 間接影響調査票(新規業者)	Y-38
FMS431-6 間接影響調査票(継続業者)	Y-42
FMS432-1 法律・条例調査報告書	Y-45
FMS432-2 法規制マトリックス	Y-46
FMS433-1 実施報告書	Y-52
FMS442-1 教育実施報告書	Y-53
FMS442-2 内部監査員登録リスト	Y-54
FMS443-1 内部コミュニケーション記録書	Y-55
FMS443-2 外部コミュニケーション記録書	Y-56
FMS447-1 緊急事態テスト結果報告書	Y-57
FMS452-1 順守評価報告書	Y-58
FMS453-1 不適合事項是正及び予防報告書	Y-59
FMS455-1 内部監査計画書	Y-60
FMS455-2 内部監査スケジュール	Y-61
FMS455-3 内部監査チェックリスト	Y-62
FMS455-4 内部監査報告書	Y-63
FMS455-5 是正処置要求書・回答書	Y-64
FMS455-6 最高環境責任者向け内部監査報告書	Y-65
FMS460-1 学長による見直し	Y-66

平成 年 月 日

福井大学松岡地区

環境ISOユニット代表者，又はその代理者 殿

松岡地区環境保全等実施専門部会  
部会長 日下 幸則

平成 年度 環境影響調査ならびにアンケート調査について(依頼)(案)

全ユニットを対象とした下記の項目について調査を実施しますので，各ユニット内で取りまとめて頂き，平成 年 月 日( )までに環境整備課までメールにてご回答下さい。

【調査項目について】

1. 環境影響に関する調査

昨年度の調査以降に変更や追加があったものについて調査しますので，昨年度の調査報告書を参照し変更や追加について報告してください。

2. 環境に関するアンケート調査

「一般ゴミ」「水資源」「エネルギー」「環境をよくすること」の4項目に関するアンケート調査します。WEBアンケートシステムにより回答してください。

【回答に際しての注意点】

1. 下記のURLをクリックし，全てについて回答してください。

<http://www11.fukui-med.ac.jp/ems/kankyuu.html>

2. 「環境に対して大きな影響を与えている」「過去に環境関連の苦情等があった」「環境関連の法規制等適用を受けている」などの作業・実験等の記入を漏らさないようにして下さい。記入が漏れていますと，改善，その運用に支障が生じます。手順などを参考にしてお答え下さい。

問い合わせ先：財務部 環境整備課 環境ISO担当(内線 2112・2111)  
メールによる質問は，[ems@med.u-fukui.ac.jp](mailto:ems@med.u-fukui.ac.jp) まで

## 【 手 順 】

1. 調査報告書(1)は、昨年度の調査報告内容について、変更や追加の有無を回答して下さい。
2. 変更や追加があった場合は、昨年度の調査報告書(別紙)に朱書きで訂正や追記して下さい。書ききれない場合は、調査報告書(2)、又は適宜、用紙にて回答して下さい。
3. 調査はユニット単位で行います。ユニット内で法規に関わる同種の作業室・実験室・保管室・貯蔵室がある場合は、まとめて(グルーピングして)記入して下さい。まとめることが困難な場合は、無理にまとめる必要はありません。
4. 複数のユニットにまたがる実験や複数のユニットで共同管理している実験室等は、ユニット間で相談の上、どちらかが代表して記入してください。その旨を記してください。
5. 調査すべき部屋等に漏れが無いか提出前に確認して下さい。漏れている場合は、ユニット代表者立ち合いの元で再調査することもあります。
6. 特殊な事情がある場合は、空欄にその事情を記入しておいてください。

## 【 記 入 要 領 】

1. ユニットの範囲を示した配置図および平面図(添付)を確認し対応させて記入してください。
2. 回答記入した方の名前を記入して下さい。
3. 学生・パート・アルバイト・派遣・常駐業者等による作業・実験等も含まれます。
4. 環境への影響を考える際は、ガイドラインを参考にして下さい。
  - 注1) できるだけ客観的立場で考えて下さい。
  - 注2) この調査は今後の環境保全への取り組み方針を決める資料となります。また、認証取得の際の資料ともなります。記入漏れがないようにお願いします。
  - 注3) 作業・実験の過程で環境への影響を引き起こしている、又は引き起こすかもしれない<sup>(※)</sup>工程・施設・設備・機器など該当する場合は、その工程・施設・設備・機器名とその状況を記入して下さい。
  - 注4) <sup>(※)</sup>引き起こすかもしれないとは、潜在的な危険性をはらんでいるもので、施設・設備・機器の故障・操作ミス・誤作動、作業ミス・不注意等によるもの。
  - 注5) 環境関連法規を参考資料で一覧しています。

**【 ガイドライン 】**

環境への影響	環境によいこと／よくないこと
一般的質問事項	・教育・研究等の活動により発生する環境によいこと、よくないことを記入してください。
特定毒物・毒物及び劇物の使用	・特定毒物を使用 ・容器に「毒物」「劇物」の表示がある薬品を使用 ・大学から管理指示がある物
高圧ガスの使用	・高圧ガスポンペ(凍結保存用液体窒素, 液体ヘリウムなど, 密閉容器に入っていないものは除く)
危険物の使用	・第1類～第6, 圧縮アセチレンガス, 液体石油ガスなどの危険物を貯蔵又は取り扱う
動物の飼養	・実験動物を飼養している
遺伝子組み換え実験	・P2レベル以上の実験
人体未固定試料	・遺体, あるいは人体摘出組織。血液, 体液など
微生物増殖	・実験用微生物を増殖
放射性物質の使用	・ <sup>3</sup> H, <sup>14</sup> C, ウラン, トリウム等の使用
放射線発生装置の使用	・サイクロトロン, リニアックの使用
エックス線装置の使用	・管電圧が10kv以上の装置
電波法	・高周波利用設備を使用
オートクレーブ	・オートクレーブを使用
大気汚染	・揮発性の薬品を大気へ排出 ・有害物質を大気へ排出 ・有色のガス・煙を大気へ排出
水質汚濁	・薬品・油・廃液・廃油・排水を排水口・洗い場・側溝・下水へ排出 ・薬品・油を使用した機器・器具の洗浄水(2回以下)を排水口・洗い場・側溝・下水へ排出
土壌汚染	・薬品・油・廃液・廃油・洗浄水が土壌へ浸透
振動	・窓ガラスがゆれるような振動を発生 ・室外の人の体がゆれていると感じがするような振動を発生 ・7.5Kw以上の能力をもつ電動機を有する装置
騒音	・室外にも届くような騒音を発生 ・室外の人が耳鳴りを感じるような騒音を発生 ・7.5Kw以上の能力をもつ電動機を有する装置
悪臭	・室外に臭うような不快な臭いを発生
地球温暖化	・温室効果ガス(二酸化炭素, メタン, 一酸化二窒素等)を排出
オゾン層破壊	・フロン類, 臭化メチル等を排出

## 環境影響調査回答用紙【新規ユニット対象】(案)

ユニット名(領域・所属等)	
回答者名	

※ ユニットで該当する作業室・実験室・保管室・貯蔵室・事務室等を全て調査してください。

## 0. 一般的質問事項

ユニットでの教育・研究活動で下記の各問に該当すると思われることを簡明にお答えください。

※この回答用紙は、法規制に該当する、しないに関わらず、各ユニットにおける環境問題として調査を行うものです。

質問	回答	部屋名／実験室名
大気(空気)を汚している又は汚しているかもしれない		
水を汚している又は汚しているかもしれない		
土壌を汚している又は汚しているかもしれない		
大きな音を出している又は出している音に誰か迷惑しているかもしれない		
大きな揺れを出している又は出している揺れに誰か迷惑しているかもしれない		
不快臭を出している又は出している臭いに誰か迷惑しているかもしれない		
温室効果ガスを出している		
オゾン層破壊物質を出している又は出しているかもしれない		

質問	回答	部屋名／実験室名
大気(空気)をキレイにする対策をとっている		
水をキレイにする対策をとっている		
土壌をキレイにする対策をとっている		
大きな音を出さない対策をとっている		
大きな揺れを出さない対策をとっている		
不快臭を出さない対策をとっている		
温室効果ガスを出さない対策をとっている		
オゾン層破壊物質を出さない対策をとっている		

## 1. 毒物及び劇物取締法

(1) 特定毒物、毒物及び劇物を使用しているまたは所有している。 あるいは使用する可能性がある。		はい ・ いいえ		
<特定毒物> 1. オクタメチルピロホスホルアミド 2. 四アルキル鉛 3. ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト 4. ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト 5. ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト 6. ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト 7. テトラエチルピロホスフェイト 8. モノフルオール酢酸 9. モノフルオール酢酸アミド 10. 燐化アルミニウムとその分解促進剤				
<毒物及び劇物、その他> 毒物: 容器に「毒物」の表示のある薬品 劇物: 容器に「劇物」の表示がある薬品 その他: 1. 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(1mg/ℓ以上) 2. 塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウムを含有する液体状の物 (水で10倍に希釈したpHが2~12までの物を除く)				
(2) (1)で「はい」とお答え場合、下記の項目を記入してください。				
該当する室名	使用薬品名	数量(mg, ℓ等)	具体的な使用状況	作業及び実験内容
(3) この法令による届出や記録についてお答えください。				
法令による届出・記録の有無		あり ・ なし		
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )				
(4) 特定毒物、毒物及び劇物に関連して以下の設問にお答えください。				
Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等、人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当するを選択して下さい。又起きたもの全てについて、内容を詳しく記入して下さい。又その際、引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。			
	はい ・ いいえ			
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で、あなたの所でも起こる可能性があれば、全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。			
Q3	作業・実験について、今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等はありませんでしたか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。			
	はい ・ いいえ			
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハッと!」と思ったことがあればご記入ください。			
Q5	特定毒物・毒物及び劇物に関し、環境によいこと、よくないことを詳しく記入してください。			
	環境によいこと			
	環境によくないこと			

## 2. 高圧ガス保安法

(1) 窒素、ヘリウム等の高圧ガスを実験で使用していますか。 はい ・ いいえ

〈高圧ガス〉  
 常温の温度において圧力が1メガパスカル(10kg/cm<sup>2</sup>)以上となる圧縮ガス  
 ① 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が以下に定める値以上である設備を使用して高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む)をすること。  
 1. 第1種ガス(ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性のものを除く。))又は空気) : 300m<sup>3</sup>  
 2. その他 : 100~300m<sup>3</sup>  
 ② 高圧ガスを容器に充填していること。  
 高圧ガスを容器に充填する際は、次の容器に充填すること。  
 1. 刻印(容器・付属品検査合格(再検査合格を含む)の刻印等)がされたものであること  
 2. バルブがあること  
 3. 検査後、加工がされてないこと  
 4. その他

(2) (1)で「はい」とお答えの場合、下記の項目を記入してください。

該当する室名	使用ガスの種類	容量(m <sup>3</sup> 等)	保管状況 (例:固定している・チェーンで止めているなど)	具体的な作業及び実験内容

(3) この法令による届出や記録についてお答えください。

法令による届出・記録の有無	あり ・ なし
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )	

(4) 高圧ガスに関連して以下の設問にお答えください。

Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等、人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当する方を選択して下さい。又起きたもの全てについて、内容を詳しく記入して下さい。又その際、引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。	はい ・ いいえ
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で、あなたの所でも起こる可能性があれば、全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。	
Q3	作業・実験について、今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等はありませんか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。	はい ・ いいえ
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハッと!」と思ったことがあればご記入ください。	
Q5	高圧ガスに関し、環境によいこと、よくないことを詳しく記入してください。	
	環境によいこと	
	環境によくないこと	

### 3. 消防法(永平寺町火災予防条例を含む)

(1)指定数量の1/5以上の危険物を貯蔵・取り扱っているか。又はその計画がある。		はい ・ いいえ		
〈指定数量〉				
		危険物名	指定数量	
第1類	酸化性固体:塩素酸塩類, 硝酸塩類, 過マンガン酸塩類, 重クロム酸塩類等		50kg~1000kg	
第2類	可燃性固体:硫化りん, 赤りん, 硫黄, 鉄粉, 金属粉, マグネシウム等		100kg~1,000kg	
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質:カリウム, ナトリウム, アルカリ金属, 有機金属化合物, 金属の水素化物, 黄燐, 金属のりん化合物		10kg~100kg	
第4類	特殊引火物(ジエチルエーテル, アセトアルデヒド, 酸化プロピレン, 二硫化炭素等)		50kg	
	第1石油類(ガソリン, ベンゼン, トルエン, アセトン, メチルエチルケトン等)		200~400kg	
	アルコール類(メチルアルコール, エチルアルコール, イソプロピルアルコール等)		400kg	
	第2石油類(灯油, 軽油, キシレン, 酢酸等)		1,000~2,000kg	
	第3石油類(重油, ニトロベンゼン, エチレングリコール, グリセリン等)		2,000~4,000kg	
	第4石油類(ギア油, シリンダー油, 潤滑油等)		6,000kg	
	動植物油類(アマニ油等)		10,000kg	
第5類	自己反応性物質:有機化酸化物, 硝酸エステル類, ニトロ化合物等		10kg~100kg	
第6類	過酸化水素, 硝酸等		300kg	
(2)圧縮アセチレンガス・液化石油ガスを貯蔵又は取り扱っている。		はい ・ いいえ		
(3)(1)又は(2)で「はい」とお答えの場合, 下記の項目を記入してください。				
該当する室名	使用危険物名	数量(kg, 箱)	具体的な使用状況	作業及び実験内容
(4)この法令による届出や記録についてお答えください。				
法令による届出・記録の有無		あり ・ なし		
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )				
(5)危険物の貯蔵および取扱いについて以下の設問にお答えください。				
Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等, 人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当する方を選択して下さい。又起きたもの全てについて, 内容を詳しく記入して下さい。又その際, 引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。			
	はい ・ いいえ			
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で, あなたの所でも起こる可能性があれば, 全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。			
Q3	作業・実験について, 今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等はありませんでしたか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。			
	はい ・ いいえ			
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハッと!」と思ったことがあればご記入ください。			
Q5	危険物の貯蔵および取扱いに関し, 環境によいこと, よくないことを詳しく記入してください。			
	環境によいこと			
	環境によくないこと			



### 5. 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

(1) エアコン<sup>(※)</sup>、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫を所有している  
又は購入の予定がある。

<sup>(※)</sup> ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。

はい ・ いいえ

(2) (1)で「はい」とお答えの場合、下記の項目を記入してください。(全て記入)

該当する室名	使用機器名	台数	備考



## 7. 動物実験について

(1) 生物資源部門から動物を持ち出し、実験を行っていますか。(飼育又は一晚程度のステイ含む)		はい ・ いいえ	
(2)(1)で「はい」とお答えの場合、下記の項目を記入してください。			
該当する室名	種類 / 匹数(年間総数)		
	種類	匹数(年)	
	種類	匹数(年)	
	種類	匹数(年)	
※ 種類(ラット, マウス, モルモット, ウサギ等)			
(3) 生物資源部門から持ち出した動物をユニット内で飼養していますか。(上記を上まわるもの)		はい ・ いいえ	
(4)(3)で「はい」とお答えの場合、下記の項目を記入してください。			
該当する室名	種類 / 匹数(年間総数)		
	種類	匹数(年)	
	種類	匹数(年)	
	種類	匹数(年)	
※ 種類(ラット, マウス, モルモット, ウサギ等)			
(5) ユニット内で直接購入し動物実験を行っていますか。(飼育を含む)		はい ・ いいえ	
(6)(5)で「はい」とお答えの場合、下記の項目を記入してください。			
該当する室名	種類 / 匹数(年間総数)		
	種類	匹数(年)	
	種類	匹数(年)	
	種類	匹数(年)	
※ 種類(ラット, マウス, モルモット, ウサギ等)			
(7) ユニット内で遺伝子組み換え動物を飼養していますか。		はい ・ いいえ	
(8)(7)で「はい」とお答えの場合、下記の項目を記入してください。			
該当する室名	種類 / 匹数(年間総数)		
	種類	匹数(年)	
	種類	匹数(年)	
	種類	匹数(年)	
※ 種類(ラット, マウス, モルモット, ウサギ等)			
(9) この実験に関わる法令で届出や記録についてお答えください。〈末尾参考資料参照〉			
法令による届出・記録の有無	あり ・ なし		
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )			
(10) 動物実験について以下の設問にお答えください。			
Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等, 人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当する方を選択して下さい。又起きたもの全てについて、内容を詳しく記入して下さい。又その際、引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。		
	はい ・ いいえ		
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で、あなたの所でも起こる可能性があれば、全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。		
Q3	作業・実験について、今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等はありませんでしたか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。		
	はい ・ いいえ		
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハッと!」と思ったことがあればご記入ください。		
Q5	動物実験に関し、環境によいこと、よくないことを詳しく記入してください。		
	環境によいこと		
	環境によくないこと		

## 8. 遺伝子組換え実験について

(1) 第二種使用等遺伝子組換え実験を行っていますか。		はい ・ いいえ
(2) (1)で「はい」とお答えの場合、下記の項目を記入してください。		
該当する室名	具体的な使用状況	作業及び実験内容
(3) この実験に関わる法令で届出や記録についてお答えください。〈末尾参考資料参照〉		
法令による届出・記録の有無	あり ・ なし	
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )		
(4) 遺伝子組換え実験について以下の設問にお答えください。		
Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等, 人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当する方を選択して下さい。又起きたもの全てについて, 内容を詳しく記入して下さい。又その際, 引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。	
	はい ・ いいえ	
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で, あなたの所でも起こる可能性があれば, 全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。	
Q3	作業・実験について, 今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等はありませんでしたか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。	
	はい ・ いいえ	
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハッと!」と思ったことがあればご記入ください。	
Q5	遺伝子組換え実験に関し, 環境によいこと, よくないことを詳しく記入してください。	
	環境によいこと	
	環境によくないこと	

## 9. 人体未固定試料について

(1)人体未固定試料(体液も含む)を取り扱っていますか。		はい ・ いいえ
(2)(1)で「はい」とお答えのユニットで使用の試料には病原性微生物に感染しているものは含まれますか。		含まれる ・ 含まれない ・ 不明
(3)(2)で「含まれる」「不明」とお答えの場合、その微生物はどのようなものであるかを記入してください。		
(4)試料採取の際に、適切なインフォームドコンセントをおこなって、記録を留めている。		はい ・ いいえ
(5)(1)で「はい」とお答えの場合、下記の項目を記入してください。		
該当する室名	具体的な使用状況	作業及び実験内容
(6)この実験に関わる法令で届出や記録についてお答えください。		
法令による届出・記録の有無	あり ・ なし	
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )		
(7)人体未固定試料について以下の設問にお答えください。		
Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等, 人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当する方を選択して下さい。又起きたもの全てについて、内容を詳しく記入して下さい。又その際、引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。	
	はい ・ いいえ	
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で、あなたの所でも起こる可能性があれば、全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。	
Q3	作業・実験について、今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等がありましたか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。	
	はい ・ いいえ	
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハッと!」と思ったことがあればご記入ください。	
Q5	人体未固定試料に関し、環境によいこと、よくないことを詳しく記入してください。	
	環境によいこと	
	環境によくないこと	

## 10. 微生物実験について

(1) 組換え遺伝子実験以外で研究用微生物を増殖していますか。	はい ・ いいえ
(2)(1)で「はい」とお答えの場合、その感染体および感染対象物を記入してください。	
該当する室名	感 染 体 / 感 染 対 象 物
	感 染 体    ウィルス・リケッチア・細菌・真菌・寄生虫・その他(            )
	感 染 対 象 物    細胞・動物・その他(            )
	感 染 体    ウィルス・リケッチア・細菌・真菌・寄生虫・その他(            )
	感 染 対 象 物    細胞・動物・その他(            )
	感 染 体    ウィルス・リケッチア・細菌・真菌・寄生虫・その他(            )
	感 染 対 象 物    細胞・動物・その他(            )
	感 染 体    ウィルス・リケッチア・細菌・真菌・寄生虫・その他(            )
	感 染 対 象 物    細胞・動物・その他(            )
(3)この実験に関わる法令で届出や記録についてお答えください。	
法令による届出・記録の有無	あり ・ なし
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )	
(4)微生物実験について以下の設問にお答えください。	
Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等, 人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当する方を選択して下さい。又起きたもの全てについて、内容を詳しく記入して下さい。又その際、引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。
	はい ・ いいえ
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で、あなたの所でも起こる可能性があれば、全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。
Q3	作業・実験について、今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等がありましたか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。
	はい ・ いいえ
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハッと!」と思ったことがあればご記入ください。
Q5	微生物実験に関し、環境によいこと、よくないことを詳しく記入してください。
	環 境 に よ い 事 件
	環 境 に よ く な い 事 件

## 11. 放射線障害の予防について

(1)今年度は、調査済み。

## 12. 核燃料物質等の取扱いについて

(1)今年度は、調査済み。

## 13. 電波法

(1)高周波利用機器は使用していますか。(電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器は除く)		はい ・ いいえ	
(2)(1)で「はい」とお答えの場合、下記の項目を記入してください。			
該当する室名	使用機器名	具体的な使用状況	台数
(3)この法令による届出や記録についてお答えください。			
法令による届出・記録の有無		あり ・ なし	
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )			
(4)高周波利用機器について以下の設問にお答えください。			
Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等、人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当する方を選択して下さい。又起きたもの全てについて、内容を詳しく記入して下さい。又その際、引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。		
	はい ・ いいえ		
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で、あなたの所でも起こる可能性があれば、全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。		
Q3	作業・実験について、今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等はありませんでしたか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。		
	はい ・ いいえ		
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハッと!」と思ったことがあればご記入ください。		
Q5	高周波利用機器に関し、環境によいこと、よくないことを詳しく記入してください。		
	環境によいこと		
	環境によくないこと		

## 14. 労働安全衛生法

(1) 別途調査の予定

**15. 以上の他に、関連する法規がありましたら記入してください。**

**＜末尾参考資料参照＞**

※ 多数の場合は、以降の欄をコピーし、法令毎に分けて記入してください。

法 令	
該 当 室 名	
施設・設備・使用機器名 ・使用薬品名 (該当室,全て記入)	
具体的な使用状況	
作業及び実験内容	
<p>・ この法令による届出や記録についてお答えください。</p>	
法令による届出・記録の有無	あり ・ なし
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )	
<p>・ この法令に関する以下の設問にお答えください。</p>	
Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等,人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当する方を選択して下さい。又起きたもの全てについて,内容を詳しく記入して下さい。又その際,引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。
	は い ・ いいえ
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で,あなたの所でも起こる可能性があれば,全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。
Q3	作業・実験について,今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等はありませんでしたか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。
	は い ・ いいえ
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハッと!」と思ったことがあればご記入ください。
Q5	この法令に関し,環境によいこと,よくないことを詳しく記入してください。
	環境によいこと
	環境によくないこと

## 平成 年度 環境影響調査票 (案)

ユニット名	
回答者名	
調査範囲に含まれる作業室・実験室・保管室・貯蔵室名 (部屋番号あるいは通称名)	
作業・実験内容	

## ◆調査1 「一般質問」 ※通常業務の範囲内であれば除きます。

※ 選択するときは口をマウスでクリックしてください (□⇒☑)

<b>大気</b>	
1. 大気(空気)を汚している又は汚しているかもしれない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>水</b>	
2. 水を汚している又は汚しているかもしれない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>土壌</b>	
3. 土壌を汚している又は汚しているかもしれない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>音</b>	
4. 大きな音を出している、又は第三者から音に迷惑している等の苦情があった。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5. 上記で「はい」の場合、大きな音を出さない対策をとっている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>揺れ</b>	
6. 大きな揺れを出している、又は第三者から揺れに迷惑している等の苦情があった。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7. 上記で「はい」の場合、大きな揺れを出さない対策をとっている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>におい</b>	
8. 不快臭を出している、又は第三者から臭いに迷惑している等の苦情があった。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9. 上記で「はい」の場合、不快臭を出さない対策をとっている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>気温</b>	
10. 温室効果ガスを出している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11. 上記で「はい」の場合、温室効果ガスを出さない対策をとっている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>オゾン層</b>	
12. オゾン層破壊物質を出している、又は出している	<input type="checkbox"/> はい

かもしれない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13. 上記で「はい」の場合、オゾン層破壊物質を出さない対策をとっている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

◆調査2 「環境関連法規制」

<b>毒物及び劇物取締法</b>	
1. 特定毒物、毒物及び劇物を使用している、または所有している、あるいは今年度中に使用を開始する可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 上記で「はい」の場合、学内のルールに基づいて記録を残している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>高圧ガス保安法</b> ※高圧ガス ①圧縮ガスは1.0MPa以上の圧力で存在 ②液化ガスは0.2MPa以上の圧力で存在（通常のCO <sub>2</sub> インキュベーターで使用している物はこれに該当します。）	
3. 炭酸ガス、窒素、ヘリウム等の高圧ガスを実験で使用している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>消防法（永平寺町火災予防条例を含む）</b>	
4. 指定数量の1/5以上の危険物を貯蔵・取り扱っている、または今年度中にその計画がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5. 圧縮アセチレンガス・液化石油ガスを貯蔵または取り扱っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6. 上記で「はい」の場合、学内のルールに基づいて記録を残している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>資源の有効な利用の促進に関する法律</b>	
7. パソコンを保有している。（個人の所有は除く）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）</b>	
8. エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫を所有している、または今年度中に購入の予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律</b>	
9. 家庭用を除く（業務用）エアコン、冷蔵庫、冷凍機器を設置している、または今年度中に設置しようとしている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>動物実験について</b>	
10. 生物資源部門から動物を持ち出し、実験を行っている。（飼育または一晩程度のステイ含む）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11. 生物資源部門から持ち出した動物をユニット内で飼養している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12. ユニット内で遺伝子組み換え動物を飼養している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

13. 上記で「はい」の場合、学内のルールに基づいて記録を残している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>遺伝子組み換え実験について</b>	
14. 第二種使用等遺伝子組み換え実験を行っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15. 上記で「はい」の場合、学内のルールに基づいて届出、あるいは承認を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>人体未固定試料について</b>	
16. 人体未固定試料（体液も含む）を取り扱っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
17. 上記で「はい」の場合、使用の試料には病原性微生物に感染しているものが含まれている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18. 上記で「はい」の場合、法律や学内のルールに基づいて取り扱っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>微生物実験について</b>	
19. 組み換え遺伝子実験以外で研究用微生物を増殖している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20. 上記で「はい」の場合、学内のルールに基づいて届出をしている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>電波法</b>	
21. 高周波利用機器を使用している。（電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器は除く）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
22. 以上の他に、貴ユニットで関連する環境法規制がありましたら記入してください。	

ご協力ありがとうございました。記入忘れ・漏れ等がなければ確認し、ご提出下さい。

法 令	
該 当 室 名	
施設・設備・使用機器名 ・使用薬品名 (該当室,全て記入)	
具体的な使用状況	
作業及び実験内容	
・ この法令による届出や記録についてお答えください。	
法令による届出・記録の有無	あり ・ なし
法令による届出の名称 ( 全 て 記 入 )	
・ この法令に関する以下の設問にお答えください。	
Q1	過去に人災(不注意や操作ミス等, 人為的ミス)・天災(地震・雷等)による災難や災害が発生したことがありますか。該当する方を選択して下さい。又起きたもの全てについて, 内容を詳しく記入して下さい。又その際, 引き起こされたと考えられる環境への影響も記入して下さい。
	は い ・ いいえ
Q2	同じような工程・施設・設備・機器を持っている他の大学・民間の企業等で起きた災難・災害で, あなたの所でも起こる可能性があるれば, 全て記入して下さい。又その際考えられる環境への影響についてもご記入下さい。
Q3	作業・実験について, 今まで学外からの環境に関する苦情・要望・指導等がありましたか。該当する方を選択して下さい。又あったもの全ての内容と原因を詳しく記入して下さい。
	は い ・ いいえ
Q4	作業・実験について「ヒヤリ!」「ハツと!」と思ったことがあればご記入ください。
Q5	この法令に関し, 環境によいこと, よくないことを詳しく記入してください。
	環 境 に よ い こ と
	環 境 に よ く な い こ と

## 【 環境関連法規制 参考資料 】

環 境 関 連 法	
1	地球温暖化対策の推進に関する法律
2	大気汚染防止法
3	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
4	悪臭防止法
5	水質汚濁防止法
6	水道法
7	下水道法
8	浄化槽法
9	騒音規制法
10	振動規制法
11	土壤汚染対策法
12	農薬取締法
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
14	再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)
15	容器包装の係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
16	食品循環資源の再利用などの促進に関する法律(食品リサイクル法)
17	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
18	使用済み自動車の再資源化に関する法律
19	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
20	国等による環境物品等の調達等に関する法律(グリーン購入法)
21	電気事業法
22	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)
23	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法
24	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する特別措置法
25	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律
26	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
27	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 労働安全衛生規則 有機溶剤中毒予防規則 鉛中毒予防規則 四アルキル鉛中毒予防規則 特定化学物質等障害予防規則 高気圧作業安全衛生規則 電離放射線障害予防規則 酸素欠乏症等防止規則 粉じん障害防止規則 事務所衛生基準規則
28	作業環境測定法
29	じん肺法
30	学校保健法
31	毒物及び劇物取締法
32	薬事法

33	麻薬法
34	消防法 危険物の規制に関する政令 永平寺町火災予防条例
35	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
36	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)
37	ダイオキシン類対策特別措置法
38	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB法)
39	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律
40	高圧ガス保安法 高圧ガス保安法施行令 一般高圧ガス保安規則 容器保安規則
41	電波法 電波法施行規則
42	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(放射線障害防止法)
43	核燃料物質、核原料物質及び原子炉等の規制に関する法律(原子炉等規制法) 国際規制物資の使用等に関する規則
44	遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
45	動物の愛護および管理に関する法律 実験動物の飼養及び保管等に関する基準 感染症予防法による輸入動物の届出制度
46	健康増進法
47	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
48	工場立地法
49	工業用水法
50	福井県公害防止条例
51	五領川公共下水道事務組合下水道条例
52	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止整備法)
53	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)
54	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)

## 【一般ゴミに関するアンケート】(案)

※ ゴミの分別・ゴミの減量		
Q1	一般ゴミを可燃・不燃・カン・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装の6分別して排出していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q2-1	ユニット毎に古紙資源を「使用済みコピー用紙」「新聞紙」「雑誌」「広告・ちらし」「ミックス紙(シュレッダー屑を含む)」別にまとめて多目的倉庫へ排出していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q2-2	紙パック(切り開き乾燥させたもの)・段ボール類は古紙資源として多目的倉庫へ排出していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q3	「使用済みコピー用紙」「広告・ちらし」「新聞紙」などを一般ゴミとして排出したことがありますか。	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> たまにある
Q4	一般ゴミの減量に努めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
ゴミの減量のために取り組まれていることや、ゴミの減量のための提案等があれば、お答え下さい。		
※ 紙		
Q5	両面コピー機や両面印刷機を導入していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 近々更新予定 <input type="checkbox"/> いいえ
Q6	片面だけが印刷された用紙は、専用ボックス等に集め再使用するというプログラムを実践できていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q7	学生や職員に配布する印刷物や、文献の複写等は両面印刷したものを用いていますか。	<input type="checkbox"/> 両面印刷したものを用いている <input type="checkbox"/> 図のある資料等に限り片面印刷したものを 用いている <input type="checkbox"/> 片面印刷したものを用いている
Q8	会議用資料はどのような形で配布していますか。	<input type="checkbox"/> 事前にメール等で配布、会議中はプロジェクタ等で提示しており、極力使用しない <input type="checkbox"/> 紙に印刷されたものを事前あるいはその場で配布している <input type="checkbox"/> その他
	「その他」と回答された方は具体的内容をお答え下さい。	
Q9	紙の使用量を前年度以下にするというプログラムに協力できていますか。	<input type="checkbox"/> 紙の使用量を減らせている <input type="checkbox"/> 現状の使用量を維持している <input type="checkbox"/> 協力できていない
	「協力できていない」と回答された方で、紙の使用量が増加した要因を特定できる場合はそれを記述下さい。	
※ 資源のリサイクル		
Q10	ゴミの廃棄方法についてお尋ねします。現在実施中であればチェックして下さい。	<input type="checkbox"/> フィルムは、一般ゴミとは別に廃棄している <input type="checkbox"/> 使用済み電池をリサイクルしている <input type="checkbox"/> 使用済みのトナーカートリッジは業者に引き取ってもらい、リサイクルしている
Q11	不要になった学内備品のリサイクルシステムを利用しましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

Q12	空き缶・ペットボトル等の指定外場所での投棄(ポイ捨て)の現状についてお尋ねします。	<input type="checkbox"/> ポイ捨てされる量は減ってきていると思う。 <input type="checkbox"/> あまり改善されていない。
	「改善されていない」と回答された方で、ポイ捨てを減らすために何か方策があれば提案して下さい。	

※ タバコ		
Q13	灰皿が部屋の中にありますか。	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 吸っている人がいる <input type="checkbox"/> お客様のため <input type="checkbox"/> 置いているだけ
	「ある」と回答された方は次の問いに答えてください。	
Q14	松岡キャンパス(建物内)は喫煙できる場所が1カ所だけに限られていることを知っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q15	松岡キャンパスは敷地内全面禁煙であることを知っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q16	松岡キャンパスでは歩きタバコ・ポイ捨てをしてはいけないことが教職員・学生に十分周知されていると思いますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	「いいえ」と答えられた方は、周知のためにどのような方策を行えばよいと考えますか。具体的な方策を提案下さい。	

以上です。ご協力ありがとうございました。

## 【水資源に関するアンケート】(案)

Q1	水資源節約に関する、貴ユニットの使用機器の取り組みについてお答えください。	<input type="checkbox"/> 昨年度から引き続き継続している(取り組み内容に、変更なし) → <b>Q6の設問へお進みください。</b> <input type="checkbox"/> 昨年度から引き続き継続している(取り組み内容に、変更有り) → <b>以後のアンケートにお進みください。</b> <input type="checkbox"/> 上記以外である → <b>以後のアンケートにお進みください。</b>
Q2	実験室でピーカー、フラスコ、メスシリンダー等の洗浄についてお答えください。	<input type="checkbox"/> 昨年度から引き続き、洗浄している <input type="checkbox"/> 新たに、洗浄するようになった <input type="checkbox"/> 洗浄しない、又は、しなくなった
	「昨年度から引き続き、洗浄している」の場合(ユニット全体で)以下についてお答えください。	
	昨年度と比べ一回あたりの洗浄個数	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	洗浄一回あたりの平均所要時間* (*すすぎのため水を流す時間)	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	一週あたりの洗浄頻度	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	「新たに、洗浄するようになった」の場合(ユニット全体で)以下についてお答えください。	
	一回あたりの洗浄個数 (昨年度と比較して)	<input type="checkbox"/> 減少した <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加した <input type="checkbox"/> 50個以下 <input type="checkbox"/> 50個以上
	洗浄一回あたりの平均所要時間* (*すすぎのため水を流す時間)	<input type="checkbox"/> 10分以下 <input type="checkbox"/> 30分以下 <input type="checkbox"/> 1時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以下 <input type="checkbox"/> 6時間以下 <input type="checkbox"/> 6時間以上
一週あたりの洗浄頻度	<input type="checkbox"/> 1回以下 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 5回以上	
Q3	実験室での水流ポンプの使用についてお答えください。	<input type="checkbox"/> 昨年度より継続して、使用している <input type="checkbox"/> 新たに、使用を始めた <input type="checkbox"/> 使用していない、又は、使用をやめた
	「昨年度より継続して、使用している」の場合、以下についてお答えください。	
	一回あたりの使用時間 (*最もよく使う使用時間)	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	一週あたりの使用頻度	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	連続(最長)の使用時間	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	「新たに、使用を始めた」の場合、以下についてお答えください。	
	一回あたりの使用時間* (*最もよく使う使用時間)	<input type="checkbox"/> 5分以下 <input type="checkbox"/> 30分以下 <input type="checkbox"/> 1時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以上
	一週あたりの使用頻度	<input type="checkbox"/> 1回以下 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 5回以上
連続(最長)の使用時間	<input type="checkbox"/> 5分以下 <input type="checkbox"/> 30分以下 <input type="checkbox"/> 1時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以上	
Q4	実験室でのピペット洗浄器の使用についてお答えください。	<input type="checkbox"/> 昨年度より引き続き、使用している <input type="checkbox"/> 新たに、使用を始めた <input type="checkbox"/> 使用していない、又は使用をやめた
	「昨年度より継続して、使用している」の場合、以下についてお答えください。	
	一回あたりの使用時間* (*最もよく使う使用時間)	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	一週あたりの使用頻度	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	連続(最長)の使用時間	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	「新たに、使用を始めた」の場合、以下についてお答えください。	
	超音波洗浄機能付きの台数	<input type="checkbox"/> 1台 <input type="checkbox"/> 2台 <input type="checkbox"/> 3台 <input type="checkbox"/> 4台 <input type="checkbox"/> 5台以上
	超音波洗浄機能なしの台数	<input type="checkbox"/> 1台 <input type="checkbox"/> 2台 <input type="checkbox"/> 3台 <input type="checkbox"/> 4台 <input type="checkbox"/> 5台以上
洗浄一回あたりの平均所要時間	<input type="checkbox"/> 15分以下 <input type="checkbox"/> 30分以下 <input type="checkbox"/> 1時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以下 <input type="checkbox"/> 6時間以下 <input type="checkbox"/> 12時間以下 <input type="checkbox"/> 12時間以上	
一週あたりの洗浄頻度	<input type="checkbox"/> 1回以下 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 5回以上	

	その他の水を大口使用すると考えられる機器についてお答えください。	<input type="checkbox"/> 昨年度より継続して、使用している <input type="checkbox"/> 新たに、使用を始めた <input type="checkbox"/> ない、又は、使用をやめた
	「昨年度より継続して、使用している」の場合、以下についてお答えください。	
	一回あたりの使用時間	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	連続(最長)の使用時間	<input type="checkbox"/> 減少 <input type="checkbox"/> 同等 <input type="checkbox"/> 増加
	「新たに、使用を始めた」の場合、以下についてお答えください。	
	その機器の名称をお答えください。	
	一回あたりの使用時間*(*最もよく使う使用時間)	<input type="checkbox"/> 5分以下 <input type="checkbox"/> 30分以下 <input type="checkbox"/> 1時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以上 <input type="checkbox"/> 6時間以上
	一週あたりの使用頻度	<input type="checkbox"/> 1回以下 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 5回以上
	連続(最長)の使用時間	<input type="checkbox"/> 5分以下 <input type="checkbox"/> 30分以下 <input type="checkbox"/> 1時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以下 <input type="checkbox"/> 3時間以下 <input type="checkbox"/> 6時間以上
Q7	貴ユニット(講座)は、実験機器洗浄手順書に加え、ユニット独自の水資源プログラムの作成についてお答えください。	<input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 必要に応じて作成する予定だが、現時点では未定である <input type="checkbox"/> 作成していない
	「作成している」場合、どのようなプログラムを実践していますか。	
	水資源保護のため、貴ユニットでとくに取り組んでおられることがあれば、具体的にお教えください	
Q8	水資源保護に繋がるアイデアがあれば、ご意見をお書きください	

以上です。ご協力ありがとうございました。

## 【エネルギーに関するアンケート】(案)

Q1	休憩時(支障のない場合)、不在時は消灯していますか。	<input type="checkbox"/> 消灯している <input type="checkbox"/> 消灯していない
	「消灯していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 消灯するのが手間だから <input type="checkbox"/> 多人数が使用する部屋なので、消灯しにくい <input type="checkbox"/> 業務に支障となるから
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
	人感センサーにより点灯消灯すると良いと思う部屋があれば具体的に記入してください。	
Q2	会議室、倉庫、書庫等は使用時以外には消灯していますか。	<input type="checkbox"/> 消灯している <input type="checkbox"/> 消灯していない
	「消灯していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 消灯するのが手間だから <input type="checkbox"/> 多人数が使用する部屋なので、消灯しにくい <input type="checkbox"/> 業務に支障となるから <input type="checkbox"/> その他
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
	「その他」と回答の場合、内容をお答えください。	
Q3	晴天時、部屋の窓側にある照明を消していますか。	<input type="checkbox"/> 消している <input type="checkbox"/> 消していない
	「消していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 消灯するのが手間だから <input type="checkbox"/> 多人数が使用する部屋なので、消灯しにくい <input type="checkbox"/> 窓側の照明だけを消すスイッチがないから <input type="checkbox"/> 業務に支障となるから
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
Q4	照明器具を1年に1回程度掃除をしていますか。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
	「していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 掃除する時間がない <input type="checkbox"/> 掃除が手間だから <input type="checkbox"/> 掃除を外注する場合、お金を負担しても良い <input type="checkbox"/> 掃除の仕方が分からない
Q5	全体照明だけでは明るさが不足する場合、局所照明を併用していますか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 併用している <input type="checkbox"/> 併用していない
	「併用していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 局所照明(電気スタンド等)がないから <input type="checkbox"/> 業務に支障となるから
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
Q6	冷暖房時の室温は、夏28℃ 冬20℃を目途に過度にならないようにしていますか。	<input type="checkbox"/> 夏28℃ 冬20℃に温度設定をしている。 <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> その他
	「温度設定をしている」の回答の場合、お答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> エアコンのリモコンで設定している <input type="checkbox"/> スwitchのオンとオフで設定をしている
	「していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 寒くても1枚着込むのがいやだから <input type="checkbox"/> 暑くても薄着になるのがいやだから <input type="checkbox"/> 室温の設定方法が分からない <input type="checkbox"/> 設定する装置はあるが、夏28℃以上 冬20℃以下にしていない <input type="checkbox"/> 中央方式なので温度設定ができない
	「その他」と回答の場合、内容を記入してください。	

※次ページに続く

Q7	窓からの入熱・出熱を遮断するためにブラインド、カーテン等を利用していますか。	<input type="checkbox"/> 利用している <input type="checkbox"/> 利用していない
	「利用していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 多人数が使用する部屋なので、明るく開放的な環境としたいから <input type="checkbox"/> 業務に支障となるから
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
Q8	使用していない部屋及び時間帯は、冷暖房を停止していますか。	<input type="checkbox"/> 停止している <input type="checkbox"/> 停止していない
	「停止していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 常に快適な室温にしておきたいから <input type="checkbox"/> 多人数が使用する部屋なので、冷暖房を止めにくい <input type="checkbox"/> 業務に支障となるから
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
Q9	ファンコイルユニットやエアコンのフィルターの掃除をしていますか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
	「していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 掃除する時間がない <input type="checkbox"/> 掃除が手間だから <input type="checkbox"/> 掃除を外注する場合、お金を負担しても良い <input type="checkbox"/> 掃除の仕方が分からない
Q10	エアコン室外機の周りに物や雑草がなく風通しが良いですか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 風通しが良い <input type="checkbox"/> 風通しが良くない
	「良くない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 整理、除草する時間がない <input type="checkbox"/> 整理、除草が手間だから <input type="checkbox"/> 整理、除草を外注する場合、お金を負担しても良い
Q11	エアコンを新規購入する場合は効率(COP 値が大きいほど良い)の良い機器を選定していますか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 選定している <input type="checkbox"/> 選定していない
	「選定していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 選定する知識がない <input type="checkbox"/> 選定は業者等に依頼しているから <input type="checkbox"/> 業務に支障となるから
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
Q12	実験機器・事務機器等の不要時、不使用時は電源を切っていますか。	<input type="checkbox"/> 電源を切っている <input type="checkbox"/> 電源を切っていない
	「切っていない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 切るのが手間だから <input type="checkbox"/> 待機状態が長いと自動で切れるから <input type="checkbox"/> 業務に支障となるから
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
Q13	パソコンの待機時、省電力モードに設定していますか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 設定している <input type="checkbox"/> 設定していない
Q14	待機時消費電力(使っていない時でも消費される電力)を減らすため、使用していない時はコンセントを抜いていますか又はスイッチ付コンセント等で電源を切っていますか。	<input type="checkbox"/> 抜いている又は電源の元から切っている <input type="checkbox"/> 抜いていない又は電源の元から切っていない
	「抜いていない又は電源の元から切っていない」とお答えの方は以下にお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 電源の元から切るのが手間だから <input type="checkbox"/> 待機時消費電力のことを知らなかった <input type="checkbox"/> 業務に支障となるから <input type="checkbox"/> その他
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
	「その他」と回答の場合、内容を記入してください。	

Q15	生活用の冷蔵庫(設定温度の配慮, 入れすぎに注意), 電気ポット(つけっぱなしにしない), 掃除機(片付けてから掃除機を掛ける)を効率的に使っていますか。(ユニット内での担当の方の回答)	<input type="checkbox"/> 常に心がけて, 使っている <input type="checkbox"/> 時々, 意識して使っている <input type="checkbox"/> 知ってはいるが, やっていない <input type="checkbox"/> やっても無駄だと思う
Q16	実験機器・事務機器等を購入する場合は省エネルギーの機器を選定していますか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 選定している <input type="checkbox"/> 選定していない
	「選定していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 選定する知識がない <input type="checkbox"/> 選定は業者等に依頼しているから <input type="checkbox"/> 選定すると業務に支障となるから
	「業務に支障となる」と回答の方は、その業務内容をお答えください。	
Q17	寒い時期以外には暖房便座のスイッチを切っていますか。	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 切っている <input type="checkbox"/> 切っていない <input type="checkbox"/> その他
	「切っていない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> スwitchを切るのが手間だから <input type="checkbox"/> スwitchを切る方法が分からない <input type="checkbox"/> 誰かがスwitchを切るだろうと考えているから
	「その他」と回答の場合、内容を記入してください。	
Q18	エレベータの3ステップアップ3ステップダウンを励行していますか。(エレベータを使用しないと出来ない業務又は健康上の理由等を除く)	<input type="checkbox"/> 励行している <input type="checkbox"/> 励行していない
Q19	グリーン購入をしていますか。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
	「していない」と回答の方はお答えください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> グリーン購入に該当する機器・文具について知識がない <input type="checkbox"/> グリーン購入に該当する機器・文具を調べるのが手間だから <input type="checkbox"/> グリーン購入に関心がない <input type="checkbox"/> グリーン購入を知っていれば購入していた以上です。ご協力ありがとうございました。





区分	環境側面 (☆):直接,(★):間接	補足	環境影響											場面		法規制	著しい		
			大気	水	土壌	音	ユレ	におい	地盤	資源	廃棄物	気温	オゾン層	人体	景観			通常・非通常	事故・緊急
<b>【ボイラー】</b>																			
	ボイラーの運転(☆)(★)	電力(→全体活動-電力へ), 重油(→全体活動-燃料へ)	●			●	●						●			●		1,2	
		火災	●													●		25	◎
		運転ミス・地震などによる爆発	●		●			●								●			◎
	良質重油の使用(☆)	A重油1種1号	○													○			
	防振加工(☆)	防振架台					○									○			
<b>【発電機】</b>																			
	発電機の運転(☆)(★)	電力(→全体活動-電力へ), 重油(→全体活動-燃料へ)	●			●	●						●			●		22	
		火災	●													●		25	◎
		運転ミス・地震などによる爆発	●		●			●								●			◎
	良質重油の使用(☆)	A重油1種1号	○													○			
	防振加工(☆)	防振架台					○									○			
<b>【冷温水発生機】</b>																			
	冷温水発生機の運転(☆)(★)	電力(→全体活動-電力へ), 重油(→全体活動-燃料へ)	●			●	●						●			●		1,2	
		火災	●													●		25	◎
		運転ミス・地震などによる爆発	●		●			●								●			◎
		夜間稼動で深夜電力の利用	○							○	○	○				○			
	良質重油の使用(☆)	A重油1種1号	○													○			
	防振加工(☆)	防振架台					○									○			
<b>【吸収式冷凍機】</b>																			
	冷凍機の運転(☆)	電力(→全体活動-電力へ)				●	●									●			
	防振加工(☆)	防振架台					○									○			
<b>【排水処理施設】</b>																			
	排水処理(☆)	PH調整に硫酸,苛性ソーダを 使用,電力(→全体活動-電力へ)		○												○		4,5,6	
		汚泥						●		●						●		8	
		地震による施設破損で排水漏洩	●	●												●			◎
<b>【特殊排水処理施設】</b>																			
	法医解剖排水処理(☆)	電力(→全体活動-電力へ)		○												○			
	動物実験排水処理(☆)	電力(→全体活動-電力へ)		○												○		4,6	
	病理解剖排水滅菌処理(★)	電力(→全体活動-電力へ)		○												○			
<b>【空調機】</b>																			
	空調機の運転	取り付け・取外しミスでフロン類 の漏洩(☆)/電力(→全体活動- 電力へ)											●			●			◎
<b>【空調機・圧縮機・ポンプ類】</b>																			
	空調機・圧縮機・ポンプ類の 運転(☆)	電力(→全体活動-電力へ)				●	●									●		18,19	
	防振加工(☆)	防振架台					○									○			

区分	環境側面 ((☆):直接, (★):間接)	補足	環境影響													場面		法規制	著しい	
			大気	水	土壌	音	ユレ	におい	地盤	資源	廃棄物	気温	オゾン層	人体	景観	通常・非通常	事故・緊急			
<b>【地下タンク】</b>																				
	危険物の貯蔵	地震による施設破損で重油漏洩(5基)			●													●	25	◎
<b>個別【教育・研究】</b>																				
	環境教育(☆)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	34	
	先端医療の研究(☆)														○	○				
	教育・研究材料の購入(☆)	薬品, ガス, 燃料, 動物, 細菌, 微生物, 植物など								●							●			
	教育・実験(☆)	設備・機械運転, 器具使用, ガス使用, 動物実験など	●			●	●	●				●	●	●		●				
	有害化学薬品の使用(☆)		●	●				●			●	●	●	●		●		8,20	◎	
	薬品等の節約(☆)	薬品・ガス使用, 動物など	○	○				○		○	○	○	○		○					
	排気施設(☆)	ドラフト, フィルタリング, 安全キャビネットなど	○													○				
	音対策(☆)	ドアを閉める, 消音器など				○										○				
	スクラパー, ドラフトチャンバー(☆)	洗浄水(→事業系排水の排出へ)	○												○	○				
	代替品の使用(☆)	より臭いの少ない薬品へ						○							○	○				
	脱臭装置・機器(☆)	脱臭フィルター, ペパフィルター, 安全キャビネット						○								○				
	定期清掃(☆)	動物飼育室など						○								○				
	換気(☆)														○	○				
	2次洗浄液までの回収(☆)	廃液の分別		○												○	○			
	廃棄物の分別(☆)										○					○				
	薬品の漏洩(☆)	実験による生成物(化合物)を含む, 誤って排水口に流す, 移動中を含む		●	●										●		●			◎
	廃液の漏洩(☆)			●	●										●		●		◎	
	燃料の漏洩(☆)			●	●										●		●		◎	
	爆発事故(☆)	ボンベなど	●												●		●		◎	
	放射性物質の使用(☆)														●		●		◎	
	放射線の漏洩(☆)														●		●		◎	
	超音波, 電磁波, 高周波などの使用(☆)					●									●	●	●		32	
	超音波対策(☆)	超音波洗浄機を日曜に使用する				○									○	○				
	人体未固定資料の使用														●	●				
<b>【屋内貯蔵所】</b>																				
	危険物の貯蔵	地震による施設破損で油類漏洩(5箇所, 保管方法はサービスタンク・一斗缶)			●													●	25	◎

区分	環境側面 ((☆):直接, (★):間接)	補足	環境影響												場面		法規制	著しい	
			大気	水	土壌	音	ユレ	におい	地盤	資源	廃棄物	気温	オゾン層	人体	景観	通常・非通常			事故・緊急
<b>【浄化槽】</b>																			
	汚水の浄化(☆)			○													○		
	浄化槽の利用(☆)	電力(→全体活動-電力へ)						●									●		5
		地震による浄化槽破損で汚水漏洩			●												●		
<b>【QOL・QOW】</b>																			
	何でも相談できる雰囲気作り(☆)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	環境の話題が日常飛び交う職場(☆)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	笑顔でアイサツできる人間関係(☆)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	早期退社(☆)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自己責任の学内システム(☆)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
<b>【厨房】</b>																			
	厨房排水の排出(☆)	油, 洗剤混じり		●													●		4.6
	自動洗浄機(☆)			○						○							○		
					●												●		
	洗浄機の運転管理(☆)	ピーク時を避け, 利用者の少ない時間帯に実施			○												○		
	側溝清掃(☆)	汚水・汚泥排出		○				○									○		
										●							●		8
<b>【油水分離槽】</b>																			
	排水処理(☆)	厨房, 中央機械室		○													○		4.6
		地震による施設破損			●												●		◎

## 大型機器導入・施設整備に関する事前環境評価について

### 1. 目的

福井大学環境方針も基本方針第1項において、本学における(松岡キャンパス)における教育・研究を中心としたすべての活動から発生する地球環境に対する負荷の低減に努めることとしている。この方針に基づき大型プロジェクト等による大型機器導入、施設整備の際に、それらが引き起こす、あるいは引き起こす可能性がある環境への影響を事前に評価することにより、環境保全と省エネルギーの重要性を喚起し、その低減に寄与することを目的とする。

ただし、この事前環境評価により教育研究の進展を阻害しないものとする。

### 2. 次のことを目安として作成し、提出して頂く。

- 1) 施設整備: 予定価格で 50,000千円
- 2) 大型機器: 予定価格で 16,000千円

### 3. 事前評価に関する事項等

- 1) 規制に関する事項
- 2) 資源エネルギーの使用量(使用時)に関する事項
- 3) 使用する薬品等に関する事項
- 4) 予想される廃棄物の種類と排気量に関する事項
- 5) その他地球環境に配慮する事項

### 4. 提出者、提出先

提出者: 大型機器導入等を計画している学科等及び担当者

提出先: 松岡地区環境保全等実施専門部会

### 5. 実施開始時期について : 平成17年 9月 1日

大型機器導入・施設整備に関する事前環境影響評価表

提出日	年 月 日			
建物名称		機器名		
		工事名		
学科名		設置棟		
担当者名		室名		
予定日	着手日又は納入日： 年 月 日	完成又は使用開始日： 年 月 日		
設置概要				
事前環境 影響評価 に関する 記述	関連法規(該当法規に○を付す)			
	<input type="checkbox"/>	大気汚染防止法		
	<input type="checkbox"/>	騒音規制法		
	<input type="checkbox"/>	振動規制法		
	<input type="checkbox"/>	悪臭防止法		
	<input type="checkbox"/>	下水道法・五領川公共下水道事務組合下水道条例		
	<input type="checkbox"/>	消防法		
	<input type="checkbox"/>	高圧ガス保安法		
	<input type="checkbox"/>	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律		
	<input type="checkbox"/>	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		
	<input type="checkbox"/>	毒物及び劇物取締法		
	<input type="checkbox"/>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
	<input type="checkbox"/>	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)		
	<input type="checkbox"/>	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)		
	<input type="checkbox"/>	その他(法律名： )		
	資源の使用量 (使用時)	電力使用量		Kw/h
		ガスの使用量		m <sup>3</sup> /h
		重油・灯油使用量		ℓ/h
		予想される使用時間		時間・日
		予想される騒音		db
予想される廃棄物・排出物	一般廃棄物		トン/年	
	産業廃棄物 種類		トン/年	
	廃液		ℓ/年	
その他	その他, 地球環境に配慮する事項			
専門部会 による意 見等	特記事項			

### 影響力を及ぼすことが期待できる本学関係者

業務	企業名等	環境影響	関係部署	対処法
建築・土木	請負業者	汚染水排出, 騒音, 振動, 産業廃棄物の増加	環境整備課	標準仕様書・打合せでの注意喚起
重油納入	請負業者	土壌汚染(注油時の油漏れ)	財務課 環境整備課	契約書で注意喚起
灯油納入	請負業者	土壌汚染(注油時の油漏れ)	財務課	
液体窒素納入	請負業者	資源の消費(注入時の大気への放出)	財務課	契約書で注意喚起
酸素ガス・二酸化炭素ガスなどのガスボンベ納入	請負業者	大気汚染(ガスボンベの不適合設置)	財務課	契約書で注意喚起
一般廃棄物搬出	永平寺町	土壌汚染(車両搭載時のゴミの拡散)	財務課 環境整備課	契約書で注意喚起
医療廃棄物搬出	請負業者	土壌汚染(積み込み時の飛散)	総務管理課 環境整備課	契約書で注意喚起
ホルマリン搬出	請負業者	土壌汚染(積み込み時の漏れ)	財務課 環境整備課	契約書で注意喚起
濃厚廃液搬出	請負業者	土壌汚染(積み込み時の漏れ)	財務課 環境整備課	契約書で注意喚起
学内清掃	請負業者	清掃洗浄に伴う水質汚濁	財務課	契約書で注意喚起
植栽管理	請負業者	土壌汚染(農薬の使用)	環境整備課	契約書で注意喚起
ボイラー運転	請負業者	操作ミスによる大気汚染	環境整備課	マニュアルによる運転
排水処理施設運転	請負業者	排水の浄化, 不快臭, 資源の消費, 廃棄物の発生, 水質汚濁・土壌汚染(事故・緊急時)	環境整備課	契約書で注意喚起

本学関係企業 殿

松岡地区環境保全等実施専門部会  
部会長 日下幸則

## 環境影響の調査について（依頼）（案）

福井大学松岡地区（附属病院は除く）では、ISO14001の認証を取得し環境保全の取り組みを行っております。

各業者の方には、施設維持保全及び備品納入等を通じ、本学の教育・研究等に日頃御協力を頂いております。それらの業務は、本学の環境と密接な関係があり、環境側面（環境に良いこと、悪いこと、危険なこと等）を明確にし、その中から重点的・優先的に改善を要するものを選び出し、改善協力を依頼することにしています。

そこで、各業者の方に別紙の環境影響調査表をお配りしますので、平成 年 月 日（金）までに環境整備課までご回答下さい。

また、不明な点や疑問・質問は下記までお問い合わせ下さい。

財務部環境整備課 環境ISO担当 0776-61-8634（内線・2112）

メールによる質問は、ems@med.u-fukui.ac.jp まで

環境への影響	ガイドライン
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>揮発性の薬品を大気へ排出</li> <li>有害物質を大気へ排出</li> <li>有色のガス・煙を大気へ排出</li> </ul>
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬品・油・廃液・廃油・排水を排水口・洗い場・側溝・下水へ排出</li> <li>薬品・油を使用した機器・器具の洗浄水（2回以下）を排水口・洗い場・側溝・下水へ排出</li> </ul>
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬品・油・廃液・廃油・洗浄水が土壌へ浸透</li> </ul>
振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓ガラスがゆれるような振動を発生</li> <li>室外の人が体がゆれていると感じがするような振動を発生</li> <li>7.5Kw以上の能力をもつ電動機を有する装置</li> </ul>
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>室外にも届くような騒音を発生</li> <li>室外の人が耳鳴りを感じるような騒音を発生</li> <li>7.5Kw以上の能力をもつ電動機を有する装置</li> </ul>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>室外に臭うような不快な臭いを発生</li> </ul>
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等）を排出</li> </ul>
オゾン層破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>フロン類、臭化メチル等を排出</li> </ul>

## ○ミスによる環境影響の例

・汚染水排出、騒音、振動、産業廃棄物の増加・土壌汚染（注油時の油漏れ）・資源の消費（注時の大気への放出）・大気汚染（ガスボンベの不適正設置）・土壌汚染（積み込み時の漏れ）・清掃洗浄に伴う水質汚濁・土壌汚染（農薬の使用）・排水の浄化、不快臭、資源の消費、廃棄物の発生、水質汚濁・土壌汚染（事故・緊急時）

## 環 境 影 響 調 査 票

御社は、業務に伴いゴミ排出、騒音、振動、汚水、大気汚染などの環境に影響を与える作業、又は、影響を与えるかもしれない作業を行っています。例えば清掃業務であれば水質汚染、また配送業務であれば自動車による大気汚染や騒音を発生させます。

一方で、業者や消費者の責務として容器包装を分別・リサイクルすることが法律により義務付けられています。それらを踏まえ、以下の質問にお答えください。(該当項目に○印を記入する)

回 答 日	平成 年 月 日		
御 社 名	回答者役職・氏名		
	回答者連絡先		
本学での主な業務内容			
<b>Q1. ゴミ(廃棄物)について</b>			
(1)業務により発生したゴミは、持ち帰っていますか	a. 持ち帰っている	b. 持ち帰っていない	
(2) (1)で「持ち帰っていない」と回答した方のみお答えください	a. これからは持ち帰る	b. これからも持ち帰らない	【理由: _____】
(3) (1)で「持ち帰っている」と回答した方のみお答えください	a. 処理を市町村に依頼	b. 処理を産廃業者に依頼	c. その他【 _____ 】
<b>Q2. 容器包装(ダンボール、発砲スチロールなど)について</b>			
(1)納品した商品の容器包装は、持ち帰っていますか	a. 持ち帰っている	b. 指示された場合のみ持ち帰っている	c. 持ち帰っていない
(2) (1)で「持ち帰っていない」と回答した方のみお答えください	a. これからは持ち帰る	b. これからは指示された場合のみ持ち帰る	c. これからも持ち帰らない
(3) (1)で「持ち帰っている」又は「指示された場合のみ持ち帰っている」と回答した方のみお答えください	a. 持ち帰りリサイクルしている	b. ゴミとして処分	c. その他【 _____ 】
<b>Q3. 自動車の使用について</b>			
(1)構内で1分以上停車場合は、エンジンを切っていますか	a. はい	b. いいえ	
(2) (1)で「いいえ」と回答した方のみお答えください	a. 業務に支障があるから	b. 車のエアコンが切れるから	c. 面倒だから
(3)車は、駐車場にとめていますか(作業のためやむなく道路に停車する車両を除く)	a. はい	b. いいえ	d. その他【理由: _____】
(4) (3)で「いいえ」と回答した方のみお答えください	a. 業務に支障があるから	b. 面倒だから	c. その他【理由: _____】
<b>Q4. 騒音について</b>			
(1)騒音を発生する作業はありますか	a. ある	b. ない	





【FMS431-6】  
平成 年 月 日

本学関係者 各位

福井大学松岡地区環境保全等実施専門部会

環境保全への取り組みのお願い(要請)(案)

平素から本学の活動にご協力頂き、ありがとうございます。

さて、本学は本学の活動から発生する地域への環境負荷の低減を目指しています。主に下記のような環境負荷が発生していると思われます。これらを低減するために、貴社におかれましても本学の環境保全活動にご協力下さいますようお願いいたします。また、本学の環境及びその保全活動に関しまして、ご意見がありましたら裏面へご記入下さい。

提出期限 平成 年 月 日( )

【本学が特定した環境に影響を与えるもの】…別紙資料参照

【本学での事業活動について、特に下記の点に配慮してください】

※廃棄物の排出について

・業務により発生したゴミ(廃棄物)、容器包装(ダンボール等)は持ち帰るようにしてください。

※自動車の使用について

・構内でのアイドリングストップにご協力ください。

・指定された駐車場を利用してください。

※地球資源の消費について

・電力、水の使用量削減にご協力ください。

※汚染水の排出について

・汚染された水を排出する時は適正な処理を行い排出するようにしてください。

上記の環境を良くするための活動に賛同し、協力します。

平成 年 月 日

御社名: \_\_\_\_\_ 担当氏名: \_\_\_\_\_

※本様式を提出し、1部コピー保管してください。

【問い合わせ先・提出先】

財務部環境整備課 環境ISO担当  
0776-61-8634(内線 2112)  
メールによる質問は ems@med.u-fukui.ac.jp まで

本学の環境及びその保全活動に関しましてご意見がありましたら、ご記入下さい。

《 別 紙 》

※本学が特定した著しく環境に影響を与えるもの

電力の消費
紙の消費
燃料の消費
水の使用
生活排水の排出
事業系排水の排出
一般廃棄物の排出
分煙
受動喫煙
緑地・植栽整備
ボイラーの運転・火災・爆発
発電機の運転・火災・爆発
冷温水発生機の運転・火災・爆発
実験排水の処理・漏洩
空調機の運転・フロン漏洩
地下タンクの危険物の貯蔵
有害化学薬品の使用
薬品の漏洩
実験廃液の漏洩
重油注入時の漏洩
ポンベの爆発事故
放射線の漏洩
焼却施設の運転・火災・爆発
屋内の危険物の貯蔵・油類の漏洩
厨房等の排水処理・油水の漏洩

※本学が設定した目的・目標

目 的	目 標
総エネルギー使用量の削減(電気・重油)	前年度比1%以上の削減
紙使用量の削減	前年度使用量以下に削減
水道水使用量の削減	前年度使用量以下に削減
廃棄物排出量の削減	一般廃棄物排出量(附属病院を除く)を基準年度(平成19年度)以下とする
学内環境美化	指定外場所へのゴミ投棄量をゼロに近づける タバコのポイ捨てをゼロを目指す
受動喫煙を防止する	分煙を徹底する
緑に対する関心を高め、学習環境や療養環境の環境整備	植栽を管理する
	植栽面積を増やすことを検討する
	花・緑に関心を持ち、楽しむボランティア活動を支援する
	花壇面積を増やすことを検討する
水質汚濁の防止	排水基準の遵守
産業廃棄物排出に関する法律順守	有害化学薬品廃液の完全回収

## 法律・条例調査報告書

報告日： 平成 年 月 日		調査者：	
調査対象：			
調査結果：			
調査結果に基づくマニュアル更新：		更新者：	
更新の必要 : 有り 無し		更新日：	
更新内容			
松岡地区総括環境 責任者の確認		確認日	







# 法規制マトリックス(つづき)

No	区分	規制名称	学内規程等	No	側面	松岡キャンパス総務室	人事労務課	財務部財務課	財務部施設企画課	財務部環境整備課	松岡キャンパス学務室	学務部学術情報課	病院部総務管理課	病院部経営企画課	総合情報基盤センター	バイオ実験機器部門	生物資源部門	放射性同位元素実験部門	高エネルギー医学研究センター	子どものこころの発達研究センター	看護部事務室	生活協同組合	オリックス中央機械室	勝木書店		
1	地球環境	地球温暖化対策推進法		①	ボイラーの運転, 発電機の運転, 冷温水発生器の運転 エネルギーの消費																					
2	大気系	大気汚染防止法		①	ボイラーの運転, 発電機の運転, 冷温水発生器の運転																					
				②	—																					
					③	—																				
3		ダイオキシン類対策特別措置法		①	焼却施設																					
4	水・土系	水質汚濁防止法	国立大学法人福井大学松岡地区廃棄物及び廃水等取扱規程	①	危険物の貯蔵, 排水処理																					
				②	事業系排水の排出, スクラバ一, 排水処理, 法医剖検廃水処理, 病理剖検排水処理																					
5			浄化槽法		①	汚水の浄化																				
6		下水道法, 五領川公共下水道事務組合下水道条例	国立大学法人福井大学松岡地区廃棄物及び廃水等取扱規程	①	事業系排水の排出, 生活廃水の排出																					
				②	事業系排水の排出, スクラバ一, 排水処理, 法医剖検廃水処理, 病理剖検排水処理																					
7		土壌汚染対策法		①	—																					
8	廃棄物系	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	国立大学法人福井大学松岡地区廃棄物及び廃水等取扱規程	①	一般廃棄物の排出																					
				②	—																					
					③	産業廃棄物の排出																				
					④	特別管理産業廃棄物の排出																				
					⑤	特別管理産業廃棄物の排出																				
9		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB法)		①	—																					
10		特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	国立大学法人福井大学松岡地区廃棄物及び廃水等取扱規程	①	一般廃棄物の排出																					
11		容器包装の係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		①	一般廃棄物の排出																					
12		食品循環資源の再利用などの促進に関する法律(食品リサイクル法)		①	—																					

No	区分	規制名称	学内規程等	No	側面	松岡キャンパス総務室	人事労務課	財務部財務課	財務部施設企画課	財務部環境整備課	松岡キャンパス学務室	学務部学術情報課	病院部総務管理課	病院部経営企画課	総合情報基盤センター	バイオ実験機器部門	生物資源部門	放射性同位元素実験部門	高エネルギー医学研究センター	子どものこころの発達研究センター	看護部事務室	生活協同組合	オリックス(中央機械室)	勝木書店		
13		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		①	産業廃棄物の排出																					
14		使用済み自動車の再資源化に関する法律		①	産業廃棄物の排出																					
15		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律		①	産業廃棄物の排出																					
16		資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)		①	産業廃棄物の排出																					
17		国等による環境物品等の調達等に関する法律(グリーン購入法)		①	設備、機器、備品、事務用品の購入																					
18	感覚系	騒音規制法		①	空気圧縮機、送風機																					
19		振動規制法		①	圧縮機																					
20		悪臭防止法		①	薬品の使用																					
21	エネルギー系	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	福井大学松岡地区エネルギー管理標準	①	エネルギーの消費																					
22		電気事業法	国立大学法人福井大学自家用電気工作物保安規程	①	その他施設・整備																					
23		農薬取締法		①	農薬散布																					
24	薬品・危険物ガス系	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)		①	—																					
25		消防法	国立大学法人福井大学防火管理規程	①	施設																					
26		高圧ガス保安法			②	危険物の貯蔵																				
					③	危険物の貯蔵																				
27		特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)		①	焼却施設の運転																					

No	区分	規制名称	学内規程等	No	側面	松岡キャンパス総務室	人事労務課	財務部財務課	財務部施設企画課	財務部環境整備課	松岡キャンパス学務室	学務部学術情報課	病院部総務管理課	病院部経営企画課	総合情報基盤センター	バイオ実験機器部門	生物資源部門	放射性同位元素実験部門	高エネルギー医学研究センター	子どものこころの発達研究センター	看護部事務室	生活協同組合	オリックス(中央機械室)	勝木書店		
28	その他	公害防止整備法		①	—																					
29		工場立地法		①	—																					
30		ビル用水法		①	—																					
31		工業用水法		①	—																					
32		電波法		①	—																					
					②	—																				
33		環境配慮促進法		①	側面の特定できず																					
34		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律		①	環境教育																					
					①	—																				
35		福井県公害防止条例		②	—																					
					③	地下水の汲み上げ																				
36		健康増進法		①	分煙、受動喫煙																					
37		環境配慮契約法		①	—																					

## 実施報告書

実施項目	報告者
報告日：平成 年 月 日	
実施内容：(参考となる資料を添付し、説明に代えることができる)	
環境保全等実施専門部会の評価	
松岡地区総括環境責任者 による確認	

## 教育実施報告書

確認	作成
松岡地区 総括環境責任者	研修実施責任者

		作成日	平成 年 月 日
研修名		研修実施責任者	
実施日時	平成 年 月 日 : ~ :	場 所	
対象者 (参加者)			
実施方法			
内容			
研修実施責任者 による力量評価 (ユニット全体)	評価項目 (◎理解している, ○ほぼ理解している, △不十分)		評価
	環境マネジメントシステム要求事項の適合範囲の理解		
	環境方針の理解		
	法規制の理解		
	著しい環境側面の理解		
	目的・目標の理解		
	実施計画の理解		
	手順書の理解		
研修実施責任者 評価	各教職員の役割と責任の理解		

※終了証, 免許がある場合, そのコピーを添付すること

※研修実施責任者とは, マニュアル(P.M-48)を参照

## 平成 年度 内部監査員登録リスト

(平成 年 月 日現在)

No.	氏 名	所 属 ユ ニ ッ ト	役 職 名	取 得 資 格	内部監査経験 ( 回 )
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

内部コミュニケーション記録書

確認
松岡地区 総括環境責任者

情報等の題名	作成日	作成者	平成 年 月 日
受付日	平成 年 月 日	情報等提供者	
情報等の内容			
処置内容			
処置実施日			
松岡地区総括 環境責任者の コメント			

外部コミュニケーション記録書

確 認
松 岡 地 区 総 括 環 境 責 任 者

		作 成 日	平 成 年 月 日
情報等の題名		作 成 者	
受 付 日	平 成 年 月 日	情報等提供者	
情報等の内容			
処 置 内 容			
処 置 実 施 日			
松岡地区総括 環境責任者の コメント			

※学外からの連絡者への説明文書を添付すること

## 緊急事態テスト結果報告書

確 認
松 岡 地 区 総括環境責任者

作 成 日	平 成 年 月 日	作 成 者	
実 施 日	平 成 年 月 日	実 施 責 任 者	
想 定 し た 緊 急 事 態		使用した手順書	
参 加 者		場 所	
テ ス ト 概 要			
評 価			
実 施 責 任 者 の コ メ ン ト			
松 岡 地 区 総 括 環 境 責 任 者 の コ メ ン ト			



不適合事項是正及び予防報告書

確 認
松 岡 地 区 総 括 環 境 責 任 者

作 成 日	平 成 年 月 日	作 成 者	
不適合事項の概要		発 生 源	
不適合事項の詳細内容			
不適合を引き起こした原因			
是正処置内容			
確 認 / コ メ ン ト			
処 置 実 施 日			
処置実施者のコメント			

平成 年度 内部監査計画書

作成者	承認
松岡地区 内部監査責任者	学長

## 平成 年度 内部監査スケジュール

監査日時	被監査ユニット	被監査ユニット責任者	内部監査内容
平成 年 月 日 : ~ :			
平成 年 月 日 : ~ :			
平成 年 月 日 : ~ :			

以上の通り報告します。

チーム(班): \_\_\_\_\_ 班

監査チームリーダー名: \_\_\_\_\_

## チェックリスト及び内部監査結果の概要【一般用】

## 一般的事項

質問しなかった項目については、傍線を引く。 監査結果:○良い点, × 甚大な不適合, △軽微な不適合, □観察, 該当なしの場合無記入

No.	規格要求事項	確認事項	確認事項・発見事項の内容	監査の結果
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

## 平成 年度 内部監査報告書

チーム(班): \_\_\_\_\_ 班

内部監査員

リーダー氏名: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

監査日:平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名: \_\_\_\_\_

時間: \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

監査対象ユニット名: \_\_\_\_\_

監査対象ユニット対応者名: \_\_\_\_\_

良い点	
観察事項	
軽微な不適合	
甚大な不適合	

記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください

## 是正処置要求書・回答書

### 要求書

No. \_\_\_\_\_

宛先(部門名):	要求年月日: _____
発信:	回答期限: _____
件名:	監査員 (主任)氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____
規格要項事項: ( 軽微 ・ 甚大 ) な不適合	
不適合事項:	被監査側対応者確認 氏名 _____ 氏名 _____

### 回答書

年月日 _____	被監査側部門長確認
回答者 _____	氏名 _____
原因:	年月日 _____
	コメント
是正処置内容:	
実施予定年月日:	

### フォローアップ(効果確認)・所見

実施開始年月日: _____	監査員氏名
実施結果:	_____
	年月日
	_____

## 最高環境責任者向け内部監査報告書

確 認	作 成
学 長	内部監査責任者

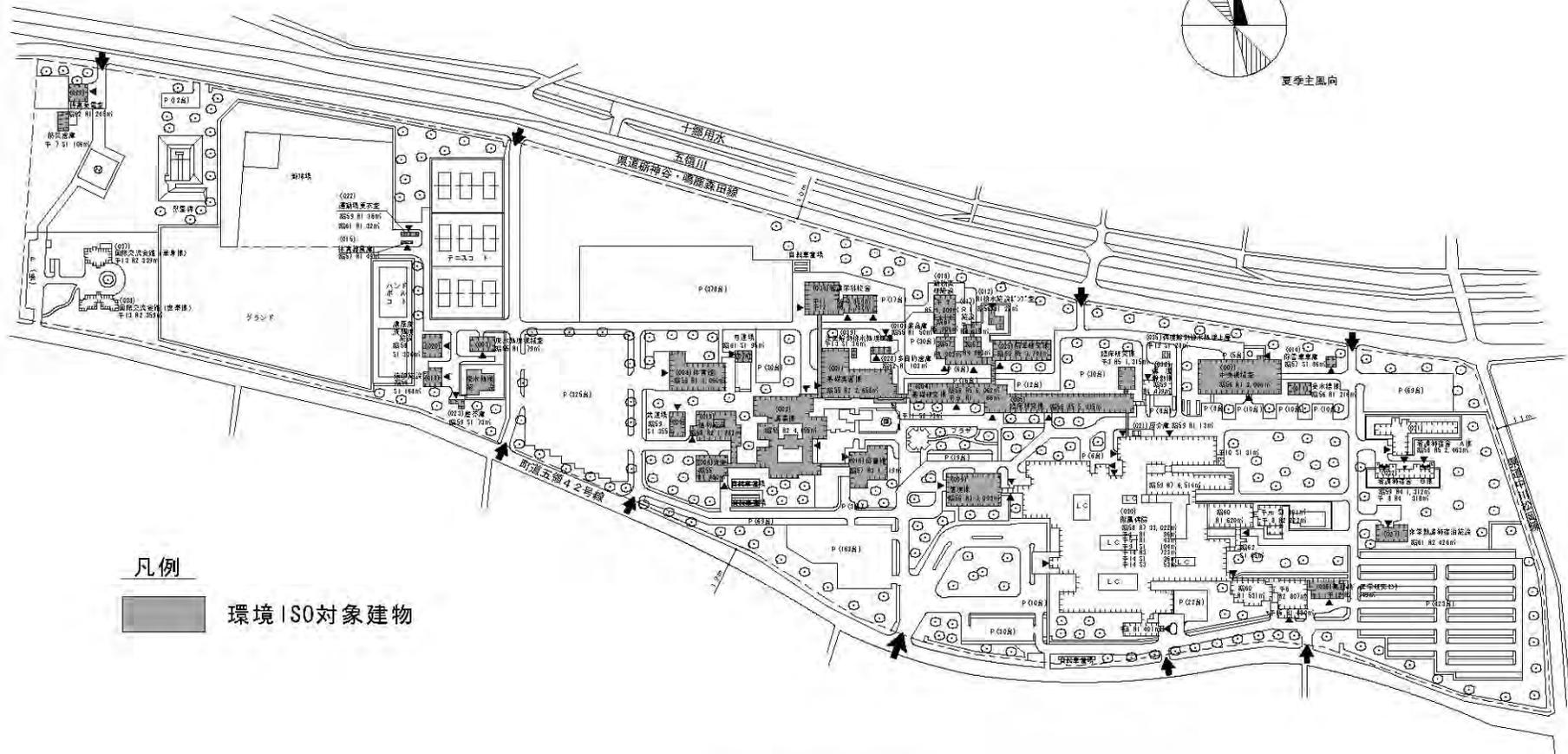
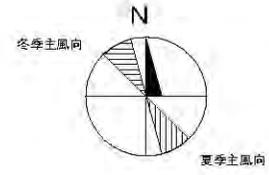
報告事項	内 容
内部監査日程	
内部監査の対象 ユニット	
内部監査結果の 概 要	
内部監査責任者 総 合 所 見	

## 学長による見直し

		日 付	平 成	年	月	日
総 評						
今後の活動への期待						

環境方針	
目的・目標	
環境マネジメントシステムのその他の要素	

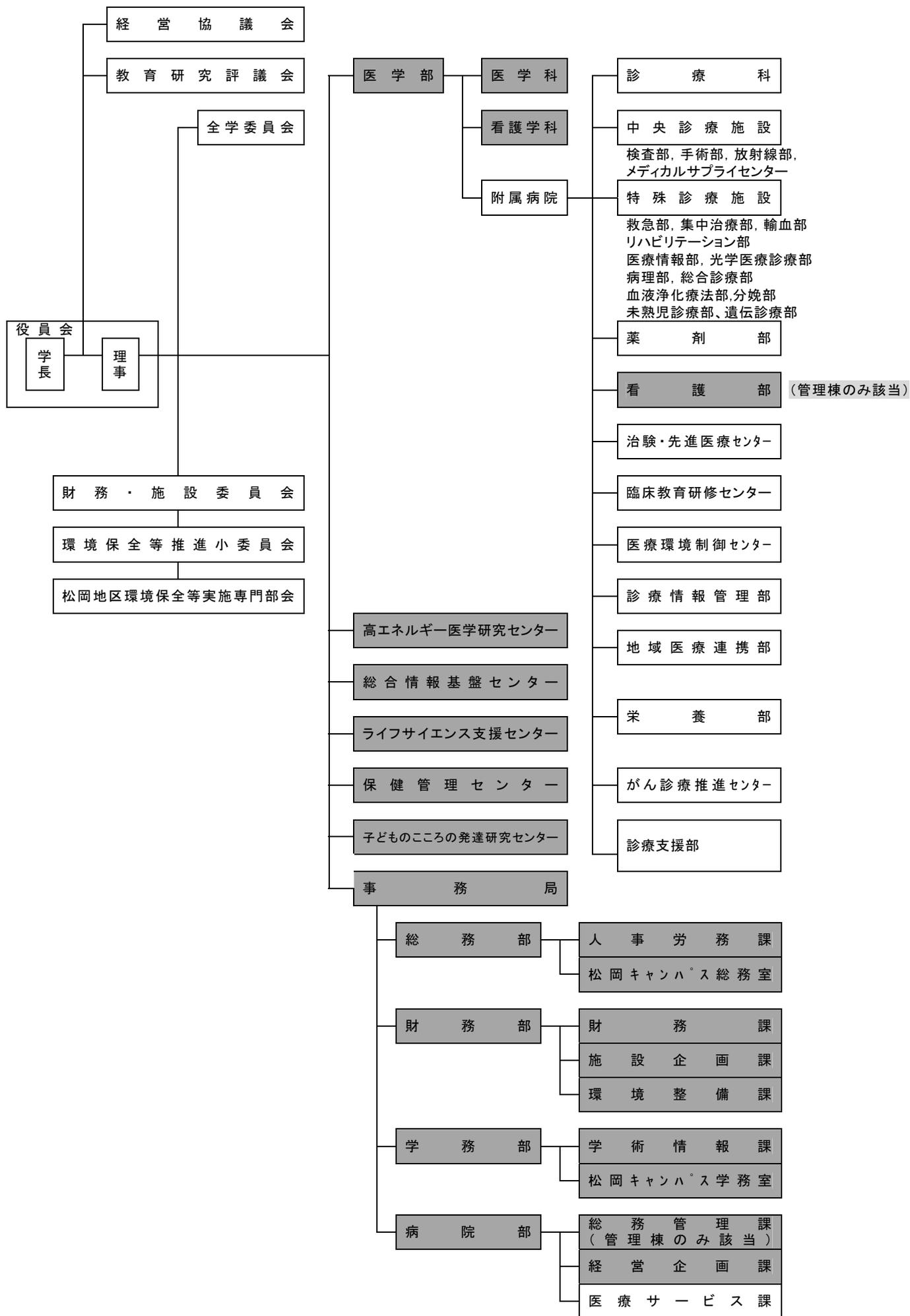
# 資料集



凡例

■ 環境ISO対象建物

配置図











No	区分	規制名称	学内規程等	No	側面	総務室	松岡キャンパス	人事労務課	財務部財務課	課務部施設企画	課務部環境整備	課務部環境整備	松岡キャンパス	課務部学術情報	院部総務管理	院部経営企画	院部情報基盤セン	部門	バイオ実験機器	生物資源部門	放射線同位元素	実験部門	学術センター	高エネルギー医	発達研究センター	子どものこころの	看護部事務室	生活協同組合	勝木書店	オックス(中央機械室)										
13		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		①	産業廃棄物の排出						●																													
14		使用済み自動車の再資源化に関する法律		①	産業廃棄物の排出	●																																		
15		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律		①	産業廃棄物の排出(第一種特定製品)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
				②	産業廃棄物の排出(第二種特定製品)	●																																		
16		資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)		①	産業廃棄物の排出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
17		国等による環境物品等の調達等に関する法律(グリーン購入法)		①	設備、機器、備品、事務用品の購入	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
18	感覚系	騒音規制法		①	空気圧縮機、送風機						●																													
19		振動規制法		①	圧縮機						●																													
20		悪臭防止法		①	薬品の使用															●	●	●	●																	
21	エネルギー系	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	福井大学松岡地区エネルギー管理標準	①	エネルギーの消費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
				②	特定事業者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
				③	—																																			
22		電気事業法	国立大学法人福井大学自家用電気工作物保安規程	①	その他施設・整備					●																														
23	薬品・危険物・ガス系	農薬取締法		①	農薬散布						●																													
				②	—																																			
				③	—																																			
				④	—																																			
25		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	国立大学法人福井大学防火管理規程	①	施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
				②	危険物の貯蔵(指定数量以上)				●	●																														
				③	危険物の貯蔵(指定数量の1/5以上)				●	●																														
26		高圧ガス保安法		①	—																																			
				②	—																																			
				③	教育・研究材料の購入								●									●	●	●	●															
				④	—																																			
27		特定化学物質の環境への排出量の把握等に関する法律(PRTR法)		①	—																																			

No	区分	規制名称	学内規程等	No	側面	松岡キャンパス総務室	人事労務課	財務部財務課	財務部施設企画課	財務部環境整備課	松岡キャンパス学務室	学務部学術情報課	病院部総務管理課	病院部経営企画課	総合情報基盤センター	バイオ実験機器部門	生物資源部門	放射性同位元素実験部門	高エネルギー医学研究センター	子どものこころの発達研究センター	看護部事務室	生活協同組合	勝木書店	オリックス(中央機械室)		
28		公害防止整備法		①	—																					
29		工場立地法		①	—																					
30		ビル用水法		①	—																					
31		工業用水法		①	—																					
32		電波法		①	—																					
				②	—																					
33	その他	環境配慮促進法		①	環境報告書の作成					●																
34		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律		①	環境教育					●	●															
35		福井県公害防止条例		①	—																					
				②	—																					
				③	地下水の汲み上げ							●														
36		健康増進法		①	分煙, 受動喫煙	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
37		環境配慮契約法		①				●	●	●																